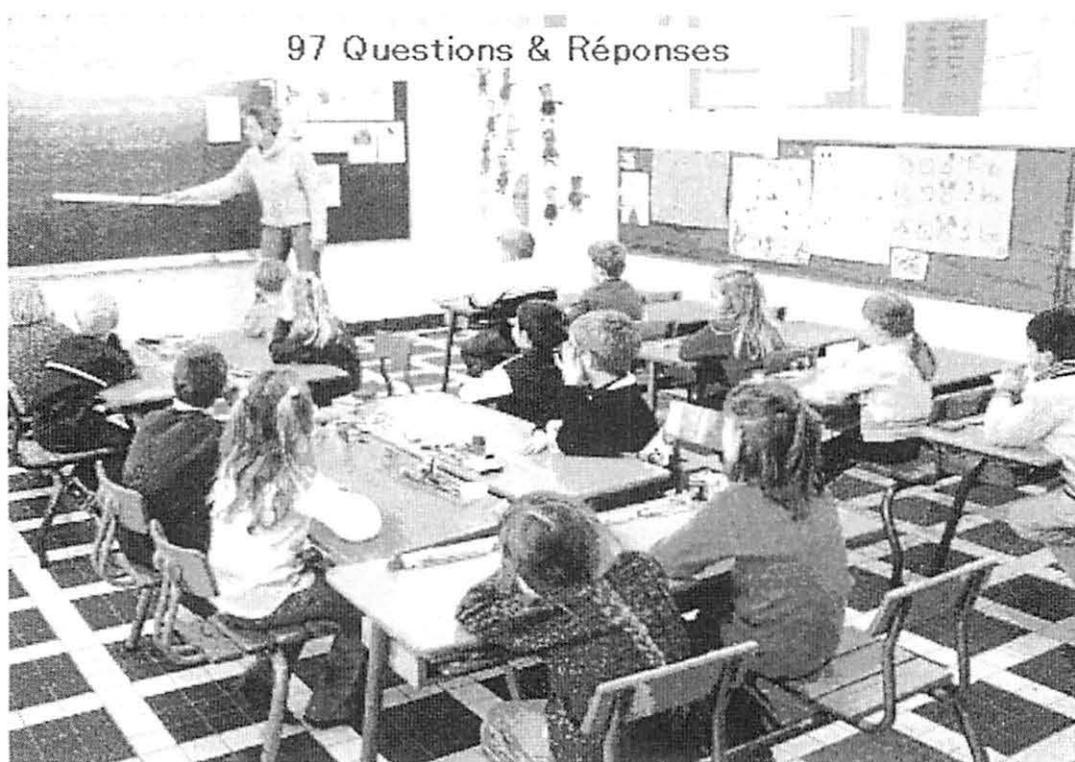


フランスの教員と教員養成制度

—Q&A (改訂版) —

Les enseignants et leurs formations en France



2004年3月

フランス教師教育研究会

フランスの教員と教員養成制度－Q & A
(改訂版)

Les enseignants et leurs formations en France
- 97 questions et ses réponses -

フランス教師教育研究会

本書は平成13年度～平成15年度(2001～2003年度)の科学研究費補助金・基盤研究(B)(1)
「フランスの大学付設教師教育部における養成・研修と教員の資質向上に関する総合的研究」(代表者：古沢常雄)による研究成果の一部である。

《IUFM研究会メンバー》

古沢 常雄 (F) 法政大学・文学部・教授
小野田正利 (O) 大阪大学・人間科学研究科・教授
夏目 達也 (N) 東北大学・アドミッションセンター・教授
藤井佐知子 (FS) 宇都宮大学・教育学部・教授
池田 賢市 (I) 中央学院大学・商学部・助教授
藤井 穂高 (FH) 東京学芸大学・教育学部・助教授
服部 憲児 (H) 宮崎大学・教育文化学部・助教授
園山 大祐 (S) 大分大学・教育福祉科学部・講師

※Q&Aの項目の作成者は、文章の末尾の()内に、上記の記号で示してある。

目 次

第1部 フランスの学校制度と教育行政

1. 学校制度 1
- Q1-1. フランスの学校制度はどのような仕組みになっていますか。またその特徴は何ですか。
- Q1-2. 保育学校や小学校の教育はどのようになっていますか。
- Q1-3. 中学校（コレージュ）の教育はどのようになっていますか。
- Q1-4. 高校（リセ）の教育はどのようになっていますか。
- Q1-5. 学校週4日制や学習リズムについて教えてください。
- Q1-6. 日本の「総合的な学習の時間」に相当するものはありますか。
- Q1-7. フランス教育の概況を数字で教えてください。
2. 教育行政 13
- Q2-1. 教育行政を担う教育委員会のようなものはありますか。
- Q2-2. 教育行政を担当するその「教育視学官」はどんな役割を果たしていますか。
- Q2-3. フランスは中央集権的な色彩が強いそうですが、教員法制もそうなのですか。
- Q2-4. 学校の設置管理と維持はどこがおこなっているのですか。
- Q2-5. 学習指導要領などの教育課程の基準や教科書検定はあるのですか。

第2部 フランスの教員養成

3. IUFM 前史 19
- Q3-1. フランスでは、教師養成制度はいつから始まったのですか。
- Q3-2. フランスの師範学校はいつできたのですか。
- Q3-3. IUFM ができる前の教員養成はどのように行われていたのですか。
4. 教員養成制度と教員資格 24
- Q4-1. フランスの現在の教員養成について大まかな仕組みを教えてください。

Q4-2. なぜ IUFM が設置されたのですか。

Q4-3. 初等教育の教員資格にはどのような種類がありますか。

Q4-4. 中等教育の教員資格にはどのような種類がありますか。

5. 教員採用試験 30

Q5-1. 教員資格はどのようにして取得するのですか。

Q5-2. 教員採用試験を受験するために必要とされる基礎条件はどのようになっていますか。

Q5-3. 教員採用試験の受験手続きはどのようになっていますか。

Q5-4. 教員採用試験の受験にあたっては、年齢や受験回数に制限がありますか。また、教員採用試験は1年のいつ頃行われるのですか。

Q5-5. 教員採用試験は、どの機関がどのような手続きによって実施していますか。

Q5-6. 教員採用試験の内容はどのようになっていますか。

Q5-7. 教員採用試験の内容についてもう少し詳しく紹介してください。

Q5-8. 教員採用試験の問題や結果は公表されていますか。

Q5-9. 大学等の学生と非常勤講師等を含めた社会人との間で、資格取得の方法に何らかの差異は設けられているのですか。

6. IUFMでの養成教育 39

Q6-1. IUFMの教育課程の概要と特徴について教えてください。

Q6-2. IUFMが教育課程を編成する際に国は指針のようなものを定めていますか。

Q6-3. IUFMの入学とそれまでの大学での教育について教えてください。

Q6-4. 1年目の教育はどのような内容ですか。

Q6-5. 教員採用後の2年目の教育はどのような内容ですか。

Q6-6. フランスでは教員の能力に関する基準があるそうですが、そこでは何が定められているのですか。

Q6-7. IUFMでの修了の判定はどのように行われていますか。

7. 教育実習 46

Q7-1. 実習の意義について教えてください。

Q7-2. 教育実習は、どのようにおこなわれていますか。

Q7-3. 実習先の選定は誰が、どのように決めていますか。

Q7-4. 実習指導はどのように行われていますか。

Q7-5. 技術・職業系の教員の場合はどんな実習が行われていますか。

8. IUFM の管理運営	50
Q8-1. IUFM と大学の関係はどのようになっていますか。	
Q8-2. IUFM の管理運営システムはどのようになっていますか。	
Q8-3. IUFM にはどのような種類の教職員がいますか。	
Q8-4. IUFM も CNE（全国大学評価委員会）の評価を受けるのですか。	
9. 教員の任用と待遇	55
Q9-1. IUFM を卒業した新任教員は、どこにどのように配属されるのですか。	
Q9-2. 日本の教員は一つの学校を5年程度で転勤することが多いのですが、フランスでも転勤や人事異動はあるのですか。	
Q9-3. 教員の給与や昇給のシステムはどのようになっていますか。	
Q9-4. 教員の勤務時間や勤務形態はどのようになっていますか。	
Q9-5. 教員に定年はあるのですか。	
Q9-6. 教員から校長などの管理職になったり視学官になることはできますか。	
Q9-7. 免許状をもたない教員や非常勤教員はいるのですか。	
Q9-8. 「学校補助員」という若者がアシスタントとして働く制度がフランスで始まっているようですが、それはどういうものですか。	
10. 現職教育	61
Q10-1. 現職研修の種類と内容について教えてください。	
Q10-2. フランスでは教員の研修はどのように意義づけられていますか。	
Q10-3. フランスにも初任者研修はありますか。	
Q10-4. 現職研修も IUFM が担うことになったのはなぜですか。	
11. 私立学校教員の養成	65
Q11-1. 私立学校の教員になるには、どのような資格が必要なのですか。公立学校の教員資格と違うのですか。	
12. 政府の教員政策	67
Q12-1. 政府が養成にあたってめざしている教員像とはどのようなものですか。	
Q12-2. 教員の需給に関する現状や、今後の需給見通しはどのようになっていますか。	
Q12-3. IUFM、教員養成制度に関する諸報告書にはどのようなものがありますか。また、その主な内容はどのようなものでしょうか。	
Q12-4. 国の教育政策と地域のニーズの関係は、どのように調整されているのでしょうか。	

地域の特殊なニーズは、国の教育政策に反映する仕組みになっているのでしょうか。

第3部 フランスの教員と学校

13. 教員の身分保障と懲戒 71
- Q13-1. 教員の専門職としての「教育の自由」は、どの程度認められていますか。
- Q13-2. 教員はストライキをすることができますか。
- Q13-3. 教員の懲戒処分はどのようにしておこなわれますか。
- Q13-4. 日本では教員評価や教員の勤務評定がとりざたされています。フランスでは勤務評定はあるのですか。
- Q13-5. 不適格教員や心病む教員の処遇はどのようになっていますか。
14. 教職員と学校 76
- Q14-1. 校長などの教職員の配置はどうなっていますか。
- Q14-2. 学校に勤務している教員以外の職員の種類と役割について教えてください。
- Q14-3. 教職員の勤務時間と勤務体制は、どのようになっていますか。
- Q14-4. 日本と同じように、教員は朝8時半から5時過ぎまで勤務するのですか。
- Q14-5. フランスの小学校も一人の先生が、すべての教科を教えるのですか。
- Q14-6. 日本では毎時間ごとに先生が学級の教室に来て授業をするのですが、フランスでもそうですか。
- Q14-7. 職員室はどのようになっているのですか。
- Q14-8. 職員会議は毎週あるのですか。どういった職種の人たちが出席するのですか。
- Q14-9. 最近日本でも「開かれた学校づくり」で学校評議員制度が導入されたり、学校評価の動きも出てきていますが、フランスではどうですか。
15. 学校管理職 84
- Q15-1. 校長などの管理職はどうなっているのですか。
- Q15-2. どうやって校長になるのですか。
- Q15-3. 校長はどのような権限をもっていますか。
- Q15-4. やはり教員は校長になりたいと思っていますか。
16. 教職員と親・生徒との関係 89
- Q16-1. 生徒の成績評価はどのようにおこなわれますか。通知表や指導要録などはどうなっていますか。

Q16-2. 教員には体罰をすることが禁止されていますか。認められる懲戒罰にはどんなものがありますか。

Q16-3. 日本では生徒が家出や非行をした時に、教職員がすぐにつけつけますが、フランスではどうですか。

Q16-4. 授業参観や個人面談などはあるのですか。

17. 教職員組合 94

Q17-1. 教職員組合への加入率は高いのですか。

Q17-2. 主な教職員組合にはどのような団体がありますか。

18. 学校現場の諸問題への対応 96

Q18-1. いま、日本では若者による犯罪が社会問題化していますが、フランスの状況はどのようなになっているのでしょうか。

Q18-2. 学校内での暴力行為に対しては、どのような対策がとられているのでしょうか。

Q18-3. 若者の余暇時間の過ごし方にはどのような特徴があるのでしょうか。

Q18-4. 世界的に人の交流が盛んになっていますが、比較的古くから外国人を受け入れてきたフランスでは、多文化な状況はどのように考えられているのでしょうか。

Q18-5. 外国人（移民）生徒への教育に関して、フランスは、どのような対策をしているのでしょうか。

Q18-6. フランスには、外国人生徒への教育的な対策として「教育優先地域」という政策がありますが、どのようなものなのでしょうか。

Q18-7. 暴力などへの対策として、市民教育が注目されているようですが、どのように実践されているのでしょうか。また、そのときに教員に求められる能力とはどのようなものなのでしょうか。

19. 教員の社会的地位・教員文化 103

Q19-1. フランスは階級社会的色彩が強いと聞きますが、どういう階層出身の人が教員になるのですか。

Q19-2. 教師たちは、その仕事にどのような生き甲斐を見出しているのですか。

Q19-3. 教師たちは、自分たちの仕事をどのように見ているのですか。

Q19-4. 教師たちは、どのような日常生活を送っているのですか。

Q19-5. 教師たちは、どのような夏休みを過ごしているのですか。

資料編

1. 公立教員における人口構成
2. 初等教育教員（公立）
3. 初等教育教員（県別）
4. 契約学校初等教育教員（私立）
5. 中等教育教員（公立）
6. 中等教育教員数(大学区別)
7. 中等教育教員数（免許、校種別）
8. 中等教育教員数（教科別）
9. 公立中等教育教員の職務
10. 私立契約学校にみる中等教育教員数の変遷
11. 教員採用数
12. 教科別教員採用者数

第1部 フランスの学校制度と教育行政

1. 学校制度

Q1 - 1. フランスの学校制度はどのような仕組みになっていますか。またその特徴は何ですか。

学校体系は下記の図のとおりであり、基本的には5(小学校)→4(コレージュ)→3(リセ)制をとっている(但し職業リセは2～4年間)。義務教育の年齢は、満6歳から満16歳までの10年間であり、通常であればリセ(高校)の1年生までとなる。義務教育を終えてもほとんどの者がそのまま修学を続けることが多く、1998年度の場合、義務年齢終了2年後の18歳での在籍率はフルタイムで82.2%(パートタイムを含めて91.6%)である。リセの修了時には、高校卒業程度の学力証明でもあり同時に大学入学試験としてのバカロレアがあり、高等教育進学率は1997年度で約43%である。

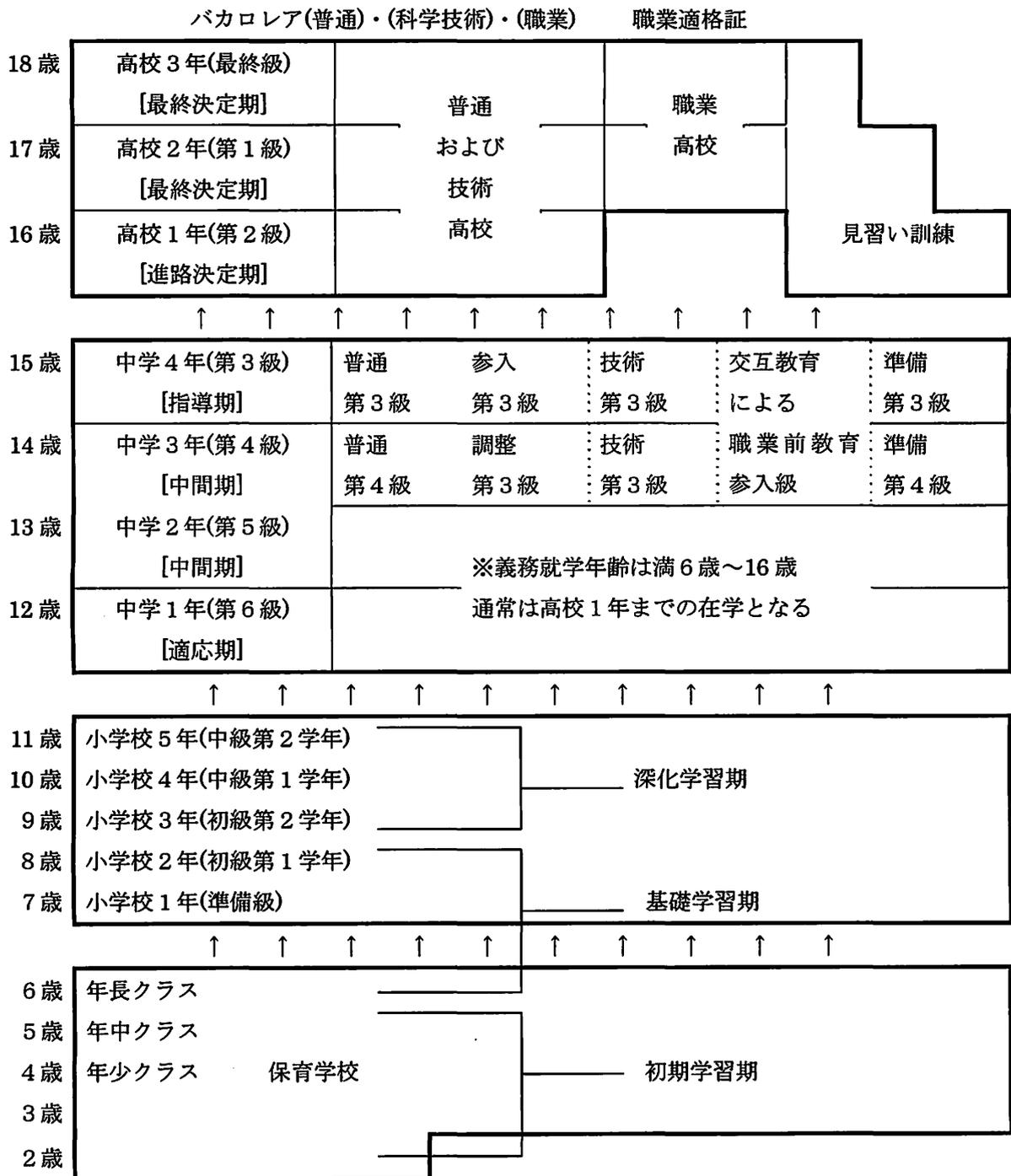
フランスの学校制度上の特徴はいくつかあるが、大きくまとめれば次の3つになるであろう。①落第および飛び級の制度があること、②リセ(高校)入試は存在せず、進路指導という措置によってふるい分けられて進学先が決まっていくこと、③就学前教育機関としての保育学校への就園率が極めて高いことである。①については、かつてはかなりの落第が見られたが、今日ではできるだけ初等教育の段階では、学習期(3年間ずつ)を設定し、その間においては一度だけしか落第をさせないようにしている。ちなみに2000年度のコレージュ(中学校)1年の在学者のうち、通常年齢より低い者は2.7%、1歳上が22.8%、2歳上(2回落第=原級留置を受けたと推察)が4.1%となっている。③については、早期の学校教育経験がその後の学業達成に効果をもたらすことから推奨され、3歳児の段階で100%に達している。

なおフランスでは国民教育省(MEN)の管轄の下にある公立学校(公教育)のほかに私立学校が存在しており、高等教育を除けば、全体的にみて200万人以上の生徒が就学しており、その割合は20%弱である。私学の95%はカトリック系であり、ほとんどが国との私学助成契約の下にある。そこに勤務する私学教員の大部分は、国により採用された「契約教員」という形であり、公教育の教員と同じようにIUFMに入学して養成教育を受け、その私学の管理機関によって当該私学に配属される。これらの教員たちの給与とキャリアは、国によって直接に保障されており、公立学校教員と同じような形態となっている。

(O)

【キーワード】 学校体系、学校制度、義務教育、保育学校、小学校、コレージュ(中学校)、リセ(高校)、バカロレア

図：フランスの学校体系概略(初等・中等教育)



Q1-2. 保育学校や小学校の教育はどのようなになっていますか。

わが国の幼稚園・保育所に相当するのは、2歳から6歳までのすべての子どもを受け入れる保育学校 (école maternelle) である。1989年に成立した新教育基本法の下では、保育学校の目的は、「子どもの身体的・知的・情緒的なあらゆる面で、子どもの人格の発達に貢献する」とともに、「その後の教育期間の全幅にわたる機会の均等化を促進する」ことと定められている。学習指導要領 (programme) によると、その保育内容は、「一緒に生活する」「話し言葉、書き言葉の世界を学び始める」「社会のなかで活動する」「世界を発見する」「創造し、感じ、創り出す」などの領域から構成されている。

一方、3歳までの乳幼児の保育については、保育所 (crèche) など多様な保育形態が用意されている。2歳までは育児休業制度が整備されていることから、2歳までは家庭で保育し、2歳からは保育学校に入れる家庭も多い。

フランスの保育制度では、保育学校が文字通りの「学校」 (école) として、小学校とともに「初等教育」 (enseignement primaire) を構成し、教育制度の基礎段階に位置づいていることが大きな特徴といえる。もちろん義務教育ではないものの、その就園率は2歳児にしてすでに35%にのぼり、3、4、5歳はほぼ100%に達していることから、この就学前学校が教育制度の基礎にしっかり根づいていることが伺える。しかも保育学校は、いわゆる幼保一元的性格を有している。つまり、教育とともに養護機能も果たしており、保育時間も両親の仕事の時間に対応している。わが国の保育所的役割も併せ持つ「学校」が初等教育として位置づいているのである。保育学校教員が「初等学校教員」 (professeur des écoles) の資格を有し、その養成・資格・待遇のいずれにおいても小学校の教員と同一であることが背景にある。

小学校 (école élémentaire) は、6歳を標準入学年齢とする5年制の教育機関である。1990年9月6日付の政令によると、小学校の目的は次の通りである。

「小学校は、児童に、知識の基本と基礎的道具を提供する。すなわち、話し言葉と書き言葉による表現、読み方、算数である。小学校は、児童が、その知力、感覚、手工的・身体的・芸術的能力を鍛え、発達させることを可能にする。学校は、児童が時間、空間、現代社会の物事、そして自らの身体に関する意識を拡大することを可能にする。学校は、児童が方法的な知識を徐々に獲得することを可能にし、児童に、よい条件でコレッジでの修学を継続するための準備をさせる。」

新教育基本法下の教育改革では、小学校5年間と保育学校4年間の計9年間の教育課程が、①2歳から5歳までの初期学習期、②5歳から8歳までの基礎学習期、③8歳から11歳までの深化学習期の3つの「学習期」 (cycle d'apprentissage) に再編制された。これにより、基礎学習期では保育学校年長組と小学校第1・2学年は1つの学習期を編成し、その教育内容と指導法については、保育学校と小学校の担当教員がチームを組んで協力しながら決定

していく仕組みも整えられた。

現在の教育課程は下記の通りである（2002年1月25日付省令）。科目名からもフランスの教育の特徴が窺える。

〔基礎学習期（第1・2学年）〕

領 域	最低時間数	最高時間数
言葉とフランス語の習得	9	10
ともに生きる	0.5（週毎の討論）	
算数	5	5.5
世界の発見	3	3.5
外国語又は地域語	1	2
芸術教育		3
体育・スポーツ		3

毎日の活動 最低時間数

読み書き	2.5
------	-----

〔深化学習期（第3・4・5学年）〕

領 域	教 科	最低時間数	最高時間数	領域時間数
	文学（話・読・書）	4.5	5.5	
	フランス語の習熟（文法・	1.5	2	
フランス語	活用・つづり・語い）			1.2
文学・人文教育	外国語又は地域語	1.5	2	
	歴史・地理	3	3.5	
	集団生活（討論）	0.5		
科学教育	算数	5	5.5	8
	実験科学・技術	2.5	3	
芸術教育	音楽・視覚芸術		3	3
体育・スポーツ			3	3

横断領域 時間数

ことばとフランス語の習得	全教科で1.3時間。うち2時間は毎日の読み書き活動
公民教育	全教科で1時間。毎週0.5時間の討論

【キー・ワード】 保育学校、小学校、学習期、小学校の教育課程

【資料】 小林順子編（1998）『21世紀を展望するフランス教育改革』東信堂

Q1-3. 中学校（コレッジ）の教育はどのようになっていますか。

中学校教育（前期中等教育）は、主に11～14歳までの生徒を対象に、コレッジ（collège）で行われる。修業年限は通常4年である。

コレッジの学校数は全国で公立5168校、私立1803校である（数値は2002年度。以下の数値もとくに断らない限り同年度）。1学校あたりの平均生徒数は公立518人、私立362人である。公立の場合、生徒数900人以上の学校は4.2%、300人未満の学校は16.5%存在する。私立の場合、それぞれ3.5%、47.8%であり、公立校と比べると私立校は全体に小規模である。1学級あたりの平均生徒数は公立23.2人、私立24.9人である。

コレッジは義務教育段階に位置づけられていることもあり、教育課程は基本的に共通である。ただし、必修教科のほかに、各校が独自に設置する多様な選択教科・活動を選択することができる。また、学業不振の生徒などを対象に、学力の回復・向上のために、教育課程の一部変更や、学力別クラス編成導の措置がとられる。

コレッジ修了後の主な進路先はリセか職業リセであるが、その決定はコレッジの進路指導を通じて決定される（入学試験はない）。第4学年在籍者のうちリセへの進学者が56.2%、同じく職業リセへの進学者が26.7%、そのほか留年者が6.7%などとなっている。

表：コレッジの各学年の教科と週あたり配当時間数

教科	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
				普通教育	技術教育
フランス語	4.5(0.5)/ 5	4	4	4.5	4.5
数 学	4	3.5	3.5	4	4
第1外国語	4	3	3	3	3
第2外国語	—	—	3	—	—
歴史・地理・公民	3	3	3	3.5	3
科学・技術					
生命・地球科学	1.5(0.5)	1.5	1.5	1.5	1.5
物理・化学	—	1.5	1.5	2	1.5
テクノロジー	1.5(0.5)	1.5	1.5	2	—
芸術教育				2	2
造形芸術	1	1	1		
音 楽	1	1	1		
体育・スポーツ	4	3	3		3
選択必修教科					
第2外国語		2	3	3	—
テクノロジー					5
自由選択					
ラテン語				3	—
ギリシャ語				3	—
地域語				3	—
第2外国語				—	3
クラス生活の時間	年間10	年間10	年間10	—	—

【注】 第1・第2学年は2002年度から、第3学年は2003年度から実施（いずれも2002年1月14日付け省令による）。第4学年は1996年12月26日付け省令による。

第1学年の（ ）内の数字は少人数指導の時間。上記の時間のほか、「発見課程」の時間として週2時間、また第1学年では生徒の個人学習指導の時間として週2時間がそれぞれ配当されている。B O. no.8 du 21 fevrier 2002.

【キー・ワード】 コレッジ、進路指導、学校規模、学級規模

【資料】

MEN, Repères références statistiques sur les enseignements, formation et la recherche, 2003.

(N)

Q1-4. 高校（リセ）の教育はどのようになっていますか。

高校教育（前期中等教育）は、主に15～18歳までの生徒を対象に、リセ（lycee）や職業リセ（lycee）で行われる。修業年限はリセが3年、職業リセが2～4年である。

学校数はリセの場合公立1,531校、私立1,077校、職業リセの場合それぞれ1,083校、647校である（数値は2002年度。以下の数値もとくに断らない限り同年度）。1学校あたりの平均生徒数はリセが公立1,009人、私立383人、職業リセがそれぞれ418人、184人である。リセの場合、公立で生徒数1,500人以上の学校は14.2%、300人未満の学校は3.2%であるのに対して、私立ではそれぞれ3.5%、47.8%である。職業リセの場合、公立で900人以上2.2%、300人未満28.5%である。公立校と比べると私立校はかなり小規模であり、またリセと比べると職業リセが全体に小規模である。また、職業リセはリセと1学級あたりの平均生徒数はリセが公立27.1人、私立23.5人、職業リセが19.8人、18.3人である。

義務教育年限は16歳までであり、留年をしなければリセ第1学年までがこれに該当する。リセの第1学年の教育は基本カリキュラムが共通であるが、第2学年から多様なコースに分化して教育が行われる。大きくは普通教育課程と技術教育課程に分かれるが、これらはさらに以下のように分化し、それぞれ教育課程が異なっている。

<普通教育課程> 文学系、経済・社会系、科学系

<技術教育課程> 第3次産業科学技術系、工業科学技術系、実験科学技術系、社会・福祉科学系

職業リセには多様な課程・コースが置かれている。

・2年制コース：職業適任証（CAP）準備課程、職業教育修了証（BEP）準備課程

・職業バカロレア準備課程：2年制コースの修了者（CAPやBEPの取得者）

リセはバカロレア（後期中等教育修了と高等教育入学資格をあわせて認定する国家資格）の取得を目的としている。バカロレアの種類は多様であり、大きくは普通教育課程の生徒が取得する普通バカロレアと、技術教育課程の生徒が取得する技術バカロレアに大別される。さらに、上記の各系の課程にほぼ対応して多様なバカロレアが設けられている。バカロレアを取得した生徒の多くは高等教育に進学している（普通バカロレア取得者のほぼ全員、技術バカロレア取得者の約8割）。

職業リセは、熟練労働者資格である職業適任証や職業教育修了証の取得やそれを通じての就職準備を目的としており、専門分化した教育を行っている。最初の2年制課程は、工業系と商業・サービス系に便宜上大別され、それぞれさらに細かな専門に分化している。本来就職準備を目的としているが、慢性的な就職難のために上級課程への進学者が増加している。修了後の進路としては、職業教育修了証取得者の約40%が職業バカロレア準備課程に進学し、残りは離学35%、リセ転学15%、留年8%である。

職業バカロレア準備課程はバカロレア取得を目的としているとはいえ、高等教育進学よりも就職の促進に重点が置かれている。実際に、職業バカロレア取得後に高等教育に進学する者は20%（進学先のほとんどは、リセ付設の上級テクニシャン養成課程（STS））にすぎない。 (N)

【キー・ワード】

リセ、職業リセ、バカロレア、職業バカロレア

【資料】

MEN, Repères références statistiques sur les enseignements, formation et la recherche, 2003.

Q1-5 学校週4日制や学習リズムについて教えてください。

日本では、教育改革の進むなか、三学期制から二学期制、あるいは通年制への移行が話題になっている。この背景には、学校週5日制の完全実施とそれに伴う学習指導要領の改訂で教育内容が大幅に削減された結果、子どもたちの学力低下を招くとする世論がある。そこで、始業式・終業式等の学校行事を削減し、さらには通知表作成の回数を減らし、「学力低下」への対策としての授業時間確保を行おうとするなかから二学期制は登場してきている。夏休み等の休業日については、これまでも地方によって若干異なる日程で設定されていたが、今後は、学期の区切りによっては、年間の子どもたちの過ごし方にかなりの多様性がみられることになるだろう。

では、フランスの年間の学校暦はどのような考えに基づき作られているのか。日本風の学期という考え方に合わせて表現すれば、フランスのそれは、5学期制ということになる。

新年度は9月初旬から始まり、まず一つの区切りが11月のはじめまでで、1学期。

およそ2週間の休みの後、12月20日頃までが第2学期。

年が明けて1月5日頃から2月中旬頃までが3学期。

およそ2週間の休みの後、4月中旬までが第4学期。

再び2週間の休みの後、6月末までが第5学期となり、そして2か月の夏のバカンスに入る。

なぜ、1年の学習のプロセスが5つの細かい期間に分けられて実施されているのか。（ただし、時期は全国一律ではなく、全国を3つのゾーンに分けてずらしている。）それは、子どもたちの「疲労」の軽減とそれによる学習効率の向上（学業失敗の防止）という観点からである。フランスでは、学校における生徒の生物学的、心理学的な変化をもとにした学習時間と休息時間との交互配置のあり方(学習リズム)の改善として休業日が問題にされてきたのである。時間生物学、時間心理学といった学問分野の研究によって明らかにされた

基礎的データを、フランス固有の歴史的、経済的、社会的慣習（夏のヴァカンス、

諸聖人の祭日、クリスマス、謝肉祭、復活祭）のなかに組み入れた結果として、約7週間の授業の後、約2週間の休暇を取るという現在の「7-2リズム」が生み出され、学校暦の枠組みとなっている。

このように、日本で考えられているような一つの学期を長くするという方向ではなく、短くすることで、こまめな休息を用意し、学習効率を上げていこうとしているわけである。学力低下への対策として、授業時間確保のための1つの学期の長期化という発想とは対照的である。

また、子どもが負担なく学べるための工夫は、一週間単位でも考えられており、週の中日の水曜日と日曜日を休みとした週5日制が原則となっている。（連続して5日間学習を続けることは、子どもにとって負担となるということから。）もっと細かく、たとえば、小学校低学年では、火曜日の午後と木曜日の午前中に成績水準が高まり、高学年については、木曜日の午後と金曜日に学習効率が上がるといったデータも紹介されている。（このリズムは、年齢や個性、生活環境といった要因による影響を受ける。）このような発想から、現在、水・土・日を休みとする学校週4日制も、30%程度の小学校で実施されている。（実施は親や学校の選択によっているため、全国一律実施ではない。）

こうした学校暦の作り方は、どのような学習を進めていこうとしているのか、つまり、学習観・教育観に大きく関わってくる。例えば、日本の二学期制では、夏休みが「学期と学期を分ける休み」ではなく、「学期途中の長い休み」となる。試験が終わり、成績表を手にしてしまってから休みに入るのではないため、休み前に個人の学習課題等を明示し、その課題達成のための自主的学習活動の期間として長期の休みをとらえれば、休み中の活動は、学期末に向けた評価・評定の対象となる。まだ学習の1つのサイクルが終わっていないため、学校側には図書室等の学習施設を開放し、学習を支援する体制がこれまで以上に求められよう。実質上、夏休みの「学校化」が進行し、子どもの負担増、教員の多忙化という事態を招くおそれがある。

ところで、フランスでは、土日の休みでさえ、家族で旅行に出かけることは珍しくない。夏のバカンスは言うまでもなく、学期を分ける2週間の休業期間においても同様に、子どもは地域やさらに外の世界とふれあう機会が多い。学校の休業期間にはずれが設けられているのだが、それは、快適な観光を保障するために、観光地が混雑しないよう、また、交通機関の混雑を避ける工夫の一つである。これは、楽しく遊びたいという「大人のわがまま」を実現させる、子どもを無視したシステムであると思われることが多い。しかし、学期を分けている2週間の休みは、子どもが家庭に帰ってそこで自由に活動する期間なのであり、あくまでも、次の学習のための休息、リフレッシュの期間として位置づけられている。（教員のためのリフレッシュ期間でもある。）学校が教育を独占するのではなく、家庭や地域社会に子どもを帰し、そこでの社会化が期待されているといえよう。快適な、整えられた社会体験のためには、やはり、観光地等の体験の場は混雑していない方がよいので

ある。逆に言えば、社会体験の条件整備が不十分であることが、大きな教育問題として認識されることにもなる。フランスにおける教育問題が地域問題として語られることが多いのも、この点と関連している。(I)

[キーワード] 学校暦、学習リズム、学期、学校週4日制、地域社会

[参考資料]

- ・池田賢市「フランスにおける学校週4日制の実験」、日本教育制度学会『教育制度研究』第3号、1996年、211～217頁
- ・夏目達也「フランスにおける学校週4日制と地域の支援体制」国立教育研究所『学校と地域社会との連携に関する国際比較 中間報告(I)』1997年、275～288頁

Q1-6 日本の「総合的な学習の時間」に相当するものはありますか。

伝統的にフランスでは知識教授が学校の中心的役割だと考えられており、現行法（「新教育基本法」1989年成立）においても学校の主要な役割は「知識の伝達」と規定されている（第1条）。しかしこの伝統は、近年の社会変化や児童生徒の質的变化に伴って修正を余儀なくされ、学校が伝達する「知」の質やそのあり方の見直しが図られてきた。とりわけ、リセ・コレージュ生徒の学習意欲の減退は深刻な問題となっており、単なる断片的知識の伝達ではなく、生徒が主体的に取り組み学ぶ意義を見いだせるような学習のあり方が模索されていた。その成果の一つがコレージュとリセで導入された横断的学習である。

コレージュでは、1999年に発表されたコレージュ改革に関する報告書『2000年代のコレージュ』において横断的学習(travaux croisés)を第3学年に導入することが提唱され、同年秋の新学期より多くのコレージュで実施された。この学習は、複数の教科にまたがる内容であること、生徒が最終的に一つの作品（集団であれば教育ゲームやCD-ROM、芸術作品の創作など、個人であれば研究報告、写真、視聴覚メディアなど）にまとめあげること、そして計画作りや調査研究方法、作業の仕方などにおいて生徒の自律性を尊重すること、などに特徴がある。2002年度からは、これが「発見学習」(itinéraires de découverte)という名称になって第2、3学年の必修科目として週2時間配当された。生徒は、「自然と人間の体」「芸術と人間性」「言語と文明」「創造と技術」の4つのテーマ例の中から一つ選んで研究を進めるもので、自らの興味・関心に基づいて学習に取り組み、自分の得意分野や関心ある領域を発見することを目的としている。同時に、教科で得たバラバラな知識を総合に関連づけて考察し、探究するという新しいタイプの学力育成も狙っている。そのために必ず既存の二教科（各自が選ぶ）と関連させて研究することとされている。主導者のラング国民教育相（当時）によれば、「発見学習」の新しさは、①学際的視点の下で教育課程の新

しい扱い方を取り入れること、②生徒に真の選択をさせ、自分の能力を評価する可能性を与えること、③知識・方法の習得、集団活動での態度、責任の取り方、人間関係などにおいてどれだけ進歩したかを評価すること、の3点である。

リセにおいては、1999年度から実施された新教育課程において、「個別課題研究」(travaux personnels encadrés, TPE)の時間が新設され、第2、第3学年に週2時間配当となった。コース毎に国が設定したテーマの中から生徒がテーマを選択し、研究を進め、教師の援助を受けながらレポートを作成する(第2学年では2本、第3学年では1本)というものである。個々人の主体的学習および生徒の創造性を奨励しながら、必要とする生徒には援助を施すとともに各自が持っている潜在能力を発揮させることが本活動のねらいとされている。これが新設された直接の契機となったのは『リセ憲章』(1999年3月)の提言であった。そこでは、知識獲得がリセの重要な使命であることには変わりはないが、獲得させるべきは断片的で細分化された専門知識ではなく、幅広い視野から物事を理解し、判断力・思考力や行動の源泉となるような総合知ともいえるべき質のものであるべきことを訴えていた。それ以前からもフランス教育の伝統である百科全書的な詰め込み教育の弊害が各方面から指摘され、それに代わる新しい教育のあり方の一つとして教科の枠を越えた教科横断的な学習の重要性が主張されていたのであるが、今回初めてリセの教育課程に正式な時間として位置づけられた。

知識詰め込み型教育からの脱却を目指し、生徒の主体的学習を核としている点で「発見学習」「個別課題研究」とも日本の「総合的な学習の時間」と共通性がある。しかしいずれも「教科横断的」とははっきり性格づけられ、また教科学習との関連が強調されており、この点で体験的学習が柱となっている「総合的な学習の時間」とは異なっている。(FS)

[キーワード] 横断学習、発見学習、個別課題研究

[参考資料]

藤井佐知子「高校教育改革における知の再構築と市民性育成：フランスの試み」、日本比較教育学会『比較教育学研究』第26号、2000年、41-53頁。

MEN、la lettre *Flash*, 23 janvier 2002.

Q1 - 7. フランス教育の概況を数字で教えてください。

これについて詳しくは、末尾の「各種統計」を参照すること。ここでは大まかな概要がわかる程度に、統計数字を使って示す(2000年度)。就学前児童数-2,542,000人、小学生-4,002,000人、中学生(コレージュの生徒)-3,384,000人、高校生(リセの

生徒)－1,492,000人。

初等中等学校で働く教職員総数は、1,306,000人、このうち国家公務員は1,083,000人、残りの203,000人は市町村か私学の所属である。初等教育の教職員は519,000人、うち328,000人が教員であり、同じく中等教育の教職員は787,000人、うち515,000人が教員である。

学校数では、初等教育学校は59,300、コレージュ－6,940、職業リセ－1,770、普通・技術教育リセ－2,620。

教育財政では、1999年度において教育関連全体で6,260億フラン(954億ユーロ)、そのうち学校教育費は4,636億フラン(707億ユーロ)であり、国・公共団体・企業・家庭からの全支出で見れば、国民一人あたりで7,800フランである。 (○)

[キーワード] 教育統計

[資料]

- ・ 小林順子『21世紀を展望するフランス教育改革』東信堂、1997年。
- ・ 文部省『諸外国の教育行財政制度』(教育調査第126集)、2000年。
- ・ 小野田正利「教育改革における分権化－フランスを事例として」日本教育法学会編『自治・分権と教育法』三省堂、2001年。
- ・ フランス教育課程研究会『フランス教育課程改革』平成9～12年度科研／基盤研究(B)報告書、2001年。
- ・ Association Française des Administrateurs de l'Education, Le système éducatif français et son administration, 7^e édition, 1997(小野田正利訳・フランス教育行政担当者協会『フランスの教育制度と教育行政』大阪大学人間科学部(非売品)、2000年)。
- ・ J.-L. Auduc et J. Bayard-Pierlot, Le système éducatif français, 6^e édition, CRDP de Créteil, 2001.

2. 教育行政

Q2 - 1. 教育行政を担う教育委員会のようなものはありますか。

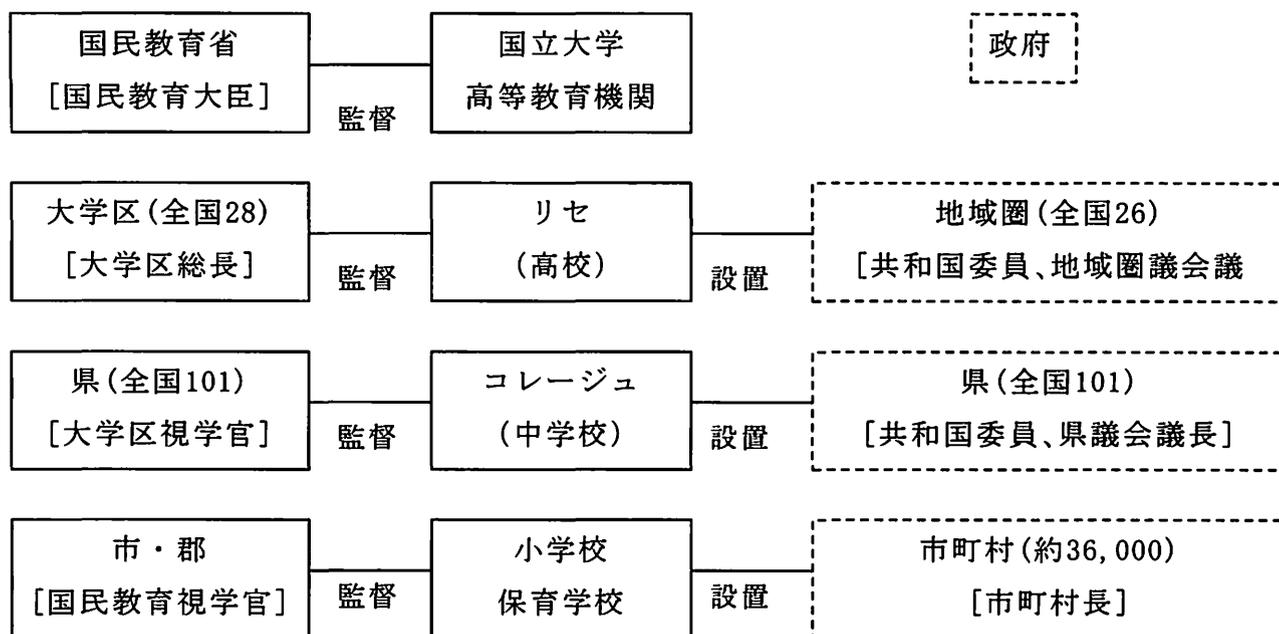
アメリカや日本の教育委員会制度とは異なって、フランスの教育行政機構は、一般の行政機構とは分離された形をとり、かつ教育行政の責任者(視学官など)の多くが、教員・学者などの教育専門家で占められていることが一つの特徴となっている。この体制は200年前のナポレオン帝政時代に骨格がつけられ、公教育制度が成立した第3共和制期に基本構造が確定し、その後の政治改革の中で(大きくは1980年代の地方分権政策)修正が加えられてきた。

現在の機構は、教育を所管する機関として国民教育省(MEN, Ministère de l'Éducation Nationale)があり、その地方への出先機関として、数県からなる大学区段階(académies)(地方単位としての地域圏(régions)とほぼ同じ)には「大学区総長」(Recteur)が、県(départements)段階には「大学区視学官」(Inspecteur d'académie, IA)を、そして県内を市郡単位に分けた地域に「国民教育視学官」(Inspecteur de l'éducation nationale, IEN)が配置されており、教員人事行政や教育課程行政を中心として国の教育施策の実施にあたっている(Q2 - 3)。これらの機関は、それぞれ事務局を有しており、実際の業務は各種のスタッフが担当するが、基本的に独任制の教育視学官が、地方の教育行政機関として位置づけられている。他方で学校などの施設の設置・管理・維持については、一般行政を実施する地方公共団体としての地域圏、県、そして市町村があたっている(Q2 - 4)。

したがってフランスの教育行政の特徴は、一般行政とは異なった教育行政の指揮系統が存在すること、中央集権的な色彩が強いこと、教育専門家である視学官によって学校統治がおこなわれていることにある。詳しくは、下記の図を参照のこと。(O)

[キーワード] 教育行政、教育視学官、国民教育省、国民教育大臣、大学区、大学区総長、大学区視学官、国民教育視学官

図：教育行政と学校管理機構の概略

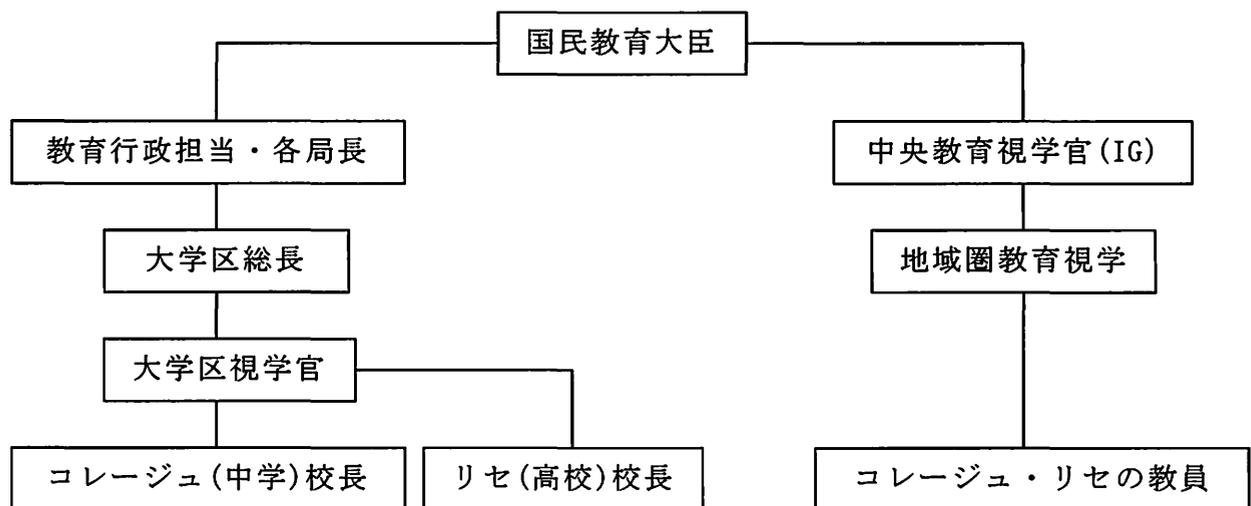


Q 2 - 2. 教育行政を担当するその「教育視学官」はどんな役割を果たしていますか。

視学官といっても「教育行政系統」(réseau administratif)と「教育指導系統」(réseau pédagogique)の2つに分かれている。下記の図のように、主として人事や教育課程管理そして教育財政などの教育行政一般の諸事務を担当する部分と、主として学校への視察を通して教員への指導や勤務評定をおこなったり、研修会を組織するなどの助言活動をおこなう部分の2つがある。大学区総長の下に置かれる「地域圏教育視学」(corps d'inspection régionaux)には、中等学校の各教科や各領域を担当する教育視学官や専門技術指導員としての指導主事(conseillers techniques)がいる。

初等学校教員やその校長については、県における教育行政事務の責任者である大学区視学官(IA)の下に置かれている数人の国民教育視学官(IEN)が、郡・市単位ごとに管轄区域をもち、指導助言および視察ならびに勤務評定をおこなう。またこの国民教育視学官も数人の指導主事によって補佐されている。(O)

[キーワード] 教育視学官、指導主事



Q 2 - 3. フランスは中央集権的な色彩が強いそうですが、教員法制もそうなのですか。

公教育制度を確立して以来百年あまりの間、フランスの教育行政と財政の機構は、極めて中央集権的な性格を帯びていた(Q2 - 1)。学習指導要領の策定や学位・資格要件の設定に代表される教育内容の統制や教員人事については国が握り、学校建設、施設管理維持といったことは、特に基礎教育としての初等教育については市町村の負担であった。1970年代の調査によれば、最小の市町村でその予算のうち20%が、そして人口1万人以上の大きな市町村では予算の30%以上を教育関係費が占めていたとされる。また教員養成をおこなう師範学校(écoles normales)の設置管理も県の役割であった。他方で中等教育と高等教育については、19世紀末から20世紀初めにかけて、市町村のコレージュ・リセも作られたが、原則的に国の権限責務としていた。

一方で教員の給与は、国の負担(したがって就学前の保育学校から大学まで公立学校のすべての教員は「国家公務員」である)となっている。その意味では、いわゆる内的事項の統制は国家事務、外的事項の整備は地方事務、別の言葉で言えば学校の設置管理・運営費といった[物質面]については県と市町村、教育の[精神面]は国、という役割分担であったともいえる。これは日本の戦前の構造に近いといえるが、それはフランスの影響などもいくぶん受けながら、明治時代初期の教育制度が構築されていったことによる。

このような中央集権的構造に対しての見直しは、幾度となく試みられてきたが、ようやく1980年代になって地方分権措置が実現した。1982年に「新地方分権法」が制定され、市町村・県・地域圏が完全自治体化され、国の後見的監督権限を原則的に廃止した。この法律を受けて、国と各地方公共団体との権限配分を定めたものが1983年の2つの「新権限配分法」である。これにより国土整備・都市計画・建築行政、住宅、職業教育およ

び見習い訓練、司法・警察、社会事業、保健衛生、港湾・水路、公教育、通学輸送、環境、文化事業などの分野において実質的な事務再配分がおこなわれた。

しかし教育事務全体の構造からみれば、この分権措置は極めて恣意的あるいは中途半端な構造をもっているといえる。国およびその地方への出先機関である大学区総長や大学区視学官は、依然として教職員の養成と採用・人事管理、そして学校教育制度に関する基準の設定や学習指導要領の策定(Q2 - 5)については保持したままである。その意味では「学校の塀(学校施設)しか地方分権されていない」という指摘も射ている(Q2 - 4)。ここには公教育が公役務(*services publics*)として伝統的に維持され、おそらく今後とも国家が教育に関心と責任を負う(教育の自由がないという意味ではない)ことが読み取れる。なおQ2 - 4の表を参照すること。 (O)

[キーワード] 地方分権、教員人事、教員給与、教育行政

Q2 - 4. 学校の設置管理と維持はどこがおこなっているのですか？

Q2 - 3において、地方分権措置の経緯まで触れた。1983年の「権限配分法」の重要な原則は、ある分野の事務については、その処理に最も適した一つのレベルの公共団体に包括的な権限を与えるという方式(一括権限方式)であり、その配分にあたっては明文の法律をもって規定する(法定権限主義)ということにある。これにより初等学校は基本的に市町村が設置・管理・維持の責任を負い、コレッジは県が、そしてリセや特殊教育学校は地域圏と分担され、法制度上もコレッジとリセは「行政的性格を有する地方公施設法人」となり(それ以前は国の公施設法人であった)、財政自治権を保障されている。

同時に事務委譲に見合う形で、財源についても移管がおこなわれ、従来からの地方税に加えて、一部の国税の移管、国からの「分権化一般交付金」(DGD)などが新設された。教育においてはこの他に「学校施設地域圏交付金」(DRES)や「コレッジ施設県交付金」(DDEC)などがある。 (O)

[キーワード] 地方分権、教育行政、学校設置、地方公施設法人

表：学校教育に関する国の権限の地方公共団体への委譲

権限 責務	〔責任主体〕			
	市町村 (市町村議会)	県 (市町村議会)	地域圏 (地域圏議会)	国(政府)
教育機関の 設置・建築 改築・増築 分離	保育学校 および小学校	コレージュ	普通リセおよ び職業リセ ← 大学(国立) → (地域圏と国の間で権限分担)	
施設設備費 経常運営費	保育学校 および小学校	コレージュ	普通リセ および 職業リセ	大学 +リセ、コレージ ュの教育運営費 の一部(教科書費 など) +教職員給与(初等 学校からリセま での教員給与、リ セ、コレージュの 管理・技術・役務・ 労務・職員給与費 など)
特別な 権限責務	市町村・県・地域圏については <u>学校内での教育・スポーツ・文化活動の組織化</u> 生徒の登校 下校時間の修正			学習指導要領の策 定 学校制度的基準 各種資格・免許状
審議(協議) 機関		国民教育 県審議会	国民教育 大学区審議会	中央教育審議会

Q 2 - 5. 学習指導要領などの教育課程の基準や教科書検定はあるのですか。

現行教育法体系の骨格となっている1989年教育基本法第5条では「学習指導要領が、各課程ごとに、その課程において修得されるべき基本的知識、及び理解されるべき教育方法を定める。これは、全国的な大綱であり、その枠内において教員が、個々の生徒の学習リズムを考慮して、教育を編成する」としている。学習指導要領(programmes)は、科学者・学者の専門家からなる「全国教育課程審議会」(CNP)が方針や目標などの基本コンセプトを提示して、教科専門グループが具体原案を作成、国民各層からの意見を集約

して訂正を施した後に、官報(BO)などに掲載することによって改訂告示がなされる。ただ日本との違いとしては、第1に、有識者は入っておらず純粹に科学者・学者で教育課程の改訂にあたる審議会・委員会が構成されていること、第2に、コレージュやリセなどの学習指導要領の改訂では、生徒たちからもアンケートをとり、討論集会をするなど、さまざまな局面で幾度も国民各層の意見を集約して改訂を進めようとし、また実際の要領が学習者である生徒に分かりやすいように配慮していることがあげられる。第3に、改訂のサイクルは必要が生じた時ということのでかなりのばらつきが学校ごとであることである。例えば小学校の改訂では、1977年、1985年、1995年、2002年であり、同時に小学校の学年ごとで段階的に実施される。

第4には、フランスには教科書検定がないために、教科書発行が間に合わないようなテンポで改訂がおこなわれる場合が多いことであろう。改訂告示から実際の適用までは14カ月が必要とされているが、実際は1年足らずであり、この点は3年間ほどの猶予を置く日本とは大きく異なっている点であろう。教科用の図書は、実態として学習指導要領に準拠して編集発行されている。しかし教科書の定義や、編集・発行についての直接の法令の定めはなく、その図書が教科用として編集されていることにより、事実上いわゆる教科書として認められている。したがって日本のような検定はいっさいおこなわれておらず、その意味では自由発行制といえる。教員や親が教科書を作ることもできるし、また学習指導要領に準拠していないことを理由に、教科書から排除されるような法規定はない。同時に教員の教科書使用義務規定も存在していない。

教科書を発行している民間の出版社は50社ほどある。その中で多くの採択シェアを有しているのは10社ほどの大手出版社で、Hachette、Nathan、Hatier、Bordas、Belinなどが有名である。執筆者は、現職の教員、視学官、大学教授などがチームを組むが、中心となるのは教員であることが多い(教科書を使う者がそれを作る原則)。なお教科書の採択については、Q13-1を参照のこと。(O)

[キーワード] 学習指導要領、教科書、教科書検定、教育課程

第2部 フランスの教員養成

3. IUFM 前史

Q3 - 1. フランスでは、教師養成制度はいつから始まったのですか。

これは難しい問題である。初等教育教員の場合と中等学校教員の場合とを区別して考えなければならないが、ここでは、前者についてふれる。

1666年、カトリックの司祭シャルル・デミア(Charles Démia, 1636-1689)は商都リヨンで貧しい子どもたちを対象に「小さな学校」を設立した。その後、1676年、サン＝シャルル女子修道会を同市に設立し、女子教育に力を注いだ。彼の教育の中心は、当然、宗教教育に置かれたが、その特色は、数人の子どもを同時に教える教育方法をとったことである。今日では、当たり前のことであるが、当時は先駆的な方法であった。これらの学校で、教員養成を行ったという。集団教育と教師養成は、多くの民衆にカトリック宗教教育を普及していく上に必然的な方途であった。

ほぼ同時期、ランスの司法官の家に生まれ、1678年僧籍に入ったカトリック司祭ラ・サール(Jean-Baptiste de La Salle, 1651-1719)は、当市に女子教育を目的とする「聖なる子イエスの修道女会」を設立したロラン(Nicolas Roland)の遺志に従い、この教団の指導にあたり、教育と共に教育にあたる教員の募集・養成に力を尽くした。81年に自宅で貧民の児童のための無月謝学校を開設し、84年にはこれを母体として「キリスト教学校修士会」の名を付した教団を設立し、全財産を投じてキリスト教主義教育を行った。翌85年、農村地域で教育にあたる良質の教員を養成するための学校(Séminaire de maître d'école)を設立した。これが世界で最初の組織的な教員養成機関であるといわれている。1705年に苦行者的訓育主義と神秘主義の影響がみられる、同会の教育方針を定めた「キリスト教学校の指針」を書いた。ラ・サールの教育事業は、無償教育、学力別学級編成と一斉授業、職業教育の実施、母国語の教科書作成など近代初等教育の先駆的存在である。

この2人に代表される教育事業、教員養成の構想は、フランス絶対主義の絶頂期にあたる17世紀末、ルイ14世の治世になされた。ルイ14世は、1685年、新教徒の信仰の自由を認めたナントの勅令を廃止し、プロテスタント派の学校を閉鎖するのみならず、プロテスタントの親から生まれた子どもにもカトリックとして育てよ、とする改宗工作としての教育政策を推進した。デミアの教育事業もラ・サールの教育事業も、この時期に展開されたものである。集団的授業形態も教員養成構想もカトリックのユグノーに対する改宗工作の能率化の一環であったといえる。

上記が国家権力の庇護の下に展開された私的な教員養成構想だとすれば、公的な教員養成構想はフランス革命期の公教育論の中に現れたと言える。フランス革命期に民主的な教

育改革構想を提示したコンドルセは、1792年4月の「公教育の全般的組織に関する報告および法案」(コンドルセ・松島釣訳『公教育の原理』明治図書、1962年)において、5か年間の小学校、3か年間の中学校、それに続くアンスチチュの名称をとる後期中等学校、そしてリセ(現在では、リセは日本の高校にあたる)の名をとる高等教育機関の4階梯をもつ教育制度を提案した。小学校教育を担当する教員は、どのように養成されるのか。この報告・法案には、アンスチチュでは「中学校の教師を養成し、第2階梯の教育[中学校のこと・引用者]ですでに養成された小学校の教師の完成教育を行われる。」[松島訳、140頁]とある。すなわち、小学校の教員は中学校で、中学校の教員は、アンスチチュで養成される、というよりも、上級学校の卒業者が下級学校の教員となる、という考え方によって教員が募集された。教員養成は特別取り立てての養成制度のもとでの養成ではないことがわかる。

しかし、コンドルセは、教師は上級学校を卒業していれば下級学校の教師になれると、教員養成を学歴の問題に還元して考えていたのではない。1791年に彼が公にした論考『青少年の普通教育について』において、「教師について」の項目を立てている。そこでは教師になる者の性格について「性格的に、温和さと剛毅さ、忍耐強さと熱心さ、順良さと一種の威厳とを必要とする。それは、精神的に、的確性と鋭敏性、柔軟性と方式性とを要求する」と述べ、他の職業との違いを強調する。だが、教師養成上の特別な手だて(制度)には触れず、「教育する技術というものは、実際に行う以外には得られないものであり、経験によってしか完全なものとはならないものであり、また教育に従事した当初は、それ以後の時期よりもつねに拙劣なものである。それゆえ教職は、人間がその全生涯、あるいは生涯の大部分をそれに献げるということを必要とする職業の一つである。」と、教職を他の職業との差異を強調し、一個の独立した職業である(「教職は、すべての他の固定的職務と両立しない」とする。そこには、教育を宗教から分離しようとするコンドルセの教育上の世俗性の主張があることを見逃してはなるまい。彼は言う。「聖職と教職の間に絶対的な不可兼任制を樹立することが必要である」(引用は、松島訳、99-101頁)。

フランス革命議会では、1794年5月(革命歴Ⅱ年花月フロレアル)教員養成学校設立の法案が提案されたが、採決には至らなかった。採択されたのは、1794年9月9日(革命歴Ⅱ年実月フリュクティドール)であった。そして、1794年10月30日(革命歴Ⅲ年霧月ブリュメール)により詳細に定められたが、実施に移されたのは僅か4ヶ月という短期間であった。フランス革命期には、公教育についての論議は真剣に論議されたが、教育制度を確定し実施することはなかったし、教師養成の重要性も認識されたが、教員養成制度は確立するに至らなかった。(F)

[キーワード] デミア、ラ・サール、コンドルセ

[参考文献]

- ・ 梅根悟監修『世界教育史大系 30 教員史』講談社、1976

- ・ コンドルセ・松島釣訳『公教育の原理』明治図書、1962

Q3 - 2. フランスの師範学校はいつできたのですか。

師範学校という名称は、フランス語の *école normale* (エコール・ノルマル) の訳語である。ここで言う *normale* は、ラテン語の *norma* を語源としている。フランス革命教育の国民公会で、ラカナルが、「この学校は、他のあらゆる学校の典型・見本 (*type*) となり、規範・規則 (*règle*) となるべきものである」と述べた。ラテン語の *norma* をフランス語に言い換えたのが、ラカナルのこの引用である。

Q3 - 1 で触れたように、フランス革命期には、教員養成制度の確立・実施に至らなかったことについて触れた。しかし、ともかく、革命議会において、教員養成制度の法令化に努力したことは、その後のナポレオン以後の教育政策における教員養成制度の路線を引いた意味で、教員史において特筆に値する。

フランスで最初の師範学校令が採択されるのは、1794 年 9 月 9 日 (革命歴Ⅱ年実月ブリュクティドール) であった。そして、1794 年 10 月 30 日 (革命歴Ⅲ年霧月ブリュメール) の師範学校令により要旨、次のように定められた。第 1 条「パリに師範学校が設立され、そこにはすでに教職に従事している優秀な教員がフランス全土から招集されること」、第 2・3 条「人口 2 万人の地区毎に一人の生徒を送り出すこと。その生徒は品性正しく、愛国心に富んでいること」。第 4 条「入学年齢は 21 歳以上」、第 6 条「師範学校の教員に関する規定」、第 7 条「師範学校教員の任務の規定：道徳を教える術と共和国の若者の心を公的・個人的徳性を実践するよう形成する術についての授業」、第 8 条「小学校教員担当教科の教授法」、第 9 条「師範学校での教育期間：4 ヶ月」、第 11 条「終了した生徒は、出身地に帰り、パリの師範学校で学んだ教授法を他の小学校教員に教える義務」等である。

師範学校の教員には、数学のラグランジュとラプラス、幾何のモンジュ、物理のアユイ、道徳のベルナルダン・ド・サン＝ピエールなど、当時の第一線の教授陣であった。

この学校の存続は、僅か 4 ヶ月間であった。しかし、師範学校の制度は形を変え、13 年後、ナポレオンの下での 1808 年 3 月 17 日の初等教育組織法の中で、「コレージュあるいはリセ [この時は中等教育機関の意] の内部に設けられる」師範学級 *classe normal* として姿を現す。それは、全国に設けられたのではなく、ドイツと国境を接するアルザス地方の主要都市ストラスブールにたった一校開設されるのである。これが、フランスのその後の「師範学校」の典型として発展していくことになる。 (F)

[キーワード] 師範学校、コレージュ、リセ、師範学級

[参考文献]

- ・ 梅根悟監修『世界教育史大系 30 教員史』講談社、1976

Q3 - 3. IUFM ができる前の教員養成はどのように行われていたのですか。

現在では、初等教員、中等教員とも、教員資格取得試験の受験資格は大学3年の課程修了とされる(上級中等教員資格取得試験の場合は、大学4年の課程修了)。一般に大学第3学年修了後、IUFMや大学の教職課程に在籍して受験準備教育を受ける。すなわち、初等教員養成の場合、教員資格試験受験の基礎資格(バカロレア取得以後の教育年数)が大学での教育3か年間終了後となっている。これに至るには、第二次大戦後の長い歴史がある。

教員養成教育は、1990年まで、学校段階や学校種により異なる機関で行われていた。初等教員は師範学校、中等教員は大学及び地域圏教育センター(CPR : Centre pédagogique régional)、中等技術教育教員は技術教育教員養成センター、職業リセ教員は国立職業師範学校で、それぞれ養成されていた。

ここでは、初等師範学校について触れる。第二次世界大戦中、フランスがドイツに降伏後、温泉地ヴィシー(日本ではミネラルウォーターで知られる)を政府所在地として1940年7月10日成立した政治体制である保守的なヴィシー政権(首相ペタン元帥)は、教育改革の手始めとして、41年10月1日(フランスの新学期)から師範学校を閉鎖することを決めた41年9月18日の法律を制定した。師範学校は廃止された。替わって、1年制の教員養成所を設けた。教師になるには、バカロレア取得が基礎資格となった。この反動的政権の師範学校廃止政策は、師範学校を「左翼的で、急進的で、反強権的」教師の養成所と見なし、教員志望者の圧倒的多くが庶民階級出身者である師範学校で彼らが「政治的、社会的教条主義」を身につけないように採られた政策である(Ponteil, p. 355)。

ドイツ敗戦後の教育改革を進めるために1944年11月8日の政令によって組織された「教育改革研究委員会」(通称、ランジュヴァン＝ワロン委員会)は、1947年6月19日にその報告書を提出した。これは、個人の教育を受ける権利、発達する権利を保障すると共に、「正義の原則」を掲げ、教育によって作られる社会的差別を廃絶することを意図した改革案であった。世界教育史に画期的な刻印を押す徹底して民主的な教育改革案であったが、それが為に、ドゥ・ゴール政府の下では実施に移されることはなかった。教育制度としては、7歳から18歳までの12年間を義務教育期間とし、5・4・3制をとった。第2期は11歳から15歳までの「進路指導期」、第3期は15歳から18歳までの「進路決定期」と名付け、第1期から第3期までを「第1段教育」とし、「第2段教育」である大学教育との間に期間を設けた。この改革案における教員養成制度は、①初等教員と中等教員の区別を廃止し、共通教科担当教員と専門教科担当教員という区分をする、②両教員とも同一の養成機関である師範学校で養成される、③教員志望者は15歳で師範学校に入学し、そこで2か年間の「大

学予備教育」を受け、さらに2か年間の大学学士課程の教育を受ける、その後④1か年間の見習い教員として勤務し、教員資格試験をへて正規の教員に任命される。

現実には、解放後の1946年6月に出された2つの政令によって、師範学校が復活した。それは、それまでの師範学校に関する法令をまとめた1887年1月18日の政令を手直したのもであった。「教育期間は4年間とする。師範学校でバカロレア準備のための普通教育の2か年と、教職準備のための2か年間」とある。1970年代中期の初等教員養成は、2種類のコースがあった。前期中等教育学校卒業後に師範学校に入学し、バカロレア取得準備の3か年間と教職教育1年間、計4年間の養成のコースと、後期中等教育学校卒業後、師範学校に入学し、2か年間の教職教育を経て小学校教員になるコースであった。その後の養成制度の改善策の中で、基礎資格が、バカロレア取得後、大学での2年間の教育(一般教育課程)終了、3か年間の教育(学士課程)終了、と延長され、教員の力量向上に力が注がれてきている。これが、IUFM成立までの初等教員養成の基本形態であった。

コレッジ教員は一般的に、リセ卒業後、師範学校に付設されたコレッジ教員養成センターで2年間の養成教育を受けた。リセや師範学校などの教員は、大学内に設けられた中等教員養成所で学士号を取得するか、学士課程修了後、教員免許の理論試験合格者が地域圏教育センター(CPR: Centre pédagogique régional)で1年間の教職教育(実習と実務試験)を終了することが必要である。

教員養成制度は極めて複雑で複線的である。総じて、養成期間を長期化させる方向と、教員資格を単一にする方向とが模索されてきた。これがIUFM制度に結実したと言える。

なお、初等教育教員養成に当たる教師は、どのように養成されるかの疑問があろう。この役割を担ったのが、初等教育高等師範学校 *école normale supérieure d'enseignement primaire* である。最初の学校(フォントネー=オ=ローズ初等教育高等師範学校、女性教員の養成)は1880年6月13日の政令で定められた。これは、革命期に設けられた21歳以上の学生を受け入れた(パリ)高等師範学校とは別系統のものであったが、その後、リセ(後期中等教育機関)の教員や大学教員としての資格(アグレジェ資格)取得者を養成する高等師範学校 *école normale supérieure* に発展する。現在は5校ある。地名をとってそれぞれ、フォントネー=オ=ローズ、サン=クルー、ユルム、セーヴル、カシヤンの高等師範学校と呼ばれ、カシヤンを除くとパリおよびパリ近郊に設置されている。他に技術教育高等師範学校もある。ここでは、これ以上触れない。 (F)

[キーワード] 高等師範学校、ランジュヴァン=ワロン委員会、地域圏教育センター

[参考文献]

- ・ 永治日出雄・ランジュヴァン他『国民教育の改革』明治図書、1983
- ・ F. Ponteil, Histoire de l'enseignement 1789-1965, Sirey, 1966.

4. 教員養成制度と教員資格

Q4 - 1. フランスの現在の教員養成について大まかな仕組みを教えてください。

フランスの教員養成制度はわが国の制度と異なる点も少なくないことから、相違点を中心に概略を描いておく。

わが国では、戦後改革により「大学における教員養成」の原則が確立し、初等・中等教育の教員を大学で養成する制度は当たり前のことであるが、フランスでは、特に初等教育教員については、長い間、大学とは異なる師範学校で養成されてきた経緯があり、中等教育教員とは養成、資格水準、待遇のそれぞれで区別されてきた。IUFMの創設は、大学院レベルで初等・中等教育教員を一括して養成するという意味で、フランスにおいては画期的な意味をもつ(☞Q4 - 2)。IUFMは、学士号の取得を入学条件としているため「大学院レベル」に位置づくが、修士号を与える機関ではないため正確には「大学院」とは言い難い。それはIUFMという名称、つまり、Université(大学)ではなく、Instituts universitaires(大学的機関)であるという名称にも表れている。

第2に、わが国では、大学において教員免許を取得してから(あるいは取得見込みで)教員採用試験を受けるが、フランスでは、IUFMの2年間の養成課程の中に採用試験が含みこまれている。つまり、IUFM1年次修了時に教員採用試験があり、その合格者のみが2年次に進級できる。ただし、採用試験はIUFMに在学していなくとも受験できる。また、採用試験は外部試験と内部試験があり、外部試験がわが国と同様の試験であり、内部試験は教員や一般公務員を対象とした特別な試験である(☞Q4 - 7)。

したがって、第3に、フランスでは、同じ養成課程のなかでも1年目と2年目ではその性格が大きく異なる。たとえば、学生の身分も1年生は「学生」であるのに対し、2年生は「試補教員」である。教育内容も、1年目は、実質的には教員採用試験のための準備期間であるのに対し、2年目は教員採用合格者の専門＝職業的教育が中心となる。たとえば、わが国と比べてかなり長い実習期間(18～19週、初等教育教員の場合)に2年目の特徴が表れている。

最後に、2年目の課程修了時に、修了判定が行われ、合格者は教員資格を取得するとともに正式に任官される。したがって、わが国では教員資格を条件に採用されるのに対し、フランスでは、採用後の試補期間終了時に教員資格が授与される。

なお、フランス教員養成システムについては次頁の図を参照されたい(出典は園山大祐(2002)論文)。(FH)

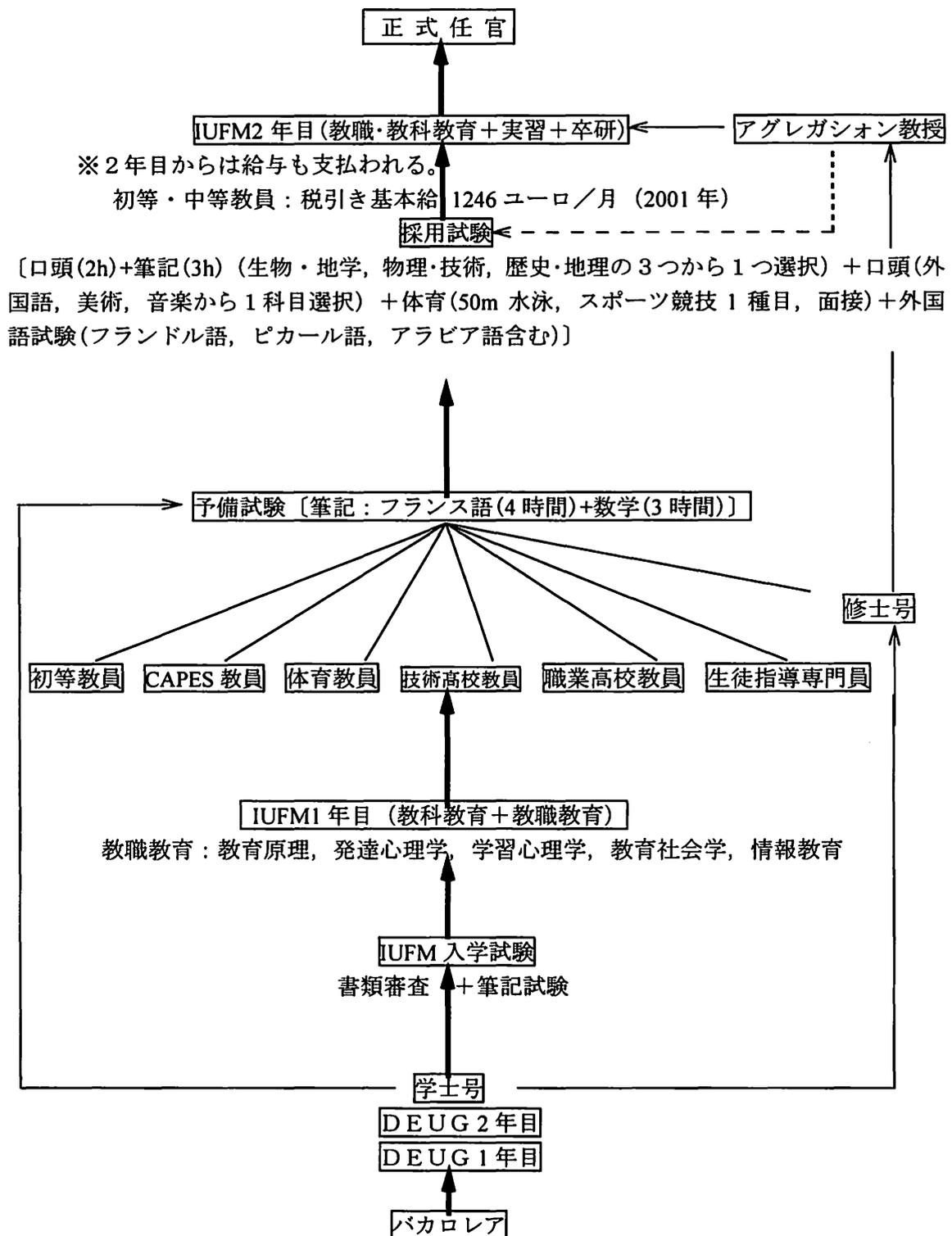


図1 フランス教員養成システム

出典: J.Simon et R.Périé(2000), Organisation et gestion de l' éducation nationale, Berger-Levrault, p.403

[キーワード] 初等教育教員と中等教育教員の養成の統合、大学院レベルの養成、教員採用試験、試補、教員資格、正式任官

[参考資料]

- ・ 園山大祐(2002)「フランスにおける教師教育大学院(IUFM)の問題と展望」日本教師教育学会年報 11
- ・ 小野田正利(1998)「フランスの教員養成の動向」浦野東洋一・羽田貴史編『変動期の教員養成』同時代社

Q 4 - 2. なぜ IUFM が設置されたのですか。

IUFM が設立された理由には、第一に教育需要への対応があげられる。すなわち、将来的に見込まれる退職者の急増に対して計画的な養成を行う必要性である。例えば、2001 年度から 2005 年度までに 16 万 5 千人の教員募集があり、年平均約 3 万人の教員の雇用が予定されている。この多くの部分が IUFM において計画養成されており、1994～1999 年間の採用試験合格者のうち、IUFM 出身者の占める割合は、初等教育教員で 67.2%、中等教育教員(CAPES)で 69.0%、体育スポーツ教員で 88.2%、生徒指導専門員で 48.2%となっている。

量的な面だけでなく、質的な面での教育需要に対応することも IUFM 設立の一因である。それは、教育荒廃や「第 2 の教育爆発」による多様な階層からの子どもの受入問題に対応するため、教員の資質向上を図る必要性があったからである。具体的には、教育荒廃に対する知見、新教育課程・新教授法(合科教育・IT 教育・個別指導法)への対応等があげられる。このことは、IUFM が大学や実習校と連携することにより、教科に関する知識だけでなく、あるいはそれ以上に教科の教授法や教職教育の充実を図ることを目指している点にも現れていると言えよう。

しかし、これだけであれば、初等教育教員と中等教育教員を別個に養成する従前の教員養成制度の範囲内でも可能である。IUFM は、旧教員養成機関(師範学校、地方教員養成センター、技術教育教授養成センター、国立職業師範学校等)を統合する形で創設された。これは、初等教育教員と中等教育教員の一元的養成を行うことで、初等教育教員と中等教育教員との間に共通の教員文化を作ると同時に、両者の格差解消を図ることがあったとされる。旧来、初等教育教員は師範学校で養成されており、師範学校は貧しくても優秀な学生が民衆のために活躍する機会を与える機関とされていた。これに対して、中等教育教員は主として大学・高等師範学校で養成され、エリート的な側面を有していた。このため、初等教育教員は、中等教育教員よりも下位に位置づけられてきた。IUFM 設立の背景には、このような両者の序列関係の改善を図ることがあったとされる。すなわち、リ

サンス学士取得後2年間で共通の計画養成を行い、初等教育教員の呼称を"institutteur"(教諭)から"professeur"(教授)に改め、中等教育教員と同等の待遇(賃金)と地位を与えるなど、特に初等教育教員の資格の格上げをすることを目指したのである。(H)

[キーワード] 計画養成、資質向上、一元的養成、共通の教員文化

[参考文献]

- ・ 園山大祐「フランスにおける教師教育大学院(IUFM)の実態分析」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第24巻第2号(2002年)
- ・ 園山大祐「フランスにおける教師教育大学院(IUFM)の問題と展望」『日本教師教育学会年報』第11号(学事出版、2002年)

Q4-3. 初等教育の教員資格にはどのような種類がありますか。

初等教員資格には、伝統的な初等教育教諭資格(institutteur)と新設の初等教育教員資格(professeur des écoles)の2種類がある。後者は、後に述べるように、教員養成制度が改革され、教員資格取得試験の受験資格が引き上げられたことに伴い、1990年に新設されたものである。この初等教育教員資格を所持する教員の数は、1991年度には初等教育教員総数の3.8%と少なかった。しかし、国民教育省が昇進試験やその他特別措置を講じて、初等教育教諭資格を保持する教員が初等教員資格を取得するよう促した。そのような政策や定年等による退職等により、公立学校に勤務する初等教員における両者の比率は、かなり接近してきた。2001年現在、初等教育教諭資格の所持者14.3万人、初等教育教員資格の所持者16.0万人である(フランス本国のみ)。

初等教育の教員資格を取得すると、保育学校及び小学校の教員になることができる。保育学校のための教員資格、あるいは小学校教員のための教員資格は設けられていない。(N)

表：初等教員資格の種類と勤務できる主な学校

資格の種類・名称	勤務できる主な学校
初等教育教諭資格(旧制度による)	保育学校、小学校
初等教育教員資格(新制度による)	〃

[キーワード] 初等教員資格、初等教育教諭資格(institutteur)、初等教育教員資格(professeur)

des écoles)、昇進試験、保育学校、小学校

[参考資料]

- ・ Ministère de la jeunesse, de l'Éducation nationale et de la Recherche, Repères & références statistiques sur les enseignements, formation et la recherche, 2002, p.227.
- ・ MEN, Concours externes et internes de professeur des écoles, pp.1-5.

Q 4 - 4. 中等教育の教員資格にはどのような種類がありますか。

中等教育の主な教員資格には、コレッジ及びリセの普通教育担当教員の資格である中等教育教員資格(CAPES)、同じく体育担当教員の資格である中等体育スポーツ教育教員資格(CAPEPS)、リセの技術教育課程の教員の資格である中等技術教育教員資格(CAPET)がある。この3種類の資格取得者が、コレッジとリセの教員総数の62.2%を占めている(1998年度、以下同じ)。

これらの資格の上位に位置づけられている上級中等教育教員資格(アグレガシオン)と呼ばれる教員資格がある。この資格は最高の中等教員資格であり、同時にこの取得者は、各種の高等教育機関(リセに付設されているグランゼコール準備級や中級技術者養成課程のほか、大学、技術短期大学部等)の教員として勤務することも認められている。同資格の取得者は中等教育教員総数の13.0%である。

職業リセの教員資格として、職業リセ教員資格(CAPLP)がある。この資格の取得者は、中等教員総数の15.9%を占めている。

このほか、中等教育教員資格の一部として、図書館司書資格も設けられている。図書館司書はコレッジやリセに設置されている資料・図書館司書センターで、生徒や教員の図書館司書検索等について指導・サポートするなどの任務を負っている。

コレッジの教員資格であるコレッジ普通教育担当教員資格(PEGC)がある。この教員資格は、中等教育教員資格と比較して採用試験の受験資格が低めに設定されている。また、その一部は初等教育教員の経験者から補充されている(特別の研修を受けることが必要)。給与や勤務時間等の勤務条件も中等教育教員と比較して厳しい。1986年に募集が停止されたため、同資格所持教員は減少しており、中等教員総数に占める割合も1991年の17.2%から2000年には6.0%へと大幅に低下している。(N)

資格の種類・名称	勤務できる主な学校
中等教育教員資格	コレージュ、リセ
中等体育スポーツ教育教員資格	コレージュ、リセ
中等技術教育教員資格	リセ(技術教育課程)
上級中等教育教員資格	コレージュ、リセ、大学等
職業リセ教員資格	職業リセ
コレージュ普通教育担当教員資格	コレージュ
図書館司書資格	コレージュ、リセ

表：中等教員資格の種類と勤務できる主な学校

[キーワード] 中等教育教員資格、中等体育スポーツ教育教員資格、中等技術教育教員資格、上級中等教育教員資格、職業リセ教員第1種資格、職業リセ教員第2種資格、コレージュ普通教育担当教員資格、図書館司書資格

[参考資料]

- MEN, Repères références statistiques sur les enseignements, formation et la recherche, 2000, p.225.
- MEN, Concours externes et internes de professeur de recrutement des personnels enseignants, d'éducation et d'orientation Second degré, pp.4-13.

5. 教員採用試験

Q 5 - 1. 教員資格はどのようにして取得するのですか。

教員資格を取得するためには、主に以下のような方法・手続きが必要である。

①国民教育省が毎年実施する教員採用試験を受験すること。

その前提として、同試験には受験のための基礎条件が定められており、これを満たすことが必要である(たとえば、大学3年間の課程以上の修了証を取得することなど)。

次に、同試験の準備をすることが必要である。準備教育は主として IUFM で行われるため、入学試験を受けて IUFM に入学し、1年間の準備教育を受ける。この準備教育に当たっては必ずしも IUFM に入学する必要はなく、国立通信教育センター(CNED)などを利用して、独自に準備することもできる。

②採用試験に合格すると、公務員資格をもつ試補教員(professeur stagiaire)として任用され、IUFM で正規の教員になるための専門教育(修業年限は通常1年)を受ける。

初等教育教員の場合、欧州連合加盟国ですでに初等教員資格を得ている者が、フランス国内で教員資格を得ようとする場合には、IUFM の教育の一部が免除されることもある。

中等教育教員の場合、以下の条件を満たす者については IUFM ではなく、直接中等教育機関に配置されることもある。なんらかの教職経験が1年以上ある者、欧州連合や欧州経済連盟の加盟国の国民で、中等教育機関で教職経験のある者である。

③IUFM での専門教育の最後に、在学期間中の教育、教育実習、論文に関する評価を受ける。

これに合格すると、正規の教員資格を授与され、正式に任用される。不合格の場合には、もう1年間 IUFM で専門教育を受けることを認められる場合もある。これが認められなかったり、2年目の教育を受けた後も不合格とされた者は、試補教員の資格を失う。

なお、フランスの教員資格にはとくに有効期限等は定められておらず、更新制度は設けられていない。(N)

[キーワード] 教員資格、教員採用試験、試補教員、資格更新制度、IUFM、国立通信教育センター

[参考資料]

- MEN, Concours externes et internes de professeur des écoles, p.2.
- MEN, Recrutement personnel d'enseignement, 2nd degré, septembre 2001, p.39.

Q 5 - 2. 教員採用試験を受験するために必要とされる基礎条件はどのようになっていますか。

教員採用試験を受験するためには、すべての教員資格に共通する一般条件のほかに、教員資格の種類ごとに異なる個別条件の両方を満たすことが必要とされている。

一般条件は以下のとおりである。

- ・ 欧州連合あるいは欧州経済連盟 (EEU) の加盟国の国民であること。
- ・ 犯罪歴がないこと。
- ・ 国民役務に関する規定を満たしていること。
- ・ 必要な身体能力を有すること。

このうち、身体能力については、一般の公務員規定に定められている一般条件と特別に教員に関して定められている条件を満たしているかどうか、身体能力試験によって評価される。ただし、身体の障害のある場合でも、一定の条件を満たし、必要な手続きを経ることにより受験が認められる。

また、個別条件として、各採用試験ごとに保持すべき修了証が以下のように定められている。

教員採用試験の受験には、一般に大学3年間の課程の修了証(リサンス)またはそれ以上の修了証を取得していることが条件となっている。受験申し込み(受験登録)の期間の最終日(2003年度の場合には2002年11月27日)までに、同修了証等を取得しておくことが必要である。したがって、修了見込みでの受験は認められていない。 (N)

教員採用試験の種類	個 別 条 件
初等教育教員資格	リサンス、またはそれと同等以上の修了証を有すること。
中等教育教員資格	
中等技術教育教員資格	

職業リセ教員資格	<p>①一般的な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサンス、技師資格またはそれと同等の資格 ・もしくは、幹部職員として5年以上の職業経験を有すること。 <p>②該当するリサンスが存在しない専門領域の場合</p> <p>上級テクニシャン免状または技術短期大学部免状を有し、かつ7年間の職業経験を有すること。</p> <p>③高等教育の課程が存在しない専門領域の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バカロレアまたはそれと同等の資格を有し、かつ7年間の職業経験を有すること。 ・もしくは第5水準資格(職業適任証、職業教育修了証)を有し、かつ8年間の職業経験を有すること。
中等体育スポーツ教育教員資格	リサンス(身体活動・スポーツ科学技術専攻)、またはそれと同水準以上の同専攻の修了証を有すること。
上級中等教育教員資格	メトリーズ、またはそれと同等以上の修了証を有すること。
生徒指導専門員資格	リサンス、またはそれと同等以上の修了証を有すること。
進路指導カウンセラー資格	フランスで授与されたリサンス(心理学専攻)、またはそれと同等以上の修了証を有すること。

<注> 上級テクニシャン免状(BTS)はリセ付設の上級テクニシャン養成課程(STS)での2年間の準備教育後の取得試験を通じて取得する。また技術短期大学部免状(DUT)は技術短期大学部(IUT)での2年間の課程を修了することにより取得する。

[キーワード] 受験資格、一般条件、個別条件、職業経験

[参考資料]

- ・ 国民教育省事務連絡(NS no2002-148 du 10-7-2002),BO 18 juillet 2002 (numéro spécial, no.14)
- ・ <http://www.education.gouv.fr/personnel/enseignant/accueil.htm>

Q 5 - 3. 教員採用試験の受験手続きはどのようになっていますか。

教員採用試験の受験を希望する者は、定められた期間内に受験登録をすることが必要である。この登録期間は、2003年度試験の場合には2002年9月24日から11月27日までの2カ月間とされている。この手続きは個人で行うもので、IUFMに在学する学生も同様に学生自身で行わなければならない。

具体的な手続きの方法は、初等教育教員と中等教育教員とで若干異なっている。受験に当たって、まず受験登録をしなければならない。受験登録の場所は、初等教育教員資格試験の場合、自分の受験を希望する大学区、IUFMに在籍する学生はIUFMの設置されている大学区となる。一方、中等教育教員資格試験の場合には、一般的には住民登録をしている場所や勤務先の所在地が含まれる大学区の事務局である(外国や海外領土等の居住者は、国・海外領土が所属する大学区に、パンフィック IUFM に在籍する学生は、エックス・マルセイユ大学区に、それぞれ登録する)。

手続きはインターネットまたはミニテルを通じて、大学区事務局に対して行う。この登録では、画面の指示に従って必要事項を入力する(身分、住所、受験する採用試験の種類等)。

この登録をした者には、登録した大学区事務局から、登録確認のための書類が数日間のうちに送付される。書類には登録の際に入力した事項が記されており、その内容に変更がないかを確認した後に、所定期間内に大学区事務局に返送する(2003年度試験の場合には2002年12月16日まで)。入力した事項に変更がある場合には、変更を申請する。インターネット・ミニテルを通じて申請する場合には、登録期間終了日(2002年11月27日)までに行う(再度、登録確認の書類が送付されてくる。これを確認の後、新たに指定された日時までに返送する)。登録確認の書類に直接記入してもよい。これらの登録確認を所定期間内に行わない場合には、受験登録は無効として取り消される。

受験確認の手続きを終えると、大学区事務局から受験通知が送付されてくる。受験日は国民教育省官報にも掲載される。(N)

[キーワード] 登録手続き、登録確認

[参考資料]

- ・ 国民教育省通知(NS no2002-148 du 10-7-2002),BO 18 juillet 2002 (numéro spécial, no.14),
- ・ <http://www.education.gouv.fr/personnel/enseignant/accueil.htm>

Q 5 - 4. 教員採用試験の受験にあたっては、年齢や受験回数に制限がありますか。また、教員採用試験は1年のいつ頃行われるのですか。

教員採用試験の受験には、年齢制限は設けられていない。しかし、公務員には定年があり、合格し公務員となる段階で定年を超える者については受験は認められない。したがって、試験が行われる年の9月1日以前に65歳に達する者は受験できない。このほか、初等教員採用試験(内部試験)では60歳以上の者が、職業リセ教員採用試験(外部試験)では55歳以上の者が、それぞれ受験が認められない。

教員採用試験の実施時期については、教員資格の種類、試験の種類(外部試験と内部試験)、教科・専攻などにより実施の時期は異なる。試験の期間も1日で行われるものから、1週間(5日間)をかけて行われるものなど多様である。

2002年度試験の場合、もっとも早い時期に行われた中等技術教育教員資格の内部試験が2002年2月1日、次いで職業リセ教員資格の内部試験が2月5、6日の両日であった。逆に、もっとも遅かった上級中等教員資格の外部試験(古典文学、文法、現代文学)が4月15～19日であった。(N)

[キーワード] 受験制限、年齢制限、受験回数、定年、教員採用試験、試験日

[参考資料]

- ・ 国民教育省、Recrutement personnel d'enseignement, 2nd degré, septembre 2001, p.38.
- ・ 国民教育省通知(NS no2002-148 du 10-7-2002),BO 18 juillet 2002 (numéro spécial, no.14)

Q 5 - 5. 教員採用試験は、どの機関がどのような手続きによって実施していますか。

教員採用試験は、毎年国民教育省令により設置される審査委員会が実施する。審査委員会は、教員資格の種類や試験の種類(外部試験と内部試験)ごとに設置される(類似の教員資格の場合には、同一の委員会が担当することもある)。たとえば、2003年度試験では18の委員会が設置されている。さらに、これらの委員会の内部には、各教科・専門ごとに小委員会が設置される。たとえば、中等教育教員資格の外部試験の審査委員会では、英語、造形芸術、歴史・地理等29の小委員会が設置されている。

委員長は、国民教育大臣が省令により任命し、同省官報にその氏名が公表される。2003年度試験の場合には、2002年10月3日付け省令により任命された。各教科の委員長は大半が大学(一部にグランゼコール)の教授であるが、国民教育省の中央教育視学官が任命され

る場合もある。

(N)

[キーワード] 教員採用試験、審査委員会、外部試験、内部試験、中央教育視学官

[参考資料]

- ・ 国民教育省官報、2002年10月10日(第37号)

Q5 - 6. 教員採用試験の内容はどのようになっていますか。

教員採用試験は、初等教員、中等教員とも、第一次試験と第二次試験からなる。

1) 初等教育教員採用試験

初等教育教員資格の取得試験の内容は、以下のとおりである。

○第一次試験

筆記試験……フランス語と数学の筆記試験

○第二次試験

筆記試験……1) 生物・地学、2) 歴史・地理、3) 物理・化学の中から1つを選択。

口頭試験……1) 教育実習の報告書または試験委員会が作成した資料に基づく質疑応答。

2) 外国語、音楽、美術のいずれかを選択。専門的知識と指導方法について
審査

体育・スポーツ……

1) 水泳 25m等

2) 国民教育省のリストに基づき大学区が指定した6種類の競技から1種類
を選択

3) 体育の指導方法についての口頭試験

2) 中等教育教員資格の取得試験

中等教育教員資格の取得試験の内容は、教科によって異なる。近代文学の場合は以下の
とおりである。

○第一次試験

筆記試験……1) フランス語による作文

2) 学習指導要領で履修が定められている著作の中から、西暦1500年以前と
以後のフランス語の文章を選んで、その文法や文体論に関する試験

3) 15種類の言語の中から選択した1種類の言語で書かれた文章の翻訳(ラテ
ン語、ギリシア語、ドイツ語、英語、中国語等)

○第二次試験

口頭試験……1) 15種類の言語の中から選択した1種類の言語で書かれた文章のコメント

(言語の種類は上記と同じ)等

2)教育実習の報告書または試験委員会が作成した資料に基づく質疑応答。

(N)

[キーワード] 教員採用試験、筆記試験、第一次試験、第二次試験、試験委員会

Q 5 - 7. 採用試験の内容についてもう少し詳しく紹介してください。

採用試験の内容の詳細については、その考え方と内容を指示する国民教育省の通知が出ているので、参考になる。たとえば、初等教育教員の採用試験については、「初等教育教員の採用試験に関する勧告(1995年1月19日付第95-017号通知により修正された1994年11月16日付第94-271号通知)がある。試験科目ごとに細かい規定があるが、このうち第1次試験のフランス語について規定の概略を紹介する。

フランス語の試験は2部からなる。第1部では、受験生はフランス語の習得や教育に関する文献や文章を総合し、児童の書いたものの中から誤りを見つける。第2部では、初等学校でのフランス語の教育方法に関する資料を分析し、批評する。(試験時間4時間、配点指数4)

(第1部)

第1部は次の2種の試験からなる。

第1の試験は8点満点で採点される。資料を総合する問題である。この試験により、受験生の文献を読み理解する能力とともに問題の本質をつかみ正確な言葉で的確にそれを説明する適性を評価する。

その評価基準は次の通りである。

1. 答えは文献の十分な理解を示すものでなければならない。誤読、課題全体にかかわる本質的な問題の欠落、短絡的結論、誰のものか分からない寄せ集め、個人的判断は減点の対象となる。

2. 総合問題の論述は、首尾一貫して構成されていなければならない。受験生は、自分が気づいた論点を並列したり、一連の指摘をばらばらに関連なく提示することで満足してはならない。受験生は論の展開を構造化しなければならない(論理的構成や節立てなど)。

3. 受験生はフランス語の十分な習得を示さなければならない。すなわち、適切な語彙、綴り字法、適切な形態論と統語法、具体的な説明と正確な記述である。

第2の試験は4点満点で採点する。小学校の児童の書いた提出物を用いる。児童の年齢は明確にしておく。

受験生にとっては、場合によっては質問に導かれて、児童の作品のなかで、言語にかかわる点で(たとえば、つづり、語彙、文の種類、統語法、時制など)、誤りやよい点に気づくことが大切である。

誤りやよい点は、初等学校のフランス語教育の目的や内容に照らして検討され、解説される。

(第2部)

第2部は、「学習指導法とそれに対応する教育方法」の検討をねらいとする。

受験生は、教科専門の十分な能力と知識を有すること以上に、その教育方法について熟考したことを示さなければならない。

複数の種類の資料、すなわち、教員用の道具(指導書や解説書の抜粋、ソフトウェア、視聴覚教材)、児童の作品や、子どもの手順や行動を示す文章が提示される。

提示される資料に応じて、受験生は次の能力を示さなければならない。

表面には現れない科学的内容に気づき、分析する。／目標となるねらいを定める。／提示された教育的手順に基づき批判的意見を与えながら、児童の活動の一部を評価する。／資料の性質に応じてその利用の意義、時、条件を判断し、場合によっては、一定の学習期の児童が活用できるように変える。／児童の作品の最初の解釈を行う。／示された手順の次に提案すべきいくつかの活動を想定する。／一連の手順に大枠の段階を作る。

フランスでは、こうした試験内容に関する規定が受験科目ごとに明示されており、わが国の採用の現状(不透明な試験内容と曖昧な基準)からみても参考になる。(FH)

[キーワード] 教員採用試験の内容、フランス語の試験内容

Q5 - 8. 教員採用試験の問題や結果は公表されていますか。

教員採用試験の問題は、資格や試験の種類ごとに、国民教育省が同省官報によって公表している。たとえば、2003年度試験の場合には、2002年5月3日付けの事務連絡(2002年5月30日付け官報特別号)により公表されている。

また、試験問題についてのコメントも発表されている。これは、次期の試験の受験者に便宜を図る目的で、各採用試験の試験委員会が行っているものである。このコメントは、9月頃に発表される。(N)

[キーワード] 試験問題、試験問題のコメント、試験委員会

[参考資料]

- ・ 国民教育省官報、2002年5月30日付け(特別号第13号)
- ・ 国民教育省、Recrutement personnel d'enseignement, 2nd degré, septembre 2001, p.37.

Q 5 - 9. 大学等の学生と非常勤講師等を含めた社会人との間で、資格取得の方法に何らかの差異は設けられているのですか。

IUFM や大学等で受験準備教育を受けた学生を主な対象として行われる通常の教員採用試験(外部試験と呼ばれる)のほかに、正教員、補助教員及び一般の公務員等を対象とする特別の試験(内部試験と呼ばれる)も実施されている。

これにより、たとえば、初等教育教諭資格を持つ教員が、新設の初等教育教員資格や中等教育教員資格を取得したり、中等教員資格を持つ教員が上級中等教育教員資格を取得したり、さらに職業リセ教員資格を持つ教員が中等技術教育教員資格を取得することが可能になっている。

内部試験を受験できるのは、大学3年間の課程の修了証及びそれと同等の資格(上級中等教育教員資格は高等教育4年、職業リセ教員資格は同2年の課程修了を認定する資格)を有することを基礎資格として、①国、地方公共団体、公共機関に所属する公務員、または②国民教育省所管の教育機関で3年以上(上級中等教育教員資格は5年以上)、正教員及び補助教員としての勤務経験のある者とされている。上記の①または②に該当する者も外部試験を受けることが認められているが、同じ年に両方を受験することはできない。

内部試験を通じて教員資格を取得した者については、一般の試験を通じて資格を取得した者と同等の待遇が保障される。 (N)

[キーワード] 内部試験、外部試験、補助教員、上級中等教育教員資格、職業リセ教員資格

[参考資料]

- ・ MEN, Concours externes et internes de professeur de recrutement des personnels enseignants, d'éducation et d'orientation Second degré, pp.4-13.

6. IUFM での養成教育

Q6 - 1. IUFM の教育課程の概要と特徴について教えてください。

IUFM は学士号取得を入学条件としており、その意味では大学院レベルに位置する。したがって、その教育も大学で専門教育を修めていることを前提としている。

IUFM は2年制の教員養成機関であるが、1年次修了時に教員採用試験が行われることから、その教育内容は1年目と2年目では性格を異にする。

1年目の教育は実質的には教員採用試験に向けた準備教育の色彩が濃い。その教育内容は、大学での教科教育、IUFM での教職教育、教採準備教育と観察実習からなる。教職科目は、児童心理学、コミュニケーション・スキル、生徒指導論、学習指導論、教育制度論などである。なお、先に見たように(☞Q5 - 6, 7)、フランスでは国民教育省の通知により、教員採用試験の考え方と各試験科目の細かい内容が明示されている。

2年目の教育は、教員採用試験合格者、つまり「試補教員」を対象としており、専門的・職業的性格が強い。その柱は、大学での教科教育、IUFM での教職教育、卒業論文と実習からなる。2年次修了時に教員として求められる専門的能力の基準も国民教育省の通知により明示されている(☞Q6 - 6)。

IUFM 創設の前後で教育内容を比べると、IUFM における養成では、初等教育教員に対しては、1年目の採用試験への準備と2年目の共通教育と卒業論文、中等教育教員に対しては、1年目の教科教育法、観察実習、2年目の共通教育と卒業論文が新たに加えられた。全国大学評価委員会のIUFM 評価報告書(服部訳参照)によると、「教育科学の支配」、「教科の知識の軽視」といったIUFM に対する批判は妥当とは言えず、むしろその教育の成果については全体として肯定的である。ただし、初等教育教員と中等教育教員が一緒に学ぶ教職科目である「共通教育」は、IUFM による養成制度統一の教育課程上の象徴的科目であるにもかかわらず、その評判は芳しくないため改善が求められている。(FH)

[キーワード] 1年目の教育内容、2年目の教育内容、共通教育

Q6 - 2. IUFM が教育課程を編成する際に国は指針のようなものを定めていますか。

IUFM の教育課程は、国の認可を経て、各 IUFM が独自に定めることとされている。

1991年7月2日付省令「IUFM における教育内容とその認定」によると、国が教育課程編

成上の指針として定めているのは次の点である。

①IUFM に入学してくる学生の大学での専門等を考慮して、学年の初めに各入学生について評価を行い、彼らが IUFM でどのような教育を受けるべきかについて指導すること。

②理論的内容だけではなく、実践的内容の教育も重視すること。

③IUFM における教育時間全体の 3 分の 1 を実習とその事前・事後の準備・検討に充てること。

④初等教員養成課程と中等教員養成課程に共通の教育を行う時間を設けること。そのための時間数は、2 年間で 120 時間とする。特に実施に当っては、講義形式の理論教授だけではなく、実際的な内容・形式で行うよう配慮すること。

⑤中等技術教育教員や職業リセ教員の養成課程では、企業実習を教育課程に取り入れること。

また、各 IUFM の教育課程の時間配分についても、初等教員養成課程と中等教員養成課程で次のような規定がある。

初等教員養成課程では、2 年間の教育の総時間数は、1,500 時間から 1,700 時間とする。このうち教育実習に 500 時間(18~19 週)が充てられているように、教育課程に占める教育実習の比重は大変重い。

実習を除く教育時間(1,000 時間~1,200 時間)の配分については、教員資格の取得のための準備期間である第 1 学年では教科教育が 60%、教職教育が 40%の割合である。このうち教科教育には教員採用試験の必修教科及び選択教科と外国語が含まれる。また、採用試験後の第 2 学年では、教科教育が 50%、教職教育も 50%とする。このうち教科教育には、フランス語、体育・スポーツ、教員採用試験における選択教科で選択していない教科、外国語が含まれる。また、教職教育には卒業論文が含まれる。

一方、中等教員養成課程では、総時間数の規定はないが、2 年間で教育実習は 300 時間以上、教科教育は 400~750 時間、教職教育は 300~450 時間とすることが定められている。

(FH)

[キーワード] 教育課程編成上の国の基準、教育課程の時間配分

Q 6 - 3. IUFM の入学とそれまでの大学での教育について教えてください。

IUFM の入学に当っては、学士(リサンス)の資格、あるいはそれと同等の資格の取得が条件となる。

IUFM に入学するためには、大学での成績、願書による書類選考のほかに、面接と筆記試験(数学及びフランス語)の試験が実施されている。筆記試験はマークシート方式で一般

教養を問う程度であり、入学希望者が多い場合に判断材料の1つとされている。

IUFM への入学希望者は近年増加傾向にあり、1997 年では、フランス全土で 179,340 人が受験し、約 31%に当る 55,150 人が入学を許可されている。

近年の改革案では、教職体験の義務づけが検討されている。教員志望の大学生に、IUFM 入学前に、学校に行って約 20～25 時間授業を見学する「体験実習」(sensibilisation au métier=préprofessionnalisation)を実施するというもので、一部の大学区ではすでに実施されている。また、入学に際しては、子どものためのスポーツ教室やサマーキャンプ等、社会教育活動への参加経験なども重視されているといわれている。

1994 年度より、「学際的な学士号」も新たに設けられた。これは、初等教育教員のように全科目担当のために、特定の専門教科のみではなく学問横断的な能力のある教師の養成を企図して設けられた学士号である。しかし採用試験の合格率は他の専門の学士取得者より若干低い程度にとどまっている。(FH)

[キーワード] 入学試験、体験実習、学際的学士号

Q 6 - 4. 1年目の教育はどのような内容ですか。

フランスの教員養成制度では、2年制の IUFM に教員採用試験が内包されているため、1年目の教育は採用試験に向けた教育が中心となる。各 IUFM では、先に見た指針の枠内で、独自の教育課程を編成する。ここでは先行研究により、パリとグルノーブルの2校のカリキュラムを紹介する。(詳しくは、それぞれ古沢(2000)と小野田(1997)の論文を参照されたい)。

(1)パリ IUFM の例

○初等教育教員の場合

教職科目 40 時間
教科科目 200-600 時間
選択科目 16-40 時間
教育実習 25 時間
書面審査準備 50 時間
学習・研究方法援助 50 時間

○中等教育教員の場合

教職科目 130 時間
教科科目 364 時間
選択科目 40 時間
教育実習 6 週/162 時間

(2)グルノーブル IUFM の例

○初等教育教員の場合

教職教育 330 時間
教科教育 330 時間

○中等教育教員

教職教育 60 時間
教科教育 421-810 時間

個別学習教育 30 時間

個別学習教育 30 時間

教育実習 165 時間

教育実習 90 時間

教職教育では、教育哲学、教育社会学、教育心理学、教育法学、あるいは教員の職業倫理などについて学習する。

採用試験を受けるためには、IUFM に入学しなくとも、大学や高等師範学校において試験準備を行うことも認められている。ただし、初等教育教員の採用試験についてみると、全体の合格率は 12%と低いなか、IUFM 学生の合格率が 49%となっており、また合格者の約 7 割を占めるなど、IUFM の優位性が確立している。(FH)

[キーワード] 教職教育、教科教育、教員採用試験

Q 6 - 5 教員採用後の 2 年目の教育はどのような内容ですか。

IUFM の 2 年目は、教員採用試験合格者のみを対象としており、いわゆる「試補教員」の養成課程となる。したがって、その教育では実践的・職業的色彩が強い。ここではパリとノール・パ・ドゥ・カレのカリキュラムを紹介する。(詳しくは、それぞれ古沢(2000)と園山(2002a)の論文を参照されたい)。

(1)パリ IUFM の例

○初等教育教員の場合

教職科目 75 時間

教育実習 216+40 時間

教科科目 50 時間

選択科目 52-80 時間

卒業論文 75 時間

○中等教育教員の場合

教職科目 143 時間

教育実習 11 週/297 時間

教科科目 272 時間

選択科目 52-80 時間

卒業論文 75 時間

(2)ノール・パ・ドゥ・カレ IUFM の例

○初等教育教員

実習 本実習 280-330 時間

教職教育 教職 175 時間、卒業論文 75 時間

教科教育 フランス語、数学、体育、外国語、1 年次の選択科目 I・II で未履修の授業の計 250-300 時間

○中等教育教員(CAPES)の場合

体験実習 10-20 時間、指導付実習 20-40 時間、責任実習 180-220 時間

卒業論文 20-30 時間

教科教育 必修 60-110 時間、選択 0-80 時間、深化プログラム 最大 40 時間

教職教育 必修 50 時間、選択 0-24 時間、個人プロジェクト 25-50 時間

IUFM 修了に当っては、卒業論文(mémoire)の提出が義務付けられている。その内容は、教育理論研究でも、教育実践研究でもかまわない。論文作成の指導も行われる。(FH)

[キーワード] 試補教員、教職科目、教科科目、卒業論文

Q6 - 6. フランスでは教員の能力に関する基準があるそうですが、そこではなにが定められているのですか。

フランスでは、初等教育教員と中等教育教員のそれぞれについて、国民教育省が能力の基準に関する通達等を出している。(初等教育教員に関しては 1994 年 12 月 8 日付通知、中等教育教員に関しては 1997 年 5 月 23 日付通達を参照)。

ここでは、初等教育教員に関する通知「養成教育修了時における IUFM 2 年生の専門的能力の基準」の概要を紹介する。

I. 初等教育教員の仕事の全教科担当に関する能力

初等学校で教えられる各教科の鍵となる概念と知識、過程と方法に関する理解を得、補い、定着させる。／全教科における学習の計画、実施、評価に関する教育上の知識を身に付ける。／複数の教科を通じて児童が同じ能力を習得できる授業ができる。／複数の教科を動員する学習場면을構想し、まとまりのある学習になるよう活用できる。／現存の複数の資源(参考文献、教材・教具、情報・コミュニケーションの新しい技術)にアクセスできるように情報、方法、手順を身につける。

II. 学習場面に関する専門的能力

2 - 1 学習場면을構想する。

国の定める目標と生徒の能力及びすでに習得しているものに応じて、学習目標を定める。／学習場を一連の展開のなかに組み入れ、その前提条件を特定する。／児童に提示する活動を定め、一定の期間に組み入れ、指示を考え、参考資料を準備する。／児童の直面しうる困難、特に表現や言葉の不十分な習熟に関する困難を特定する。／習得した内容を定着させる活動を考え出す。／学習の様々な機会に評価する場면을考え出す。

2 - 2 実行する。

計画する活動に応じて学級の空間を組織し、学習の時間を管理する。児童の学習リズムに敏感で、それを考慮するよう気を配る。／一連の展開の様々な機会を管理する。／探求の時間とまとめの時間の交代を管理する。／黒板、文書、視聴覚教材、情報・伝達技術など多様な教材・教具を適切に活用する。／計画する活動場面のタイプに発言とコミュニケー

ションの形態を合わせる(姿勢、位置、口頭での発言、指示の確認など)。／児童が様々な活動ごとに特有の制約や資源に気づくよう援助する。／児童の間違いと成功を生かす。

2 - 3 学習場面を分析する。

学習場面の様々な要素、特に得られた結果や生徒の態度と当初の計画と主題を関連付ける。／自分の行為の効果を測り、今後の一連の展開の構想と計画下のためにそれを考慮する。

Ⅲ. 授業の実施と生徒の多様性への配慮に関する能力

3 - 1 権威の訓練と教育関係の習熟

児童の年齢に応じて、学習の指示と学級内での集団生活の規則を用意し、理解させ、守らせる。／児童の反応に注意する。予定した活動に代わるものを提示し、方法を変え、児童の興味を高める。／ダイナミックな成長のなかに児童を位置付けることができ、児童に責任を持たせる。／児童の声に耳を傾け、学級内で互いに聞く力を育てる。

3 - 2 教室と生徒の多様性の管理

教室内においては、学習課題や学習形態の多様性に応じて多様な教育方法を管理する。／児童の興味、文化、適性、学習リズムの多様性を利用する。／同様の目的に到達するため、学習場面を変える(一斉授業、個別学習、相互学習)。／授業のなかで多様な補助教材や多様な学習形態(集団学習、個別学習、グループ学習)を順次あるいは同時に用いる。

学校においては、学校教育計画や学習期教育計画の役割を理解するため、教員チームでの活動形態を追求する。／教員チームと連絡を取り、学校内の複数の学級の児童で可能な様々なグループ分けを見出す。／学級内の困難児や障害児を考慮するため、専門の教員と連携を図る。

Ⅳ. 初等教育教員の教育責任と職業倫理の領域における能力

フランス教育制度の基礎をなす諸価値を確認し、それを現実の場面でよく考え、主な参照法令にあたる機会を持つ。／外国の教育制度の主な特徴に関心をもつ。／教育制度に関する十分な情報を得る。

採用試験における基準と合わせて、教員に求められる能力基準を明示している点は、わが国の教員養成との比較から見ても注目に値する。(FH)

[キーワード] 教員に求められる能力の基準

Q6 - 7. IUFM での修了の判定はどのように行われていますか。

IUFM での養成教育の修了認定は、①責任担当実習、②卒業研究（論文）、③教育に関する科目群（モジュール）の3つをもとにして評価される（Q6 - 5を参照）。IUFM 校長が関係書類を提出して、大学区審査委員会（jury académique）が、合格、不合格、卒業延期などを決定する。合格した場合には、新年度から教員として正式任官される（Q9 - 1を参照）。修了審査は厳格であるが、採用率は全国的には90%を超えており、例えばレンヌ（ブルターニュ）IUFM の1996年度修了生の場合、全955名中、留年および実習期間延長の決定が下された者は36名である。審査委員会は、大学区総長が招集するが、過半数はIUFM 関係者以外の中から選任される。 (O)

[キーワード] 卒業認定、正式任官

[参考資料]

- ・ 園山大祐(2002a)「フランスにおける教師教育大学院(IUFM)の実態分析」大分大学教育福祉科学部研究紀要24-2
- ・ 園山大祐(2002b)「フランスにおける教師教育大学院(IUFM)の問題と展望」日本教師教育学会年報11
- ・ 古沢常雄(2000)「フランスにおける教師養成カリキュラム構成とそこから学ぶもの〔その1〕〔その2〕」全国私立大学教職課程研究連絡協議会『体系的な教員養成カリキュラムの在り方』（文部省カリキュラム開発研究報告書）
- ・ 小野田正利(1997)「大学付設教師教育部による初等・中等教員養成制度統一の意義と課題」小林順子編『21世紀を展望するフランス教育改革』東信堂
- ・ 小野田正利(1998)「フランスの教員養成の動向」浦野東洋一・羽田貴史編『変動期の教員養成』同時代社
- ・ 松坂浩史(1999)『フランス高等教育制度の概要』（高等教育研究叢書59）広島大学大学教育研究センター
- ・ 全国大学評価委員会(CNE)(2001)『最初の10年の転換期にあるIUFM』（服部憲児訳）
- ・ BERNEDE, G.(1998) ; Administrer l' école primaire, Hachette.
- ・ CHARLES, F. & CLEMENT, J.-P., (1997) ; Comment devient-on enseignant? L'IUFM et ses publics, Presses Universitaires de Strasbourg.
- ・ ROBERT, A.D. et TERRAL, H.(2000) ; Les IUFM et la formation des enseignants d'aujourd'hui, PUF.

7. 教育実習

Q 7-1. 実習の意義について教えてください。

教育実習は、主にIUFM入学後の2年目に実施される。実習の意義は、2つあり、1つは、各生徒に応じた授業を進める力、授業に対する自己評価能力、学級運営、生徒指導能力などが問われる。もう1つは、職業技能の習得にある。具体的には、明瞭な話術、効率的なコミュニケーションの回り方、教員職に関する知識、学校運営への積極的な参加などがあげられている。

また、後述する実習の評価報告書は、各大学区ないし、大学区事務局によって詳細な基準が定められている。なお、以下で紹介する各実習の時間数のさらなる拡大などが2003年以降の教員養成改革においても核心を成していることから、今後益々養成教育の中の実習の意義が高まるものと思われる (Le monde:2003.1.31.)。 (S)

Q 7-2. 教育実習はどのようにおこなわれていますか。

(1)教育実習時間数 (1991年7月2日付：通達91-202)

教育実習には、体験実習と指導付実習と責任担当実習の3種類がある。総実習時間は、初等教員で18-19週間、うち8週間は責任担当実習であることとされ、中等教員で300時間(4-6時間/週)となっている。

(2)実習の種類

IUFM入学前あるいは1年目に学校見学として「体験実習」(stage de sensibilisation)を、最低20時間受ける。その後、「指導付実習」(stage de pratique accompagnée)が、初等教員では10週間行われる。同じく指導付実習として中等教員では30-40時間が義務で、その他任意のもので10-40時間プロジェクト研究というものもある。

さらに、初等教員を目指す者は中学校を、中等教員を目指すものは初等教育をそれぞれ体験実習することが望まれている。このほかに、中等教員を目指す者は、2年目の責任担

当実習とは異なる中学あるいは高校でも体験実習することとしている。

最後にIUFM 2年目では、「責任担当実習」(stage en responsabilité)を初等教員で、8-9週間行う。3週間の実習を3回行い、初等教育における3つの学習期を必ず経験する。

中等教員の場合、週4-6時間を36週間 (= 1年間) 行う。従って、生徒の成績評価、進級判定、保護者面談など通常の正教員同様の任務を任されている。

(3)地域・機関別の差異

フランスでは、IUFMは大学区毎に存在するが、実習に関する規定は全国一律である。ただし、上記の時間数、内容を超えて養成校独自の裁量による実習も行える。事実、一部の大学区では、教育困難校への対策として、IUFM独自の研究プロジェクトが存在し、教育優先地域 (Q12-4、18-6) の訪問が行われている。 (S)

[キーワード] 実習、体験実習、指導付き実習、責任担当実習

Q7-3. 実習先の選定は誰がどのように決めていますか。

ここでは、ノール・パ・ドゥ・カレ養成校の事例を参考にする。まず、初等教育では、各校区の視学官 (IEN) 及び実習校の校長の要望をもとに、かれらがIUFMにどの学習期に何名の実習生を派遣してもらうか要請する。IUFMは、その年に行われた教員採用試験の結果及び実習生自身の希望を含め、成績順に各校区に配置する。このような手続きが、各3回の実習において実施される。基本的には3つの学習期すべてを経験できることになっている。ただし、3週間の実習期間中、受け持つ学級の担任は、研修に出るため、実習の時期は現職の教員の要望と実習生の希望とが一致しないといけない。

中等教育の場合、各学校の教員不足を穴埋めする形をとっている。従って、学校からの要請を受けて、各教科の視学官 (IPR) より各IUFMに8月末までに要請される。実習生の希望は、初等同様に教員採用試験の結果次第となる。 (S)

[キーワード] 実習の時期、実習の選定基準

Q 7 - 4. 実習指導はどのように行なわれていますか。

すべての実習には事前事後あるいは実習期間中に、IUFMの実習担当教員(Maîtres de stage)と実習生との間で必要に応じた指導が行われる。

初等教育では、各責任担当実習の際、非常勤EMF教員(Enseignants Maîtres Formateurs)、IUFM教員(常勤EMF、PRAG、PRACE、教育＝研究教員)、指導主事(Conseillers Pédagogiques)のいずれか1人が1度学校を訪れ、大学区で定められた評価基準に従って報告書を提出する。それぞれの実習期間中に行われた3回の報告書は、年度末の実習評価に反映されることになる。EMF教員とはCAFIPMF(Certificat d'Aptitude aux Fonctions d'Instituteur ou Professeur des Ecoles ou Maître Formateur)という初等教員実習指導適格証書を取得した教員で、週27時間の勤務時間のうちの6時間をIUFMに、1時間を校区に、2時間を教育研究に従事している人のことである。そのため、ここでは非常勤EMF教員と呼んでいる。

中等教育では、ある特定の学級を、年間を通じて担当するため、1月に兼任指導員(Formateurs associés)、あるいはIUFMの指導員(Formateurs)によって実習に関する評価が行われる。兼任指導員とは、IUFMと中学ないしは高校の教員を兼任している人を意味する。

1月の評価が悪い場合には、再度3月に評価報告書を提出する機会が与えられる。

これら以外に、初等および中等ともに、各実習校の校長による実習生に対する評価報告書の提出も義務付けられている。

また、実習中に、実習生は必要に応じて担任のIUFM教員に相談することができ、評価報告書についても意見交換を行うことができる。 (S)

[キーワード] 実習、実習指導、実習担当教員、実習評価報告書

Q 7 - 5. 技術・職業系の教員の場合はどんな実習が行われていますか。

上記の3つの実習意外に、「企業実習」(stage en entreprise)というのを、150-230時間

設けている。この企業実習は、6-8週間の連日実習期間と年間をとおした週1日通勤するものがある。 (S)

[キーワード] 企業実習

[参考資料] Circulaire 26 du 14/11/84、Circulaire 97-123 du 23/05/97、Circulaire 91-202 du 2/7/91

IUFM de Nord-Pas de Calais、Livret d'accueil 2ème année、2002

Code Soleil 2000 61^e édition、Sudel、pp.575-588、656-665、786-831、961

8. IUFM の管理運営

Q 8 - 1. IUFM と大学との関係はどのようになっていますか。

IUFM と大学との関係については、1989 年教育基本法第 17 条第 1 項において、「IUFM は…(中略)…当該大学区の 1 または複数の大学に附属する」と規定されている。これは、IUFM と大学との連携・協力による教員養成を意図したものである。IUFM での教育への大学教官の参加、大学での教科教育、リサンス以上となった入学資格、研究と実践の統合を目指す卒業研究により、初等教育教員養成の「大学化」と中等教育教員の「専門職化」が図られている。具体的な連携の仕方については、IUFM と大学の間で結ばれる合意書(Convention de rattachement)で定められ、例えば、IUFM 学生が大学の講義を受講できること、大学附属図書館を利用できること等の契約が交わされる。

教育面においては、多くの IUFM では、大学が教科教育を担当し、IUFM が教職教育と実習を担当するという形で役割分担がなされている。また、IUFM 第 2 学年は専門的職業教育として位置づけられ、単位取得・卒業研究・実習で構成され、これら 3 つ全てに合格しなければならないが、その評価には IUFM 教官に加えて大学教官も参加している。

また、人事に関しては、現在は IUFM が独自の専門家委員会を設置して、そこで採用の可否を決定しているが、以前は教員=研究員の採用に関して附属する大学の専門委員会に依存していた。

研究面での IUFM と大学との関係は必ずしも十分なものとは言えない。両者の研究面での連携が実質的に機能していないことが指摘されている。その理由の 1 つには、特に初期段階における IUFM での研究に対する大学側の疑念(IUFM で研究が重要なのだろうか？ IUFM での研究は研究といえるのか？)があったとされる。このような疑念は、当初大学が大学共同体における IUFM の存在を十分に認めていなかったことに加えて、IUFM での研究がその使命や教育活動上の必要性に影響を受けること、必然的に学際的性格を帯びること、特に教授法研究に関しては全国大学審議会に当該部門が存在しないことから生じていると考えられる。しかし、近年においては、まだ質的・量的に十分とは言えないながら、IUFM と大学の合同研究グループや、IUFM の使命の特殊性を考慮した大学の研究グループなども結成されており、これらの拡充が課題となっている。

管理運営面では、上記の教育基本法第 17 条第 6 項において、「(IUFM の)管理評議会は…(中略)…IUFM が附属する機関の管理評議会の代表者…(中略)…を含む」と規定されている。最高の議決機関である管理評議会のメンバーに大学関係者が加わるという形で、大学側が IUFM の管理運営に関わっている。附属する大学の学長が管理評議会のメンバーに

なっている IUFM もある。また、管理評議会の会議に諮る前に、大学学長・大学区長・IUFM 校長で事前に審議を行う場合もある。 (H)

[キーワード] 大学との連携・協力、大学化、専門職化、合意書、大学教官の参加

Q 8 - 2. IUFM の管理運営システムはどのようになっていますか。

IUFM において管理・運営の役割を担う主なものとしては、執行部と評議会がある。前者は校長・副校長・事務局長・会計官等のいわゆる管理職およびそのグループを指しており、後者には管理評議会、学術・教育評議会、各構成単位の評議会が該当する。

(1) 執行部

校長は、国民教育大臣の省令によって任期 5 年間、再任 1 回可で任命され、管理評議会によって提出される少なくとも 3 名のリストから選ばれる。校長の多くは大学人(教員=研究員)であり、元大学学長経験者がその職に就いている場合もある。また、IUFM 各校の校長をメンバーとする IUFM 校長会議も構成されており、同会議は国民教育省の承認も受けている。

副校長は、校長の提案に基づいて国民教育大臣によって任命される。副校長の数や職務は IUFM の規模によって異なる。比較的多いパターンとしては、初等教育担当の副校長 1 名、中等教育担当の副校長 2 名で、うち 1 名が第 1 学年および大学との関係を、もう 1 名が第 2 学年および実習先の学校との関係を担当するというものである。この他に、地理的性格の副校長(キャンパスごとに副校長を置く)、横断的性格の副校長(研究や国際関係を担当する副校長を置く)を置いている場合もある。

事務局長と会計官も、副校長の場合と同様に、校長の提案に基づいて国民教育大臣によって任命される。これらは、校長・副校長とともに管理評議会の会議に出席することになっている。

(2) 評議会

IUFM の評議会には、全学の評議会(管理評議会、学術・教育評議会)と各構成単位の評議会(各キャンパスの評議会、学科またはコースの評議会等)がある。後者は IUFM ごとで多様であるので、ここでは前者について言及する。

管理評議会は、当該 IUFM の管理運営に関する事柄全般について審議・決定する機関である。それは 40 名以下で構成され、大学区長によって主宰される。構成メンバーは、附属する大学の代表者(学長またはその代理人)、IUFM スタッフの代表者、利用者(学生・試補教員、現職教育を受ける者)の代表者、地方公共団体の代表者、教育・研究に識見を有する者で大学区長が任命する者となっている。特に大学区長、大学の代表者、IUFM 校長が管

理評議会の審議・決定に大きな影響を与える。

学術・教育評議会は、当該 IUFM の教育・研究に関する事項について審議・決定する機関であり、大学の学術評議会と教務・大学生生活審議会の任務を兼ね備えるものである。それは 40 名以下で構成され、議長は構成メンバーの互選で選ばれる。主な構成メンバーは、IUFM 校長、教育スタッフの代表者、利用者の代表者、附属する大学の学術評議会の代表者、大学区長が任命する者(教育・研究の領域における有資格者)であり、その半数は教育スタッフ・利用者の代表者でなければならないことになっている。(H)

[キーワード] 校長、副校長、管理評議会、学術・教育評議会

Q 8 - 3. IUFM にはどのような種類の教職員がいますか。

IUFM の教職員は非常に多様であり、様々なカテゴリーの公務員(校長、教員、視学団メンバー、その他公務員)で主として構成されている。

最も数が多いのは教員で、高等教育の教員=研究員(教授、助教授、学習指導教授など)、中等教育の教員(中等教育教員・上級中等教育教員、職業リセ教員など)、初等教育の教員(初等教育教諭、初等教育教員など)、生徒指導専門員が、学生および IUFM の指導員の養成に参加している。この他に、1 万人以上の実習担当教員が IUFM での養成に協力している。

視学団(国民教育視学官、大学区視学官=地域圏教育視学官など)は、現場に従事する同職者との連絡および IUFM 内での養成の教育的指導を行っている。

その他公務員は 2 つの特別公務員団に分かれる。1 つは学校・大学事務官(顧問、事務補助員・秘書、補佐官、係員、労務指導員、専門職員、保全・受付職員など)および教育研究技師・技術職員・事務職員(技師、技師助手、補助員、秘書、技術職員、補佐官、係員など)の職団であり、サービス局の運営、情報・出版活動の調整、機関の資産の保全・維持を担当している。もう 1 つは図書館職員(上級司書、司書、書庫係など)の職団であり、資料資産の保管・広報活動を行っている。この他にも私法上の労働者(若年雇用職、若年博士、連帯雇用契約職員、専門職代表者)がいる。

このような教職員の多様性、特に教育スタッフの多様性は IUFM の特徴の 1 つである。これら教職員が様々な役割を担って教員養成を行っている。中でも実習担当教員は、IUFM よりも主として現場(学校)において養成に関わる教職員である。養成に対して特徴的な関わり方をするこれらの職務について以下に若干紹介する。

初等教育実習担当教員の職務は、主として①試補教員のクラスへの受入、②実習の際の同伴と調査、③IUFM の養成活動のいくつかの作成と実施である。より具体的には、教職の概説、学生・試補教員の評価への参加、卒業研究の指導、実習の事前指導、試補教員の

状況や作業の分析、養成計画実施担当グループへの参加、養成計画の目的・様式の作成、その調査・総括・評価などを行うことになっている。

中等教育実習担当は、中等教育機関において教員養成に参加する。その主な職務は、試補教員を受け入れること、それが当該機関の教育グループに上手く参加できるように支援すること、実習の際に直面する困難の解決を支援することである。より具体的には、試補教員の授業を観察して困難の原因を分析し、優先的に努力すべき点を指摘すること、また、教授技術、学級経営、失敗への対処法、評価、指導法、保護者との関係の持ち方、職務に必要な知識などを教授することである。(H)

[キーワード] 教職員、実習担当教員

Q 8 - 4. IUFM も CNE(全国大学評価委員会)の評価を受けるのですか。

IUFM は、学術的・文化的・職業的性格の公施設法人である大学とは異なり、法的には行政的性格の公施設法人である。しかし、教育制度の中では高等教育機関として位置づけられることから、高等教育の公施設法人として捉えることもできる。このことを理由として、IUFM は CNE の評価を受けている。CNE による IUFM の評価には大きく 2 種類がある。1 つは個別 IUFM の評価であり、もう 1 つは IUFM の横断評価である。

個別 IUFM の評価については、1996 年から 2002 年までに 24 校の IUFM の評価報告書が刊行されており、近年中に全ての IUFM の評価が終了する予定となっている。評価方法は基本的に個別大学評価の場合と同じであり、内部評価段階 — IUFM の自己評価および内部評価報告書の作成 — と外部評価段階 — CNE 専門委員による評価と公開される評価報告書の作成 — の 2 つの段階で構成される。前者においては「内部評価ガイド」、後者においては「専門委員ガイド」をベースとして評価が行われる。これらは、いずれも CNE が評価の具体的な方法論を取りまとめて編集したものである。外部評価を行う CNE の専門委員は、その半数以上が大学人である。その他、大学等の事務局長、中等教育機関の校長、視学官等が任命されている。初期の個別 IUFM 評価においては教育面の評価が中心であったが、その後、管理運営や研究等の側面にも重点が置かれるようになっていく。

IUFM の横断評価は上記の個別 IUFM 評価報告書をもとに行われ、2001 年にその報告書 (Comité national d'évaluation, *Les instituts universitaires de formation des maîtres au tournant de leur première décennie : panorama et perspectives*, 2001.) が刊行されている。そこでは、IUFM の機関の側面(組織、管理運営、外部とのパートナーシップなど)、養成の側面(教育方法、教員採用試験など)、大学的側面(大学人の採用、研究など)の 3 点について、分析・結論・勧告が行われている。すべての IUFM の評価が終了していないこと、評価が始まっ

た初期の頃と近年では既に IUFM 内外に変化が起こっていることから、IUFM 同士の比較は行われていない。CNE は、この報告書において、全体として IUFM は困難の状況の中でその使命を果たしていると評価するとともに、各 IUFM に共通する問題の提起やそれに対する改善策の提示などを行っている。

CNE の評価以外には、CNRS や大学学術調査団による研究の評価、全国大学審議会による教員＝研究員の評価がある。しかし、これらの評価においては、IUFM のスタッフが非常に多様であること、研究が IUFM の使命や社会的要請に大きく左右されること、これらのために研究領域が学際的性格を強く持つこと等から、IUFM のスタッフやその研究は非常に不利な状況にあると指摘されている。 (H)

[キーワード] CNE、外部評価、評価報告書

[参考資料]

- ・ 園山大祐「フランスにおける教師教育大学院 (IUFM) の実態分析」『大分大学教育福祉科学部研究紀要』第 24 巻第 2 号 (2002 年)
- ・ 園山大祐「フランスにおける教師教育大学院 (IUFM) の問題と展望」『日本教師教育学会年報』第 11 号 (学事出版、2002 年)
- ・ Comité national d'évaluation, *Les instituts universitaires de formation des maîtres au tournant de leur première décennie : panorama et perspectives*, 2001.
- ・ IUFM Portail. (<http://www.iufm.fr/>)
- ・ *Textes relatifs à la formation initiale des enseignants du premier et second degré et des conseillers principaux d'éducation.*

9. 教員の任用と待遇

Q9 - 1. IUFMを卒業した新任教員は、どこにどのように配属されるのですか。

IUFMの2年目を卒業できた者(Q6 - 7)は、この時点で正式任官(titularisation)され、それぞれの勤務校に配属される。初等学校教員の場合は、通常はその教育実習をおこなった県内の学校へ、コレッジやリセの教員は、全国規模(各大学区にあるIUFMでは、すべての教科の教員を養成できず、また需給関係にアンバランスがあるため)で、配属先の学校が決められていく。

IUFM2年次の途中で配置希望を出し、それが調整されて決定されるが、最初の時にどの学校(というよりどの地域)に行くかが、決定的となる場合が多い。それはフランスの場合には定期的な人事異動はなく(Q9 - 2)、あくまでも本人の転任希望による空席待ちという制度となっているからである。したがって新任の時には、都市部とりわけてロワール川以北の地方に着任希望が殺到する。例えば2000年の場合、アミアン、クレティユ、リール、ナンシー・メス、オルレアン・トゥール、ルーアン、そしてヴェルサイユの大学区だけで、全新任教員の55%を集めたとされる。また中等学校教員の場合、校内暴力の深刻さから、新任教員をそのような問題の多い学校には配置しないような配慮をしている。

(O)

[キーワード] 新任教員、学校配属、人事異動

Q9 - 2. 日本の教員は一つの学校を5年程度で転勤することが多いのですが、フランスでも転勤や人事異動はあるのですか。

フランスの教員は、定期的な人事異動はなく、場合によっては最初に勤務した学校でそのまま定年を迎えることもある。もちろん異動の希望を出すことは可能であり、勤務成績、勤続年数、家庭の状況(扶養家族数、夫婦の別居)や現在のポスト、場合によっては特別な事情(病気)などが考慮され、これらがポイント制で加算され、ポイントの高い者から優遇されて人事異動のシステムに乗せられる。空きポストの状況が毎年公表され、年度末に人事同数委員会(CAP)(Q13 - 3)が、行政当局作成の資料を審査し、この委員会が決定提案を作成して大学区視学官や大学区総長(Q2 - 1)に提出する。

異動については、初等学校教員の場合は、IUFMを卒業後に配属された県の中での異動

のほかに、大学区内の他の県に異動することもおこなわれている。コレッジとリセの教員の場合は、大学区内のほか全国単位で異動がおこなわれる。当然のことながら、地理的・文化的に不利な環境にある地方から、大都市部を抱える地方への異動希望が高い。特にそれは、南部の地域から北部の地域に移りたいという希望が高く(教員配置における南北問題)、希望がそう簡単にはかなえられないことが多い。人事同数委員会の関与ということもあり、情実が入る余地はほとんどないといってよい。

例えば2001年の初等教員のデータでは、13,421人が転勤希望を提出したが、県を超えた異動が3,843人、県内異動が1,634人で、希望達成率は41%に過ぎない。故郷に帰るには相当な年数を必要とする。このため教員のためのガイドブックでは「IUFMの受験の時に、どこの大学区のIUFMを受けるかをよく考えないといけない」とアドバイスをしている。

(O)

[キーワード] 転勤、人事異動、人事同数委員会、IUFM受験

Q9 - 3. 教員の給与や昇給のシステムはどのようになっていますか。

教員給与に限らず、フランスの公務員の給与は、等級ごとに指定された指数と、その指数1ポイントの単位金額をかけた金額が年収(税込み)(brut)となるシステムをとっている。下記の表は、初等学校教員(中等教員の場合もほとんど同じ)の場合のものであるが、上級中等学校教員(アグレジェ教授)の場合は11等級が820まで伸びる。2001年11月1日からは1ポイントで51.82ユーロとなっている。11等級までの通常俸給表のほかに、6ないし7等級までである特別俸給表もあり、ある条件を満たせばそれに「渡る」ことができる。

この俸給に、各種の手当(扶養、住居、都市または僻地、通勤など)が加算され、その他のボーナスが付き、税金や年金積み立て、社会保障経費などを差し引いた金額が年収(net)となる。なお初等学校の校長は、別の俸給表とはなっておらず、わずかにボーナス加算がある程度であり、校長職として優遇されているわけではない。

またこの俸給表を昇っていく際に必要とされる年数は、1年ごとではなく、表にあるように3カ月から5年半と多様である。昇進の早さは、勤務評定(Q13 - 4)などの評価によって決められていくが、それほど大きな開きができるわけではない。また、日本の場合の最低号俸と最高号俸の格差は2.7倍近くあるが、この俸給表から見て取れるようにフランスのそれでは2倍以下にとどまり、経験年数の加算によっても頭打ち状態になり、教員からの中途離職率がやや高いといえる。

(O)

[キーワード] 教員給与、昇進、昇給、手当

表：初等教育教員の俸給(税込み年収)と昇進に必要な期間[2000年]

等級	指数(フラン)	上級昇進	普通昇進	年功昇進
11	657(219,563F)			
10	611(204,190F)	3年	4年半	5年半
9	566(189,152F)	3年	4年	5年
8	530(177,121F)	2年半	4年	4年半
7	494(165,090F)	2年半	3年	3年半
6	466(155,733F)	2年半	3年	3年半
5	438(146,375F)	2年半	3年	3年半
4	415(138,689F)	2年	2年半	2年半
3	394(131,671F)	1年	1年	1年
2	375(125,321F)	9カ月	9カ月	9カ月
1	347(115,965F)	3カ月	3カ月	3カ月

+

校長職に就いた場合に
加算されるボーナス指数

単級学校	11(3,676F)
2~4学級	24(8,021F)
5~9学級	38(12,699F)
10学級以上	48(16,041F)

※例：8学級ある学校で
10等級の初等学校の校長
611+38=649(216,889F)

*1フランの円換算値：1999年平均=18.33円, 2000年平均=15.21円

**例：「普通昇進」の10等級から11等級に上がるのに4年6カ月を要する。

***上級昇進は昇進対象者全体の30%枠、年功昇進は20%枠、普通昇進は50%枠。

1等級から始めて最高号俸の11等級に到達するのに必要とする年月は、年功昇進のみの場合は30年を必要とするが、上級昇進のみで昇進した場合は20年となる。

Q9-4. 教員の勤務時間や勤務形態はどのようになっていますか。

教員の勤務時間=労働時間は、その教員の持つ免許状=資格によって、法律において決められている。例えば普通の中等教育教員(セルティフィエ教授)は、1週間に18時間と定められ、それはほぼ厳密に守られている実態がある。この法定時間を超えれば、超過勤務手当がつけられる(Q14-3)。

また定められた勤務時間を正しくこなせば問題はなく、学校に朝から夕方まで毎日いるわけではない(Q14-4)。

年次休暇については、1年で1週間の勤務日の5倍が付与されるが、原則として繰り越

しの制度はない。また国が省令によって定めている長期・短期の休暇(バカンス)の間は、教員も休暇をとることが慣例となっている。この他に、産休・育休、病気休暇、介護休暇、研修休暇、組合活動休暇、自らのステップアップのための教育有給休暇なども認められている。(O)

[キーワード] 勤務時間、勤務形態、休暇

Q 9 - 5. 教員に定年はあるのですか。

フランスの教員の定年は、65歳と定められている。初等教育教諭(instituteur)の場合は例外として60歳となっている。但し、所轄の機関に申請すれば、定年に達した時に、その受け持ちの学年度が終了するまで勤務すること、場合によっては2年間の延長が可能なこと、また扶養家族の多さの関係での配慮として、特別に延長が認められる場合がある。年金については、給与からの一定額を差し引いて積み立てられているが、受給権を得るためには勤続15年以上を必要とし、初等教育教諭の場合は55歳から、それ以外の教員すべては60歳から受給できる。年金額は、通常は次のような計算式によって決まる。年金額=退職時の給与の月額×勤続年数×0.02。但し、勤続年数については、特別な場合は40年であるが、上限が37.5年となっており、実際の年金額においては、退職時の75%以下とされている。なお、退職一時金(退職金)は、年金を受け取ることができない場合にのみ支給される。(O)

[キーワード] 定年、退職、年金

Q 9 - 6. 教員から校長などの管理職になったり視学官になることはできますか？

フランスの場合、校長への登用はもっぱら教職関係者からということが大原則となっている(Q15-2)。日本では最近、民間校長の登用がとりざたされるが、このシステムは厳格に守られており、過去に民間企業勤務があったとしても、教員免許状の所持は必須であり、基本的に直近の段階で教職関係者(教員以外にも、生徒指導専門員や心理・進路指導専門員から)登用されている。

初等学校校長の場合は、自己申請に基づいた適格性審査による名簿登載者の中から選考されるという方法であるが、中等学校の場合は校長職としての適性を図る競争試験によっている。初等学校校長の場合は、給与水準も低く(Q9-3)、また一定規模の学校でない

かぎり授業負担が大きく、待遇もよくないため希望者が少ないが、中等学校の校長は待遇も社会的地位も高いために、毎年の競争率は4倍ぐらいである。

また視学官についても同じように、全国規模で毎年、適格性を審査するための競争試験が実施されており、教員の中から多く採用されている。同時に、教員－視学官－大学教員－校長というようなキャリアをたどる者もいる。(O)

[キーワード] 校長、視学官、キャリアアップ、管理職試験

Q 9 - 7. 免許状をもたない教員や非常勤教員はいるのですか。

教科担任制をとるコレージュやリセでは、1970年代から1980年代にかけて、いくつかの教科において慢性的に教員不足という事態を抱えていた。これに対して国はやむをえず、正式の採用試験を経ない者(maîtres-auxiliaires)を教員として採用し、教壇にたたせてきた。1990年代に入ってこのような採用は手控えられたが、今でも教科の他、生徒の監督や指導、図書資料探索などの任務を果たしている教員(adjoints et chargés d'enseignement)は、2000年度の段階で約6,000人おり、同時に正式採用となっていない非常勤講師(non-titulaires)も15,000人近くいて、中等教員全体数の5%を占めている。

初等教育段階では、このような教員をできるだけつくらない方針をとっている。それでも1999年度では、全教員の4%に相当する約35,000人が正式採用されていない教員で、その中の約11%程度が、非常勤となっている。近年、教員採用試験の補欠合格者の中から、追加採用による教員が、その年度の採用者総数の30%近く(2001年で約6,000人)に達しているという実態も明らかとなった。フランスの教員養成と採用は、退職者や生徒数を見込んだ計画養成・採用をとっているが、その予想が必ずしも的確ではなかったり、もともと産休や育休での代替教員を必要とすること、あるいは国が教員の人件費だけが突出しているような印象を与えたくないという配慮もあって、このような追加採用が増えているとされる。もっともこのように採用された教員でも、最初の1年目は学校の同僚教員の下で学校に勤務し、2年目にIUFMで養成教育を受けることになっている。(O)

[キーワード] 正式採用教員、補助教員、非常勤講師

Q9 - 8. 「学校補助員」という若者がアシスタントとして働く制度がフランスで始まっているようですが、それはどのようなものですか。

フランスでは1997年から、一つは若者の雇用対策として、二つには学習支援援助や校内暴力などの学校治安対策として、バカロレア(大学入学資格試験)合格資格をもつ20代の若者65,000人を対象に、学校補助員(aides-éducateurs)として、5年間という期限付き雇用をおこなってきている。彼ら(4分の3は女子学生)は、小学校やコレージュに出向いて、教員を補佐し、学業が遅れがちな子どもの学習指導や学校生活への適応支援、校内暴力の治安業務、コンピュータ等の教育機器の操作指導、図書館利用の指導などの業務にあたっている。教育困難なコレージュには、1校平均で5人の青年が配置されている。

いくつかの調査によれば、彼らの子どもたちとの接触や仕事ぶりは好評であり、自分たちの任務は有益であると評価しているという。政府の報告書でも「創設1年で学校補助員は、学校教育に必要不可欠な存在となった」と述べられている。このため国は、次第にこの制度を重視し、待遇や人員の拡充を図ってきた。

しかし2002年から2003年にかけて雇用の期限切れとなる青年たちの、再雇用や補充の見通しがたっていないというジレンマを抱えている。それはフランスの教員の平均年齢が42歳であり、特に高齢化が問題となっているわけではなく、青年層の20%が失業していることに着目した政策に由来するものであったからである。(O)

[キーワード] 若者雇用、学校補助員(aides-éducateurs)、教員の年齢構成

[参考資料]

- ・ 小野田正利「フランスにおける公立初等学校教員の人事管理と身分保障」佐藤全・若井彌一『教員の人事行政—日本と諸外国』ぎょうせい、1992年。
- ・ 小野田正利「今こそ教育界に若者の雇用を！—学校教育補助員制度導入から思うこと(フランス)」『総合教育技術』小学館、2001年5月号。
- ・ 小野田正利「学校自治権の拡大で責務は重くなった—フランスの校長と学校探訪(2)」『月刊高校教育』第36巻第2号、学事出版、2003年。
- ・ 小林順子編『21世紀を展望するフランス教育改革』東信堂、1997年。
- ・ Code Soleil, Le livre des enseignants-le système éducatif carrières et statuts, SUDEL, 61^e édition, 2000.
- ・ J.-L. Auduc et J. Bayard-Pierlot, Le système éducatif français, 6^e édition, 2001.

10. 現職教育

Q10 - 1. 現職研修の種類と内容について教えてください。

研修は、①大学区による大学区研修計画に基づく研修、②国民教育省による全国研修計画に基づく研修、③各種団体による夏季大学として行われる研修の3種類に大別される。

①大学区による大学区研修計画に基づく研修

研修の予算の8割を占めていることからわかるように、大学区による研修が現職研修の中心となる。これまでは大学区の教育職員研修局(MAFPEN)が教員研修を所管しており、国民教育省の教育政策や大学区内の実情・課題を考慮して、実施すべき研修の種類や内容、実施方法の決定等を行ってきた。現在はこの役割はIUFMに引き継がれている。

ある教員研修評価年次報告書によると、初等教育教員向け研修の内容は次の通りである。

教育方法 研修全体に占める時間の割合 18%

教科 特にフランス語 同 12%

外国語 同 10%

学習困難児童 同 10%

教科横断的活動 同 8%

新しい教育機器 同 6%

②国民教育省による全国研修計画に基づく研修

国民教育省による研修は次の3種類からなる。

- ・教育に関する実験のための研修
- ・大学区内の研修担当者向けの研修
- ・特定の教員向けの研修

③各種団体による夏季大学として行われる研修

各種の団体や教育・研究機関が実施する研修が「夏季大学」と呼ばれるものである。

この研修の目的としては、研究者と教員の交流を通して、研究者の研究成果を教員の教育実践に活用できるようにすること、各地の先進的な教育実践の普及を図ること、研修には教員以外にも地域で教育に携わる様々な人たちが参加していることから、教員がこうした人たちと交流することなどが挙げられる。

この研修は、各種の団体や教育・研究機関が研修計画を国民教育省に提出し、同省の審査により適切な計画に補助金を交付する形で実施される。

なお、教員も含む公務員に関する研修の根拠法規は、1985年6月14日の政令第85-607号である。

(FH)

[キーワード] 大学区研修計画、全国研修計画、夏季大学

Q10-2. フランスでは教員の研修はどのように意義づけられていますか。

一般に、教員の研修の意義は次のように理解されている。

第1は、地位の向上である。たとえば、他の職団に移るため、あるいは、臨時採用の教員の正式任官のために研修を受ける。

第2は、政策決定や児童生徒数の減少に伴う教員の配置転換のために研修を受ける。

第3は、専門化(specialisation)であり、一般教員が学校心理専門員や学校適応・統合専門員など専門性の高い職につくために研修を受ける。

第4は、教科の専門的力量的向上であり、わが国と同様に、この意味での研修は非常に多い。また、学校内での教員集団の研修形式も増加しつつある。

近年の国民教育省の通達などによると、教育改革の推進、地方分権化、技術革新や学問・研究の発展に伴い、教員研修は教育改革の戦略的役割を担うと位置づけられている。またこれに伴い、研修の重点課題も国のレベルで設定されている。2000-2001年度で見ると、情報機器の操作が学校種を問わず重点課題となっており、この上に初等学校では、読みの学習、話し言葉の習得、学習困難児の評価と支援、科学教育の刷新、統合教育、外国語教育が、コレッジでは、読み書きに重大な困難を抱える生徒の取り扱い、教材や学力試験の結果による評価の在り方、合科的学習の発展、公民教育、家庭との連携、学校生活の活性化が、それぞれ重点課題として国の政策に盛り込まれている。

また、大学区ごとに優先目標が定められている。たとえばクレティユ大学区での大学区研修計画の優先目標は次の5点である。

- ・あらゆる学習期の全児童生徒に対するよりよい教育を可能とする知識と技術の発達
- ・新任教員の研修
- ・教育及び運営活動における情報技術の効果的活用
- ・職場での協同の強化
- ・専門化と資格・昇進の両面から見た知識の今日的とらえ直し

(FH)

[キーワード] 教員研修の意義、教育改革の戦略的役割、大学区研修計画の優先目標

Q10 - 3. フランスにも初任者研修はありますか。

これまでフランスでは、わが国の初任者研修制度に当たるものはなかったが、2001年度より実験的に導入され、2005年度までには新任教員全員に初任者研修(*accompagnement de l'entrée dans le métier*)を行う体制が整備されることが予定されている。こうした制度の導入の背景には、ここ10年間で教員の半数程度が入れ替わるという実態と、入職時の重要性の認識の2つがある。

初任者研修の原則と実施について指示した2001年7月27日付通達によると、初任者に1年目で3週間以上、2年目にも2週間以上の研修を保障する。その内容は次の通りである。

- ・ 教科専門の知識の現場での適用 児童生徒の水準に合わせて知識を表し、非常に多様な児童生徒に知識を獲得させる。
- ・ 授業の運営 児童生徒の必要、関心の程度、学習進度にふさわしい方略を考え、学習期の全体を見通した時間の管理を行う。
- ・ 児童生徒に応じて指導方法を多様化するため、授業実践を分析する。
- ・ 教科や学年での集団学習を行い、教科横断的な試みを構想する。
- ・ 教育の場の特徴を理解し、学校の教育計画に関わる。
- ・ 教員に託された任務の意義や役割をよく考えるために、教職倫理を身に付ける。
- ・ 教科及び教育の各領域における研究の進展など、知識の今日的とらえ直しの要請を考慮する。

こうした初任者研修を行うため、授業日に研修ができるよう非常勤講師の配置及び財政的な保障も行うこととされている。また、新任教員が配置された各学校に相談相手役(*accompagnateur*)としてベテラン教員が一人選ばれ、必要に応じて援助する仕組みをとる。

なお、フランスの初任者研修がわが国のそれと比較してどのような特徴をもつのか、たとえば、それは教員の権利なのか義務的なものなのかといった点については、現状の研究では明らかではない。

(FH)

[キーワード] 初任者研修、相談相手役

Q10 - 4. 現職研修もIUFMが担うことになったのはなぜですか。

これまで教員研修については、1982年に創設された大学区教育職員研修部(MAFPEN)が主に担当してきたが、1998年に廃止され、その任務もIUFMが担うことになった。

その改革のねらいは、1998年3月12日付大臣通達によると、次の諸点にある。

- ・ 大学の課程と職業・専門化の間の連続性を保障するために、養成教育と現職教育を密接に連携させる。
- ・ 知識の今日的とらえ直しの要請と教科及び教育の各領域における研究の進展をよりよく考慮するため、現職教育の大学的側面を強化する。
- ・ 一定の能力の相補性と横断性を考慮して、初等教育教員と中等教育教員の養成を接近させる。
- ・ 研究者、初等学校教員、中等学校教員など多様な関与者を通して、多様性と相補性により養成内容を豊富にする。
- ・ 養成教育と職業的実践を巧みにつなぐことにより、教員は学校のニーズに応える。
- ・ IUFM のなかで、科学的、教育的、文化的資源のある環境を、教員に対して生涯に渡って提供する。

こうした改革のねらいを実現するためにも、IUFM と大学区長の双方の責任関係を明確にする必要がある。

各大学区における現職研修の計画を決定するのは大学区長である。大学区長は教職員に関する行政全体の責任者でもある。大学区長は、教職員の必要を検討し、継続教育の基本方向を定め、優先すべき到達目標を決める。

IUFM はこの計画の実施に責任を有する。MAFPEN は従来、研修ニーズの調査・分析、大学区内において研修に活用できる諸資源の調査・分析、大学区研修計画の作成、実施した研修の評価などを担ってきており、この役割を IUFM が引き継いでいる。 (FH)

[キーワード] IUFM による現職研修

[参考資料]

- ・ 文部省大臣官房調査統計企画課(1994)『諸外国の教員』
- ・ Recherche et Formation, no 32, INRP, 1999.
- ・ CAUTERMAN, M.-M. et al.(1999) ; La formation continue des enseignants est-elle utile?, PUF.
- ・ LANG, V.(1999) ; La professionnalisation des enseignants, PUF.
- ・ VAYSSE, G.(2001) ; Les IUFM, SEDRAP.
- ・ ZAPATA, A.(1998) ; Connaitre l'éducation nationale, PUF.

11. 私立学校教員の養成

Q11-1. 私立学校の教員になるには、どのような資格が必要なのですか。公立学校の教員資格と違うのですか。

フランスで私立学校と言うとき、日本の学校法人としての私立学校とは異なる。フランスでは、少数の例外を除いて、一般的には、キリスト教系の宗教教育を重視する私立学校を意味する。さらにくどく、具体的に言えば、キリスト教の一宗派のカトリック系学校のことを言う。と言うのも、フランスの国籍保有者宗教分布を示せば、無宗教者が16%、イスラム教徒とユダヤ教徒が各1%弱、プロテスタントが2%弱で、残りの80%がカトリック教徒で、すでに17世紀の早くからカトリック系の学校があったところに19世紀のフェリー教育改革時の世俗制を謳った公立学校が割り込んできたという歴史的な経過があり、カトリック信仰の篤い人々は自分の「かわいい子ども」を世俗的国家権力の下にある宗教教育を施さない公立学校に送ることよりも、カトリック教を教える私立学校に送ることを好んだからである。これらの私立学校は、自らを国家に縛られない「自由学校」*école libre* と称した。少数の例外としての私立学校とは、例えば、日本人学校などの外国人学校、インターナショナル・スクールとか、フレネ学校や精神医学者フランソワーズ・ドルト (*Françoise Dolé*) が主催する学校など、宗教的・宗派的教育を行わない世俗的な新教育学校である。

カトリック系の学校数は、2001年において、小学校5300校(生徒数829,460)、コレージュ1640校(生徒数618,380)、普通科リセ830校(生徒数329,020)、職業リセ530校(生徒数139,540)、農業リセ220校(生徒数49,370)である。そのほかにアンジェ、トゥルーズ、パリ、リール、リヨンに設置されている、通称「カトー(Cathos)」(カトリックの略)と呼ばれているカトリック大学が5校ある。

さて、私立学校(カトリック教育 *enseignement catholique* を重視する学校)の教員になるには、二つのルートがある。一つは、IUFM に入学して教員免許状を取得し、カトリック系学校の教員に採用されるルートである。もう一つのルートは、カトリック系の教員養成学校に入学し、そこで教員資格を取得し、教員に採用されるルートである。

カトリック系教員養成に触れる。小学校教員は、カトリック団体が設置する全国に24校ある教員養成センター(CFP :Centres des Formations Pédagogiques)において養成される。中等学校教員は、IUFM と連携して「私立中等教育機関の教員資格」(CAFEP : *certificat d'aptitude aux fonctions d'enseignement dans les établissements d'enseignement privé du second degré sous contrat*) を取得しなければならない。

小学校教師を養成する「教員教員養成センター」(CFP)への入学の手順は以下のように行

われる。

まず、入学希望者は、9月から翌年1月ないし2月までに、近くの司教区本部か教員養成センターに申し出、3月に正式の入学願書を提出する。4月から6月の間に、教員養成センターで面接と学力試験を受け、7月初旬に合格発表される。授業料は、初年度は114～762ユーロ、2年度は228～838ユーロ(1ユーロ=130円:2003年3月)である。これは、授業料の支払いが少額であれば給与が低く、逆に、授業料の支払いが高額であれば給与が高くと、2年目の有給教育実習生として想定される給与額との関係で決まってくるという。2年次生の給与は、月額1502.78ユーロ(2002年)である。

養成教育の内容は、教育理論学習(教育哲学、心理学、カトリック教育の特性、人間関係についての教育 *éducation à la relation* [訳者:「人間と神との関係についての教育」かも知れない])と教育実習である。教育実習は2か年間で約18週間行う。このうち8週間が「責任を持った実習」(指導教員無し)の単独実習)である。1年目は6週間、2年目は12週間である。

2年次には、他に、論文を作成・提出する。理論学習、教育実習、卒業論文のそれぞれに合格すると、初等教員資格(DPPE: *Diplôme professionnel de professeur des écoles*)が授与される。

私立中等学校教員になるには、事前に「参事会合意大学区協議会」(CAAC: *Commission Académique de l'Accord collégial*)に中等学校教員志望の旨を届け出ておくことが必要とされる。「教職・職業昇進地方圏協会」(ARPEC: *Association Régionale pour la Promotion Pédagogique et professionnelle*)に開設される教員養成所(IFP: *Institut de Formation Pédagogique*)に入学し「私立中等教育機関の教員資格」(CAFEP)を取得する。IFPに在学しつつ、IUFMでも、この資格取得希望者に対して聴講(履修)が認められているので、そこに学びつつ、各種の中等教員資格に対応する「私立中等教育機関の教員資格」を取得する。この教員資格試験は、基本的に初等教員の場合と同一である。

初等教員にしても中等教員にしても、資格を取得すれば、すでに2年以上前に、私立学校教員となる意志を伝えてあるので、参事会に申し出ることによって、私立学校に教員として優先的に採用されることになる。

私立学校教員資格は、公立学校教員資格と全く同一で、これは、私立学校諸団体協議会が国家と合意し、契約を結んでいる。

なお、私立中等学校の校長の待遇は、教員経歴・年数や学校規模によって異なるが、平均的には、月額2591ユーロから3811ユーロ(日本円で33～34万円から50万円)である。

(F)

[キーワード] 私立学校、カトリック教育

[参考文献]

- ・ Gémon, Sébastien : Les métiers de l'enseignement catholique, L'Etudiant, 2002

12. 政府の教員政策

Q12-1. 政府が養成にあたってめざしている教員像とはどのようなものですか。

国民教育省が教職志望者向けに発行しているガイドによれば、教職の使命や特徴は以下のように説明されている。少なくとも、これは国民教育省が目指している教員像の一端を示す者と考えることができる。

1) ヨーロッパ市民としての将来の生活に向けて、生徒たちを準備させること。そのために、具体的には、教員は以下のことを行う。

①能力をできる限り高め、もっともよい生活の選択をできるように、子どもと青年を導くこと、②知識を育てる趣味を養うこと、③平静に、かつ相互に尊重しつつ、生徒たちが共同で学習することを生徒たちに教えることである。

2) 人間関係を基調とし、外部に開かれた職業であること。具体的には、以下の点が求められる。①生徒の学業成功、機会の平等の実現、校内暴力の予防等のプロジェクトを遂行するために、チームで行動すること、②学校教育計画の作成と実施に参加すること、③企業、文化センター、各種団体(アソシアション)と協力関係を築くこと、④親、地方公共団体、その他教育機関の利用者と対話すること、である。

3) 高度の資格・専門教育を必要とすること。具体的には、以下のような状況に対処できるようにすることが必要である。①ますます複雑化する知識に適応したり、きわめて多様な状況に直面できること、②教育を取り巻く環境・情勢の変化につねに適応すること、③教育の変化を見きわめ、生徒の多様性や特殊性に応じて教育・指導の方法を進化させられること、④集団での行動を大切にできること、オーディオ・コンピュータ機器などの新技術のリソースを活用したり、最新の評価技術を活用できること、⑤青年のために、また彼らとともに、よりよい解決策を生み出せること、である。(N)

[キーワード] 教員の使命、ヨーロッパ市民の育成、学校教育計画、教員チーム、協働

[参考資料]

- ・ 国民教育省、Recrutement personnel d'enseignement, 2nd degré, septembre 2001, p.3.

Q12-2. 教員の需給に関する現状や、今後の需給見通しはどのようになっていますか。

1998年現在、初等教育の教員は公立学校32.4万人、私立学校4.8万人である。2001～05年には年平均16,500人が、2005～08年には同16,300人が、それぞれ退職すると予想されている。中等教育の教員は、公立37.5万人、私立9万人である。2001～05年には年平均16,800人が、2005～08年には同18,500人がそれぞれ退職すると予想されている。

退職する教員数や教育改革に伴う必要措置等を考慮すると、新たに採用が必要となる教員数は、中等教育教員の場合、2002～2009年に毎年平均18,280人、そのほか生徒指導担当主任教員270人、進路指導・心理相談カウンセラー180人といわれる。

中等教育では、該当年齢層の出生数減少などにより、今後生徒数の減少が予想されている。これを考慮すると、上記の新採用が必要な中等教員の年平均数は15,850人と見込まれている。(N)

[キーワード] 教員の需給、定年退職、退職、進路指導・心理相談カウンセラー

[参考資料]

- ・ S. Péan, P. D. Roisné, 'Recrutement et départ des enseignants dans les dix prochaines années (1999-2008), *Education et formation*, avril-juin 2000(no.56), pp.41-44.
- ・ D.Aussant et B.Lepetit, 'Les besoins en personnels d'enseignement, d'éducation et d'orientation dans le second degré public entre 2002 et 2009' *Education et formation*, (no.58)

Q12-3. IUFM、教員養成制度に関する報告書にはどのようなものがありますか。また、その主な内容はどのようなものでしょうか。

IUFM等に関する主な報告書には、「バンセル報告書」をはじめ、国民教育省中央教育視学官報告書、大学評価委員会の評価報告書等がある。このうち、バンセル報告書は、大学区総長であったバンセル(D.Bancel)を委員長とする委員会が国民教育大臣の諮問を受けてまとめられ、1989年10月に提出されたものである。タイトルは『教員教育の新たなダイナミズムを創造する』(Créer une nouvelle dynamique de la formation des maître)である。IUFM制度の設立やIUFM創設後の教育内容、学生募集、教員の任務等のIUFMの教育全般に関する重要な提言が含まれている。

国民教育省中央教育視学官報告書は、毎年いくつかのテーマを設定して、担当視学官が全国の学校等を調査し、その結果をまとめるものである。IUFM創設後の各校の状況につい

て、これまでに数度報告書が提出されており、教員養成の実施状況、問題点や今後の課題、提言等が盛り込まれている。

大学評価委員会は、大学やその他の高等教育機関の教育・研究活動について、専門の立場から評価・改善提言を行っており、その結果を報告書にまとめている。これまでに全国ほとんどのIUFMが同委員会の評価を受けており、報告書も発表されている。(N)

[キーワード] バンセル報告書、中央教育視学官、総視学官報告書、大学評価委員会、職業能力、現職研修、継続教育、大学教育、企業実習、教授法、リサンス、多領域教育

[参考資料]

- ・ Créer une nouvelle dynamique de la formation des maître, Rapport du recteur Daniel Bancel à Lionel Jospin, le 10 octobre 1989.

Q12-4. 国の教育政策と地域のニーズの関係は、どのように調整されているのでしょうか。地域の特殊なニーズは、国の教育政策に反映する仕組みになっているのでしょうか。

IUFMの教育をめぐるのは、教育内容が理論的すぎるとの批判があり、教育現場のニーズに対応した教育を行う方向で改革が続けられてきた。

1996年から、一部のIUFMでは、校内暴力対策の教育が行われてきた。これは主として、モジュール形式の教育であり、時間数は最低25～50時間で行われるのが一般的である。職業人との対話を交えての集団的作業や、困難校での実習を含む。手段や時間の関係で、このモジュールは大学区によってその実施状況は大きく異なっている。

クレティユ大学区では、「郊外の学校での教育」と題する80時間のモジュールを設けている。中等教育教員資格取得課程の学生に必修とされている。(N)

[キーワード] モジュール、困難校、地域、集団的労働、校内暴力

[参考資料]

- ・ Avenir, no.500, ONISEP, 1998.

第3部 フランスの教員と学校

13. 教員の身分保障と懲戒

Q13 - 1. 教員の専門職としての「教育の自由」は、どの程度認められていますか。

まず理論的にはどのように位置づけられているかについて述べる。フランスにおいて「教育の自由」は、憲法上の明文規定はないが、基本的人権(基本的自由)(*libertés publiques*)の一つとして異議なく認められている。それは基本的人権のカタログの中では「精神の自由」「思想の自由」あるいは「表現の自由」の中に位置づくものとされている。またそれは、公立学校における自由としての「公教育の自由」と、私立学校における「私教育の自由」の二面において承認されている。公教育における自由には、特定の政治的または哲学的教育に服しめられるべきでないことから、公教育の非宗教性ないし中立性の原則が位置づいている。そのことから公教育にたずさわる教員は、子どもの思想・信条の自由の保障のために、哲学・政治的領域にあつては、より慎重な配慮が求められている。したがってその配慮の程度が、中等学校の教員よりも高いと想定される公立初等学校の教員の「教育の自由」は、意見発表の自由(*liberté d'opinion*)の中に位置づくが、初等教育であるがゆえに、いっそう中立性に対する慎重さが要請されている。しかし中立性は同時に、国家をも拘束することは当然である。すなわち国は、公教育における非宗教性・中立性を遵守しなければならず、さらに国が教員をその支配に都合にいい官製イデオロギーの普及者としたり、また1つの公式の学説を教え込む官製教育をすることは許されないとされている。

現実の教育の営みにおいて、どの程度まで教員の「教育の自由」が認められているかについては、学習指導要領の拘束性や、教科書検定あるいは教科書採択がもっとも説明しやすいといえる。これらについては、すでにQ2 - 4で詳しく述べているので、それを参照されたい。簡単に説明を加えておけば、全国的な教育課程の基準としての学習指導要領は、フランスにおいても存在し、各分野の科学者で構成される「全国教育課程審議会」で策定され、教科書もその基準に準拠して編集発行されている。しかし、教科書検定は存在せず自由発行制であり、かつ教科書の採択についても、小学校の場合は、各郡ごとに開かれる教員会議において教科書としての認定リストが作成され、その中から各学校において職員会議の審議を経て採択される。中等学校の場合は、認定リストのようなものすらなく、教科用図書として発行された各種の本の中から、各学校の教科担当者会議において決定される(Q14 - 8を参照)。その意味で自由採択制であり、この教科書選定における最大限の自由の保障が、フランス的自由であり、また教育専門職としての教員に対する配慮であるとも評価されている。

同時に、教科書使用義務の法規定も存在しておらず、教科書を主たる教材として用いず、

自主的な教材プリントを作成して授業をしている教員は多い。また、教育課程編制権が個々の教員に委ねられていることは、現行教育法体系の骨格となっている 1989 年教育基本法第 5 条において、学習指導要領は全国的な大綱基準であり、その枠内において教員が、専門的自由裁量に基づいて教育編成をする、と規定していることから明らかである。 (O)

[キーワード] 教育の自由、教科書、学習指導要領、基本的人権、教育課程編成権

Q13 - 2. 教員はストライキをすることができますか。

公立学校の教員には組合結成の権利はもちろん、団体交渉権そしてストライキ権が、当然の権利として保障されている。教育政策への反対や、教育条件の改善あるいは自らの労働条件の改善を求めてストライキをし、他の団体との共同行動などで街頭デモをすることはよく知られている。このストライキ権は、もちろん管理職である校長等にも認められており、実際に行使もする。例えば 2000 年から 2002 年にかけて 2 年以上にわたって、小学校校長の待遇改善を求めて、3 つの初等学校校長組合 (SNUipp-FSU, SE-FEN, SGEN-CFDT) が、街頭デモや管理業務ストライキ(教育行政当局への各種行政文書の提出拒否)を続けたことは一つの社会ニュースとなった。

但しストライキをする上での条件として、5 日前までに、その管理当局(学校であれば校長)に対して、ストライキの理由や場所、日時などを予告することになっている。また勤務をおこなわなかった日数に関連して、1 日につき月額給与の 30 分の 1 が減額される。

(O)

[キーワード] 団結権、団体交渉権、ストライキ権、労働基本権

Q13 - 3. 教員の懲戒処分はどのようにしておこなわれますか。

フランスの教育行政機構は、特色ある視学官制度をとっており、国の地方への出先機関である大学区総長(地域圏・大学区)および大学区視学官(県)(Q2 - 2)が、それぞれ中等教員および初等教員の人事管理事務を掌握している。しかしこの権限行使にあたっての事前調整のための諮問機関が存在し、その意見を尊重する形で、実際の処分権が行使されている。また処分対象者には、一件書類の閲覧権と弁護権が保障され、処分に不服の場合には公職高等審議会(CSFP)への控訴、さらには行政裁判所への提訴ができる。

すなわち教員の採用、勤務評定、人事異動、昇進、懲戒処分などの人事管理・身分保障については、教員組合の代表と教育行政当局の代表が同数(10名ずつ)で構成する「人事同数委員会」(CAP)が、国・地域圏・県の段階にそれぞれ設置され機能している。この委員会の選挙は3年ごとにおこなわれるが、それぞれの組合が組織率と職能代表性を競う形で熱心に取り組み、投票率は常に70%を超えている。この他に、職務の運営に関する諸事項について協議する「組織運営同数委員会」(CTP)も設置され、合議に基づく職務管理がめざされている。(O)

[キーワード] 懲戒処分、人事同数委員会、組織運営同数委員会、身分保障

Q13 - 4. 日本では教員評価や教員の勤務評定がとりざたされています。フランスでは勤務評定はあるのですか。

フランスにおいても公務員に対する勤務評定は、公務員法に基づいて実施され、昇進などにおいてその結果が活用されている。ただし教育活動に関わる教育公務員については、一般公務員のそれとはかなり異なった方法と形態がとられている。それは教育活動という勤務形態の特殊性への配慮ということ、および教員や学校への視察・監督をおこなうことによって公教育の運営を担ってきた、200年近い歴史を有する独特の「教育視学官制度」(Q2 - 2)の存在がある。

初等学校教員については、校長が評定権をもたず、当該学校を含む管轄区域担当の国民教育視学官(IDEN)(Q2 - 2)が、学校視察をおこない、教員の勤務評定をおこなう。この勤務評定書類は、いわゆる「評点(20点満点)」と「全体評価」から成っており、文章記述による観察所見の詳細さが特徴的である。中等学校教員の場合は、校長が第1次評価者となり、主として勤務状況を評価する「勤務態度評価-40点満点」と、地域圏や県に配置された各教科担当の教育視学官が学校訪問視察をおこなって実施する「教育指導力評価-60点満点」の2つの領域で構成されている。そしてこれらは、当該教員本人にすべてが通知され、異議があればこれに反論することが保障されていること、不服申し立てと訂正の手続きが整備されていること、さらにその結果に不服であれば行政裁判所に対して越権訴訟を提起することができる、といったように事後救済の制度が整えられている。

ただし勤務評定制度にはいくつかの問題点があり、過去30年近くにわたって議論が積み重ねられてきているが、抜本的な改革には至っていない。教員組合(Q17 - 2)などからの視察・業績評価に対する批判はもちろんのこと、視学官の視察は毎年されるものとの原則はあるが、実際には3~5年程度のサイクルであること、校長と視学官という二重の評価がうまくかみあっていないこと、評定結果が昇進や昇給に正しく反映される度合いが低い

のではないかと、といった数々の課題が指摘されている。

しかし他方で政策的には、悪平等といわれる実態を改善すべく、特に教育困難校や教育優先地域(ZEP)(Q18-6)などで勤務する教員に特別俸給表への渡りを保障し、さらにそれを大学区総長(Q2-1)の判断で、明白な業績をもった教員に適用することを認めてきている。もっとも学校教育機関の評価についての研究と違って、正確な教員評価に関する研究は未だ存在していないことも明白である。フランスの教員評価は、様々な潮流の中で、従来の個々人の勤務評定から、より広い意味をもった評価へという方向で再検討が進められている段階にある。(O)

[キーワード] 勤務評定、教員評価、昇給・昇進、教育視学官

Q13-5. 不適格教員や心病む教員の処遇はどのようになっていますか。

不適格教員や心病む教員の問題はフランスでも深刻になっている。特に精神性疾患の教員については、コレージュやリセでの校内暴力や授業不成立の状況が深刻化する中で、特に大きな課題となっている。

教員としての就職後に抱える問題による発病や危機的状況を早期に発見し対処するために、専門医やカウンセラーを中心として地域圏の段階でネットワーク(社会保障、医療、人事管理、研修など)が作られている。このネットワークの任務は、不適応の可能性のある教職員の問題を予防すること、できるだけ速やかに、また最大限のより良い条件の下で、勤務中断後の再復帰を可能にし、集団的な援助活動によって職務遂行を円滑に見守ることにある。

精神性疾患の場合は、最大で3年間の病気休暇(更新可能)か5年間の長期休暇をとることができる。回復した場合には、医学委員会への諮問を経てから職場復帰することになる。軽度の場合には、学校の教壇に戻す際に、職務の負担を軽くする措置がとられることは当然である。重度の場合や中断によって直ちに職場復帰が不可能な場合には、他の公務員一般と同じ制度として、教員ではない別の職務に配置されることができるが、教員のみに限られた特別な職場復帰の制度も存在している。これは教員という職業がもつ固有の特性から、他の職への修正配置が困難であるということに由来している。

第1は「機能回復(リハビリ)」であり、通常の学校勤務ではなく、その健康状態と両立できる他のタイプの職種(例えば通信教育センターや、地方の教育センター)に一時的に教員を配置することである(最大3年間)。第2は「再雇用」であり、通信教育を主たる業務としている「国立遠隔教育センター」(CNED)に勤務することである。初等・中等教育の教員については、機能回復2,100名分、再雇用550名分のポストが用意されている。

ただいずれの場合も、その判断にあたっての恣意性を防ぐために、教員組合の代表が半数を占める人事同数委員会(Q13-3を参照)の了承を得ることが必要となっている。

(O)

[キーワード] 不適格教員、指導力不足教員、心病む教員

[資料]

- ・ 小野田正利「フランスの教員評価」教職研修総合特集 No. 141 『教員の人事考課読本』教育開発研究所、2000年。
- ・ 小野田正利「フランスにおける教員の評価－勤務評定から評価へ」佐藤全・坂本孝徳『教員に求められる力量と評価－日本と諸外国』東洋館出版社、1996年。
- ・ 小野田正利「フランスにおける公立初等学校教員の人事管理と身分保障」佐藤全・若井彌一『教員の人事行政－日本と諸外国』ぎょうせい、1992年。
- ・ 小野田正利「専門職としての資格水準向上と身分の安定性－フランスの初等・中等学校教員」日本教育会『日本教育』No. 296、2002年。
- ・ Association Française des Administrateurs de l'Education, Le système éducatif français et son administration, 7^e édition, 1997 (小野田正利訳・フランス教育行政担当者協会『フランスの教育制度と教育行政』大阪大学人間科学部(非売品)、2000年)。
- ・ Code Soleil, Le livre des enseignants-le système éducatif carrières et statuts, SUDEL, 61^e édition, 2000.

14. 教職員と学校

Q14-1. 校長などの教職員の配置はどうなっていますか。

保育学校と小学校の初等学校と、コレージュやリセの中等学校では、種類も人数もかなり異なっている(教員以外の職員の配置についてはQ14-2を参照)。

初等学校では、校長(directeur,directrice)は1人で、副校長や教頭に相当する身分の職員は原則として存在しない。校長は、その学校の規模が14学級(保育学校では13学級)以上ある場合には、日本と同じように校長職に専念できるが、それ以下の場合には授業をもっており、授業を代理教員に任せて管理的業務にあたる日が、わずかに1週間に1日認められているだけである。クラス担任として教科指導を受け持つ教員(instituteurs, professeurs d'école)は、学級ごとの特殊な性格や国の予算配分や児童数を基準として、大学区教育事務当局が毎年、配置定員を定める。

中等学校では、コレージュの場合の校長は“principal”、リセの場合は“proviseur”と呼ばれている。この他に副校長(principal adjoint,proviseur adjoint)が、一人配置されている。教員の配置については、全体時間数割り当て(dotation horaire globale(DHG))と呼ばれる独特の方法によって配備される。毎年、大学区教育事務当局から各学校ごとにこのDHGが割り当てられる。これは各学校のもつ特殊性や困難度(難しい地域を校区として抱えたり、落ちこぼれが多いなど)を考慮して、生徒一人あたりの授業時間数(heures par élève)を基に算出され、それによって教員配置の予算大枠が決まり、後述の教員1人あたりの勤務時間数(Q14-3)をも考慮して決定されていく。

1998年度(公立学校の場合)の教員1人あたりの、初等学校の児童数は19.1人、中等学校の生徒数では12.6人である。初等学校の1学級あたりの児童数は平均で22.2人、コレージュでは24.3人、リセでは29.3人、職業リセで21.6人となっている。ちなみに学校規模は、コレージュやリセ、職業リセの場合は、学校ごとでそれほどのばらつきがなく、平均でそれぞれ520人、1,031人、444人となっているが、小学校はわずかに98人であり、平均学級数は1つの学校で4.8で、かろうじて1学年で1学級を構成している程度であり、全体的に規模は小さい。参考ではあるが、小学校1年生から5年生までが1つの学級=学校で学ぶ、いわゆる単級学校は全体数の17%も占めている。(O)

[キーワード] 校長、教員配置、勤務時間数、学校規模、学級規模

Q14-2. 学校に勤務している教員以外の職員の種類と役割について教えてください。

初等学校には各種の用務を担当する職員や市町村雇いとなる学校給食の調理や食事監督にあたる職員がいる。保育学校では、保育専門職員 (agents territoriaux spécialisés) も配置されている。また学校の事情によって、若者雇用による学校教育補助員 (aides-éducateurs) や、初等学校での外国語を教えるスタッフや、移民児童の援助をするための外国人教員、スポーツや芸術などの特定領域について教授するためのアシスタントなどがある。これらのスタッフの報酬は、国、市町村その他から出されている。

この他に、特殊教育の学級として「統合教育学級」(classe d'intégration scolaire) が併置されている初等学校には、「適応および統合教育に関する特殊教育活動適性証書」(CAAPSAIS) を有する特殊教育担当の教員が配置されている。また中等学校には、特殊教育部 (SES) や適応普通教育・職業教育科 (SEGPA) が置かれることがあり、これらでは CAAPSAIS などの高度な専門資格を有する教員が担当している。これらの特殊教育の専門家と学校心理士や教員などを構成員として「特別援助ネットワーク」(réseaux d'aides spéciales) が設置され、組織的な援助・連絡体制が組まれている。

各学校に配置されているわけではなく、幾つかの管轄区域内で活動するその他の職員には、障害の予防・検診やリハビリテーションなどを担う学校心理士 (psychologue scolaire) や学校看護師 (infirmier) がいる。

さて中等学校になると教員以外の職員スタッフの種類は、相当に多くなる。まず生徒指導の専門家として生徒指導専門員 (CPE) や生徒指導員 (CE) がおり、一つの学校で1～3名程度の配置となっている。寄宿舎のある学校には舎監 (maître d'internat) が配置される。フランスの中等学校は、その生徒が修得する授業科目によって登校・下校の時間が異なる。このことも関係して門番的な役割を果たす通学生監督者 (surveillant d'externat) も1学校に数人いる。学校図書館に相当する「資料情報センター」(Centre de documentation et d'information) には、ドキュメンタリストと呼ばれる図書館司書が配置されている。

事務や技術的業務に関連するスタッフも相当数おり、これらは ATOSS (管理・技術・役務・労務職員) と呼ばれ、事務長以下、経理担当、校長秘書、用務員などの多様な職種に分かれ、職業リセなどでは実習作業を抱える関係から、また別の職員が配置されている。医療・福祉関係では、校医と学校看護師、ソーシャルワーカーなどがあるが、極めて人数配置が不十分である。校医については学校に配置されずに地域ごとに管区を決めており、生徒1万人に1人の割合であり、学校看護師についてはすべての学校に配置される段階には至っていないし、ソーシャルワーカーは4～5校をかけもちしている。

なお、学校に配置されることはほとんどなく、校区内の「情報指導センター」(CIO) において、職業情報や進路選択の助言をおこなう心理・進路指導カウンセラー (conseiller

d'orientation psychologue) もいる。

(O)

[キーワード] 事務職員、用務員、学校看護師、校医、保育専門員、図書館司書、ソーシャルワーカー、障害児教育担当教員、生徒指導専門員 (conseiller principal d' éducation)、進路指導カウンセラー (conseiller d'orientation psychologue)

Q 14- 3. 教職員の勤務時間と勤務体制は、どのようになっていますか。

教職員の勤務時間は、その所持する免許証や職種によって異なっており、基本的に 1 週間のサイクルを前提として定められている。まず初等学校の教員については週 27 時間、中等学校の教員のうち、中等教育教員(セルティフィエ教授)は週 18 時間(但し芸術教育関係は 20 時間)、職業リセの教員(PLP1,PLP2)では、座学の担当者は 18 時間、実習を担当する者は 23 時間となっている。また体育・スポーツ教員は、授業 17 時間、社会体育 3 時間で、合計 20 時間となっている。上級中等教育教員(アグレジェ教員)はもっとも待遇がよく、文系・理系の教科担当者は 15 時間、芸術系・技術系と体育・スポーツの担当者は 17 時間、グランド・ゼコールの準備級の担当は 8～13 時間となっている。教員以外の職員のうち、生徒指導専門員などは週 39 時間、舎監は 34 時間、通学生監督者は 28 時間となっている。また実際には、すべて決められた時間数を担当できるとは限らない場合があり、時間数を超えた場合は超過勤務として別に手当が支給されている。

こういった週あたりの勤務時間数(年間では基本的に 36 週)が法令で定められていることから、この勤務時間を守り、学校としての運営に支障がなければ、学校で生徒が残っていたり授業がおこなわれている最中でも、勤務時間外に学校を離れることは自由である。またそれゆえに、夏のバカンスや学期末の休業期間においては、特別な職務や任務を命ぜられないかぎり、学校に勤務することを必要とせず、また自宅研修というような拘束もない。

(O)

[キーワード] 勤務時間、勤務体制、超過勤務手当

Q 14- 4. 日本と同じように、教員は朝 8 時半から 5 時過ぎまで勤務するのですか。

日本の場合とフランスでは、かなりの違いがある。まず初等学校教員の場合は、1 年間で 36 週、そして 1 週間に 27 時間という勤務時間が定められている。これの内訳は、26 時間が教育・授業担当、1 時間は職員会議(Q 14- 8)や学校委員会(Q 14- 9)などの会議出

席や地域での教育関係集会への参加に充てられる。このため1日でみれば、朝8時半すぎから12時近くまで、13時半ぐらいから16時過ぎまでの、児童の授業時間を受け持つ時間が勤務時間となる。昼休みは、児童の給食指導(これは市町村雇いの別の職員が担当)はおこなわず、1時間半ほどが保障され、別室でゆっくりとランチをとる。このような実態は、コレージュ・リセでも同じであり、学校で食堂が整備されているところが多く、コレージュでは約4割の生徒が自宅に帰って食事をする。

なお、フランスの初等学校は、従来から水曜日(半日授業のところもある)と日曜日休みの学校5日制であったが、1990年代からは地域や学校ごとによって、半日授業の土曜日も休みにする、いわゆる「学校4日制」が始まっている。これは年間授業時間数である26時間×36週=936時間を順守することを前提として、バカンスの期間を短くするなどによって対応するものであるが、現在のところ全体学校数の約3割ほどが、この4日制を採用している。

中等学校の教員は、教員のもつ資格によって勤務時間数が異なる(Q14-3)関係から、学校にやってくる時間も、帰る時間も様々である。曜日によって、午後からしか教科を担当しない教員は、午後のその時間に間に合うように出勤してくるし、授業が終われば学校を後にする教員は多い。授業の教材研究などは、基本的に自宅や図書館などでおこなう教員が多く、職員室(Q14-7)は極めて狭いために、単なる授業の前後に立ち寄っての休憩や簡単な事務処理をするだけである。(O)

[キーワード] 勤務時間、勤務体制、学校4日制、給食指導

Q14-5. フランスの小学校も一人の先生が、すべての教科を教えるのですか。

基本的に、一人の教員がその学級の担任として、すべての教科を教えている。IUFMにおいても、それができるように教員養成がおこなわれている。但し、Q14-2. で述べたように、特定の領域や活動については、専門のスタッフやアシスタントが、それを担当したり援助したりすることがある。

なお、中等学校のコレージュの場合、かつては2つの教科目(例えば、歴史・地理とフランス語、生物・地学と物理・化学)を教える PEGC 教員(コレージュの普通教育教員)がいたが、1986年以来採用が停止されている。中等学校の場合は、日本と同じように教科担任制をとっている。(O)

[キーワード] 学級担任制、教科担任制、PEGC 教員

Q14-6. 日本では毎時間ごとに先生が学級の教室に来て授業をするのですが、フランスでもそうですか。

日本と比較して、フランスの保育学校や小学校は規模が極めて小さいが(Q14-1)、基本的に学習集団＝学級ごとに1つの教室が用意されていて、そこに教員が出向いて授業をおこなうことがほとんどである。理科や音楽を専用とする特別教室はあるところが多いが、運動場や体育館あるいはプールなどは、規模の小ささも関係して学校ごとには設置されていない。都市部の学校では建物に囲まれて、中庭程度のところが多い。これらの授業に際しては、地域にあるスポーツ施設を活用しておこなわれる。

中等学校では、特別教室に相当するような理科用の教室、音楽用の教室、テクノロジー(技術科)用の教室などのほか、地理・歴史の教室、外国語用の教室など、教科ごとに分かれたいわゆる教科教室型をとっているところがほとんどである。このため逆に、生徒の方が決められた授業時間になると、その先生がいる教室に行って授業を受けるという形態となる。したがって自分専用の教室や机は存在せず、自分の持ち物の置き場所については、ロッカーの中か、カバン置き場に置くしかない。コレージュやリセでは選択科目も増えるために、クラス全員が同じ科目を同じ時間に履修することが少なくなるが、この場合でも生徒たちは、あらかじめ定められた場所(自習室や図書館あるいは中庭、ピロティ、玄関エントランスなど)以外には立ち入ってはならないとされ、空き教室がある場合でも、そこから原則として締め出されることが多い。

なお、最近の傾向として、教育優先地域(Q18-6)に位置する教育困難校の場合においては、落第率を下げるために(特に中学校の1年生段階)、生徒をその教室に置いて、教員が移動してその教室で教えるケースもみられる。(O)

[キーワード] 教室、学校施設

Q14-7. 職員室はどのようになっているのですか。

日本の場合は、校長室は別になっていて、教頭先生以下のすべての教員が、かなり広い職員室に、自分たちの机とロッカーなどをもっていて、朝礼や会議を合同でおこなったり、授業の合間に立ち寄って作業をしているところが多い。大規模な中学校や高校になると、教科ごとの準備室があり、教科担当の教員によっては、そこにも机をもっていたり、また別に生徒指導室や相談室が用意されているというイメージであろう。

フランスの場合、事務室や相談室、会議室、生徒指導専門員の常駐する部屋などのいく

つかの機能によって分かれていることは、ほぼ日本と同じであるが、職員室についてはまったく異なる。「教員室」(salle des professeurs)と銘打たれた部屋を覗くと、教員数が50名を超える学校においても、広さはせいぜい日本の普通教室の広さかその半分ぐらいであり、四方の壁には教員ごとのロッカーやレターボックスが配置され、まん中には数人が座ることのできるやや大きめの机と椅子が数個置いてあったり、パソコンが数台設置してあるだけのところがほとんどである。個人専用の机と椅子があり、そこで仕事を中心とした体制ではなく、初等学校の場合は学級担任制として各教室があり、中等学校の場合は教科教室型をとっているところがほとんどである(Q14-6)ために、職員室は単に教員の休憩室や、授業前後のちょっとした準備や片付けをする部屋という機能でしかない。中等学校の場合は、勤務する時間もバラバラであるために(Q14-4)、教員一同が会するのは年に数回の会議の時ぐらいであり、その場所もこのように狭い教員室ではなく、別の会議室や図書館に相当する資料情報センター(Q14-2)でおこなわれることが多い。校長室は、初等学校の場合は専用の部屋をもっているところもあれば、他の機能との共有のところが多い。中等学校の校長室は、それなりの広い空間を擁し、秘書室を備えているところも多い。(O)

[キーワード] 職員室、校長室、学校施設

Q14-8. 職員会議は毎週あるのですか。どういった職種の人たちが出席するのですか。

初等学校の場合は「職員会議」(conseil des maîtres)と呼ばれる、学校の教授活動や学校生活に関することを協議する場があるが、基本的に各学期に1回(年3回)開かれるだけである。この構成員は、校長の主宰の下に、その学校に勤務する教員すべてが参加する。この他に、保育学校から小学校までの期間をほぼ3年ごとに分けた学習期(cycle)ごとに、その学習期を担当する教員すべてが出席する「学習期職員会議」(conseil des maîtres de cycle)も開催され、3年間を通した児童の学習と発達の状況を見守り、留年や進級についての判断決定をおこなう。

中等学校の場合の職員会議は、教員会議(conseil des professeurs)と呼ばれるが、その他に同一教科ごとの担当教員で構成する「教科担当者会議」(équipe pédagogique disciplinaire)が設置され、使用する教科書の選定や教科の進め方等について協議する。学級ごとの生徒の成績状況や教育問題について審議・決定するために学級委員会(conseil de classe)が設置されている。これは各学期の終わりに開催され、すべての教員のほか生徒代表や親代表も委員として出席し、年度末には留年や進級の決定や進路指導の機能を果たしている。また生徒の規律違反に対する生徒懲戒委員会(conseil de discipline)では、教職員代表のほか、生徒

代表と親代表も構成員となっている。

(O)

[キーワード] 職員会議、教員会議、学級委員会、生徒懲戒委員会

Q14-9. 最近日本でも「開かれた学校づくり」で学校評議員制度が導入されたり、学校評価の動きも出て来ていますが、フランスではどうですか。

学校評議員に相当する制度としては、フランスは最も古くから、学校に関係する人々が代表参加する合議制の学校運営に関する協議機関を設置してきた国の一つである。初等学校では、毎年新学期以後におこなわれる選挙によって選ばれた保護者代表(その学校の学級数が定数)で構成される「父母委員会」(comité des parents)が設置されている。この保護者代表委員とその学校のすべての教員、市町村長、議員、学校地域住民代表、その学校を管轄する国民教育視学官(IDEN)などで構成される「学校委員会」(conseil d'école)が、校長主宰の下で年3回開催される。この委員会では校則を決定し、学校教育の編制に関する重要事項について審議することになっている。この委員会には必要に応じて校医や学校看護師、学校で教育活動をおこなう外国人教員や非常勤スタッフなどがオブザーバーとして出席することもある。

中等学校段階でも 1968 年の改革以後、すべての公立学校に「学校管理委員会」(conseil d'administration)が設置されてきており、同じく校長を議長として、副校長や事務長、生徒指導専門員などの管理職員、地域圏・県・市町村の代表、その他の有識者(以上が管理者代表として合計 10 名)と、教員の中から選挙によって選ばれた教員代表 7 名、同じく選出されたその他の職員代表 3 名(合計で教職員代表 10 名)、そして生徒の中から選挙によって選ばれる生徒代表(コレッジでは 3 名、リセでは 5 名)と、同じく保護者の中から選挙によって選ばれる親代表(コレッジでは 7 名、リセでは 5 名—これで親および生徒の層代表として合計 10 名)で構成されている。学校管理委員会は、1 年に 3 回開催され、この場において予算や校則を決定するほか、学校教育計画や学校運営に関する基本的事項を決定したり、各種の方針について審議する。中等学校においては、この学校管理委員会の決定に基づいて、校長が学校運営を執行することとなっている。このように「開かれた学校」づくりよりは、かなり進んだ「学校運営への参加と協議」が制度化されているのがフランス的特質である。

学校評価については、1990 年代から、まず学校ごとの主体性を尊重して、学校の改善に必要な措置を自ら検討し、その実施のために「学校教育計画」(projet d'établissement, projet d'école)を策定することが進められてきた。現状分析・改善のための措置計画・実践と評価、が一つのサイクルとされている。しかしこれが十分な成果をあげていないこともあり、1990

年代後半になって「中等教育パイロット指標」(IPES)が設定された。これは、それぞれの学校の現状を客観的に示す数値を基にして、それぞれに「期待値」(全国平均と大学区平均)と各学校の「実数値」を併記して、その対応関係で学校教育の効果をみようとすものである。これは生徒の学業成績という結果だけでなく、そこに至るまでの学校の努力を目に見える形で示すことを目的としている。このシステムはその後、初等学校段階まで適用されはじめている。 (O)

[キーワード] 学校評議員制度、「開かれた学校」づくり、アカウントビリティ、学校委員会 (conseil d' école)、学校管理委員会 (conseil d'administration)、学校教育計画 (projet d' école, projet d' établissement)、学校評価

[資料]

- ・ 小野田正利『教育参加と民主制－フランスにおける教育審議機関に関する研究』風間書房、1996年。
- ・ 小野田正利「小学校の校長はつらいよ！－フランスの校長と学校探訪(1)」「学校自治権の拡大で責任は重くなった－フランスの校長と学校探訪(2)」「教育課題の複雑多様化と研修体制の整備－フランスの校長と学校探訪(3)」『月刊高校教育』第36巻1号、2号、3号、学事出版、2003年。
- ・ 藤井佐知子「フランス－自律的学校経営を促す学校評価システム」小島弘道編『学校の経営責任と経営評価』『教職研修』2000年12月増刊号、教育開発研究所。
- ・ Association Française des Administrateurs de l'Éducation, Le système éducatif français et son administration, 7^e édition, 1997 (小野田正利訳・フランス教育行政担当者協会『フランスの教育制度と教育行政』大阪大学人間科学部(非売品)、2000年)
- ・ J.-L., Auduc et J. Bayard-Pierlot, Le système éducatif français, 6^e édition, CRDP de l'académie de Créteil, 2001.
- ・ MEN, Repères et références statistiques sur les enseignements, formation et la recherche, 2001.

15. 学校管理職

Q15-1. 校長などの管理職はどうなっているのですか。

学校の責任者である校長については、職務内容や地位、権限などに関して初等学校と中等学校の間には明確な区別がある。まず名称であるが、初等学校長は<directeur,directrice>であるのに対し、コレージュの校長は<principal, principale>,リセの校長は<proviseur>と呼ばれる。そして初等学校長は、2学級以上を要する学校における「機能的な職」にすぎず、独自の法的地位はなく、14学級未満(保育学校の場合は13学級)の学校では授業も担当する。一方、中等学校の校長は、学校教育機関の長として管理的業務を行う国の代理人であり、同一の身分規定のもとに置かれた職団を形成している。授業は一切もたず、通常副校長(principal adjoint, proviseur adjoint)が置かれている。

こうした違いの背景には、もともと初等学校が市町村の管理責任主体の下で法人格を有しない教育機関であったのに対して、中等学校は国立の公施設法人で法人格を有していたこと(現在中等学校は公立学校となり、リセは地域圏、コレージュは県が設置主体である)、また、初等学校は学校規模が概して小さいこと(Q13-1)などの事情がある。それゆえ初等学校には教頭職は存在していない。伝統的にフランスの初等学校では校長を教員仲間の一人と見なす意識が強く、一般教員に対する職務上の監督権限をほとんどもたないことも影響して、独立した職域としての校長職は確立されていない。しかし、専門職としての能力向上の必要性は近年強調されており、研修体制の強化が図られている(Q14-2) (FS)

[キーワード] 校長、副校長、「機能的な職」、国の代理人

Q15-2. どうやって校長になるのですか。

初等学校長と中等学校長では採用、任用の形態が異なっている。初等学校の場合、自己申請に基づいた適格性審査による名簿登載者の中から選考するという方法を採用している。すなわち、3年以上の正教員経験を持つ志願者が必要書類を提出し、それに基づき県の選考委員会が書類と面接による審査を行い、その結果に関する人事同数委員会の意見を聞いた後、大学区視学官が適格者名簿(毎年度、欠員となる予定の校長ポストの最高4倍まで)を作成する。この名簿登載者の中から先の人事同数委員会の意見を経て、最終的に大学区視学官が任命する。

中等学校の場合、校長および副校長への採用方法は次の3つが存在している。①職業適性競争試験、②校長適格者名簿に登載された者の中から選考、③在籍出向(各種の視学官職や高等教育機関の教授などの職にある者が一定期間校長職に付く制度。ごく少数に限られる)。従来は②が基本であり、名簿登載者が1年間の管理職相当職の勤務を経た後に(この間に最低6週間の企業での実習を行う)正式任命されていた。しかし1988年の改正により②の方法は停止され、①を基本とするようになっている。なお、③は例外として存在しており、また1996年から、校長臨時代行職に関して②の方法が可能となっている。

この変化は、1980年代以降地方分権化改革の下で中等学校が地方公施設法人となり、学校の自治権限が拡大したことによって校長の専門的力量的の向上が必要となったことに起因する。試験は二段階で行われる。第一段階は書類審査であり、履歴書、志望理由書、大学区総長からの評価報告、の三種に基づいて行われる。第二段階は口述及び面接試験である。審査委員会は中央・地方の視学官、国民教育省の課長、現役の校長、外部有識者等によって構成され、総数で150名にもものぼる。口述試験では、具体的な学校運営の場面で生じるケースを想定しての設問がなされ、その回答準備のために2時間与えられた後に、口頭による発表が15分、その後に面接が行われる(面接時間は45分)。受験資格は30歳以上で5年の職業経験を有する者にあるが、普通リセの校長になるためには、最も高い教員資格であるアグレジエ教員であるか又は大学の教授に限定される。職業リセとコレージュについては、生徒指導や進路指導関連の免許状取得者でその種の仕事に就いている者にも開かれている。中等学校の校長と副校長は国の段階で一括して採用され、1999年度では競争倍率は3.5倍であった。

新任校長に対しては校種を問わず初任研修が実施されており、近年その充実が図られている。初等学校長の場合は、事前研修を3週間、着任後1年以内に2週間の計5週間の初任研修が行われることになっている。そこでは、教育組織編成に関する事項、学校管理・教育行政に関する事項、学校内外の関係者との連携と学校活性化に関する事項、の3つの領域が設定されている。この研修の実施主体は大学区視学官であり、研修審議会と組織運営同数委員会の答申のもとに運営実施にあっている。

中等学校の場合は、試験に合格した管理職は、任命後から2年間にわたって試補(見習い管理職)としての初任者研修を受けることが義務づけられている。2年の間に、配属された学校において実地訓練を行うとともに、学校外で70~80日に及ぶ研修を受ける。そこでは教育学、教育法規、集団管理、行政実務、学校財政、あるいは現代的テーマに関する講義やセミナー等が行われる。この制度は1999年の改正によるものであるが、以前より期間が長期化しており、校長の専門性を高める努力がなされている。2年の試補期間を終えた新任管理職は、成績評価を基に、大学区総長の提案に基づき省令によって正式任官の運びとなる。

(FS)

[キーワード] 初等学校長の任用・採用、中学校長の任用・採用、初任研修

Q15-3. 校長はどのような権限を持っていますか。

初等学校の校長は教員の一員であり、行政上の権限は持っていない。一般教員に対する勤務評定権はもちろん所属職員監督権も持っていない。初等学校は成立当初から市町村の管理責任下に置かれており現在もそれには変わらないが、日本のように地方自治体の教育行政機関は設置されておらず、国民教育省の県への出先機関である大学区視学官事務局の下に統括されている。さらに県内に配置された国民教育県視学官(IDEN)が校長および教職員の直接の上司となって人事管理や視察(inspection)、指導助言等を行っている。したがって校長の役割は、合議制の学校運営機関である学校委員会(conseil d'école)の主宰、予算配分や校則の遵守に配慮するといった学校管理的責務や教職員間の連携を図る教育指導的責務、そして対外的責務を果たすことである。

明確な管理職としての位置づけをもつ中等学校の校長の権限は、こうした初等学校の校長と比べてはるかに大きい。校長は独立した法人格を持つ機関の長であり、国の代理人(行政官)として全職員の監督、職員・資産の安全保障や衛生に関する措置、学校秩序の維持管理を行い、学校の管理運営について合議制の学校運営機関である「学校管理委員会」(conseil d'administration)に報告するとともに、大学区当局や地方公共団体に情報を提供する。この他、学校内の教育活動の活性化と調整、円滑な学校運営の確保、学校関係者や外部との連携等の権限を有している。

また、1985年の改正により、学校自治主体が校長から「学校管理委員会」に移されたのを機に、校長は執行機関となった。すなわち、学校管理委員会が、学校の管理運営に係わる重要な事項を審議・決定する最高決定機関になったことに伴い、校長は、同委員会によってなされる議決事項の準備と執行を担当することになったのである。この立場で校長は、学校の各種委員会の主宰と決定事項の執行、契約や協定の締結、予算の執行・支払い命令等の権限を有する(中等学校は法人格を有することから財政上の自治権限を持っており、若干の固有財源・収入を持つ)。人事に関しては、フランスの公立学校教職員はすべて国家公務員であるため、国民教育省の権限事項となっている。実際の人事管理は国の地方出先機関である大学区事務局(地域圏/大学区段階)と大学区視学官事務局(県段階)に機関委任されて行われており、現場における校長の人事上の権限としては勤務評定権がある。主として「勤務態度評価」を担当し、毎年各教員毎に評定を行い、それを当該教員に通知すると同時に大学区視学官に送付する。なお教員評価は国民教育視学官がもう一人の評価者となって行われている。

近年の教育病理現象の深刻化や、複雑・多様化する教育課題に対応するために校長の役

割の重要性が増していることに加えて、1989年「新教育基本法」制定後は、学校の自律性確立が国をあげての重要課題となっており、校長の責務は一段と重いものとなった。とりわけ、すべての公立学校で「学校教育計画」(projet d'établissement, projet d'école)の策定が義務づけられ、学校の現状分析、改善計画立案・実施、評価という一連のサイクルを組織マネジメントの観点から学校運営に位置づけていくことが求められるようになったことは、校長の経営能力の格段の向上を要請している。しかし現状では、こうした経営的力量は多くの校長はあまり持ち合わせておらず、この業務を負担と感じている校長がほとんどであると言われている。こうした事情もあり、近年、学校管理職の現職教育の充実強化に力が入られている。元々中等学校管理職の研修は大学区ごとに「養成・研修大学区計画」(Plan Académique de Formation, PAF)が策定・実施されているが、最近では国レベルでの研修も実施されるようになり、1999年には研修制度の充実をめざした3ヵ年計画を発表し「教育経営研修全国計画」を提供した。いずれにおいても、学校が直面する新たな課題に対応できる管理運営能力の向上に力点が置かれている。(FS)

[キーワード] 校長の権限、勤務評定権

Q15-4. やっぱり教員は校長になりたいと思っていますか。

教員の社会的地位は、養成体制の歴史を反映して初等学校教員と中等学校教員では相当の開きがあるが、これは校長にもあてはまる。まず給与待遇は、初等学校の場合、校長としての特別な法的地位を有しないことから教員としての本俸に手当て加算される形態であり、その手当ても概して少ない(学校規模によって異なり、小規模校ほど少ない)。対して中等学校の校長の給与はかなり高く設定されており、教員の約50%増と、我が国の校長と一般教員を比較した場合より相当優遇されている。こうした待遇上の格差に加えて、中等学校校長は専門職として独自の法的地位を有し、権限と責務が明確で、かつ管理職としての職務に専念できる、などの点から社会的地位と人気が高く、教員からの校長昇進希望者が多い。

これに反して初等学校校長は、学校規模に応じて相応の授業を担当しなければならないなど、職務に専念できず勤務状況は全般的に厳しい。そのために校長希望者が少なく、空きポストのまま(4500程度、総数の1割弱)一般教員が代行するというケースもよくみられた。こうした状況から、2002年度から2年以上にわたって3つの初等学校校長組合が負担軽減と待遇改善を求めて街頭デモやストライキを繰り返してきたが、正式の妥協点にはいまだ到達していない。(FS)

[キーワード] 校長の社会的地位、校長の給与・待遇

[参考資料]

- ・ 小野田正利「小学校の校長はつらいよ！－フランスの校長と学校探訪(1)」「学校自治権の拡大で責務は重くなった－フランスの校長と学校探訪(2)」「教育課題の複雑多様化と研修体制の整備－フランスの校長と学校探訪(3)」『月刊高校教育』第36巻第1～3号、学事出版、2003年。
- ・ 小野田正利「フランスにおける教員の評価－勤務評定から評価へ－佐藤全・坂本孝徳編『教員に求められる力量と評価<日本と諸外国>』東洋館出版社、1996年。
- ・ Etienne Lefebvre, Daniel Mallet, Pierre Vandevoorde, *Le nouveau chef d'établissement*, Berger-Levrault, 2e édition, 1996.

16. 教職員と親・生徒との関係

Q16-1. 生徒の成績評価はどのようにおこなわれますか。通知表や指導要録などはどうなっていますか。

成績評価は、各学期ごとの試験や学習態度や出席状況等を加味してつけられている。小学校の場合は、基本的に担任教員が作成する。コレッジやリセの段階になると、各教科の評定については、そのクラスのすべての教科担当教員で構成される「教授・学習指導チーム」が各生徒の成績の結果を「学級委員会」(conseil de classe)の場に提示して審議する(Q14-8を参照)。驚くべきことかもしれないが、この委員会には教員のほか、生徒指導専門員や進路指導専門員、さらにはそのクラスの生徒代表や親の代表も参加しており、生徒の学習状況が、これらのメンバーの中で確認され、同時に年度末には落第・進級を含めた進路の提案を決定する。

生徒の学習成績や活動について記録する表簿・記録簿は、基本的に次の2つである。一つは「連絡帳・連絡簿」といわれるものであり、生徒の学習に関して定期的に学校と家庭の間で情報を提供・交換しあうものである。二つめが「学習記録簿」(livret scolaire-小学校、bulletin trimestriel-コレッジ・リセ)であり、これがわが国での通知表と指導要録を合わせたものに近いといえる。但し一般的には、行動に関する記録はなく、教育的な情報のみで構成されており、特に保存期間の定めもない。生徒の学習評価、学習成果の指標、落第・進級の提案(これについて家族は15日以内に異義申し立てができ、この場合にはその内容と結果をこれに記入)が記載され、定期的(一般的には学期ごとの年3回)に、親または成人している場合には本人に通知(コレッジ・リセでは郵送)され、受理後に親がそれにサインをすることになっている。そしてこれは転校や進学の際に付随して送付される。

学習記録簿は学校ごとで多様であり、国もひな型(サンプル)を示しているが、一般の教科書発行会社や地方の教育資料センターからも様々なものが市販されている。各学校は、これらを参考にして独自の様式を定める。一般的には、各教科の評点を20点満点で示し(10点が合格ライン)、それに所見欄を設ける形がほとんどである。この際の評定は絶対評価(到達度評価)であり、この結果が重要な意味をもつ。すなわちフランスでは、リセへの入試(高校入試)が存在していないために、コレッジ段階での成績いかんによって、コレッジの第3学年・第4学年と進級する上での学習コースが異なってくるほか、どのような種類のリセに進学できるかも、基本的にこの学習記録簿を基にして「進路指導・決定」されるからである。小学校の学習記録簿も基本的に中学校のそれに類似しているが、所見欄は担任教員によって全体講評的に記述されている。国がひな型として示しているものでは、学習の

認定(constat)は、20点満点ではなく、3段階あるいは4段階の評定になっている。(O)

[キーワード] 成績評価、進級・落第、高校入試、通知表、指導要録

Q16-2. 教員には体罰をすることが禁止されていますか。認められる懲戒罰にはどんなものがありますか。

生徒懲戒に関しては、その生徒が義務教育期間中であるかどうかではなく、むしろ学校種別によって明確に区分されている。初等教育機関と中等教育機関で、内容的にも手続き的にも大別することができる。それは学校そのものが、法人格を有する自治的権限を強くもっている(コレッジ・リセ)か、法人格をもたず教育行政当局の監督権限が強く及んでいる(保育学校・小学校)か、という違いが大きく関係している。同時に公立学校に在学している義務教育期間中でも、停学や退学処分の措置がとられる場合もある。いずれにせよ、それは学校の校則に明記されることが必要であり、校則に規定のないいかなる懲罰も認められていない。さらに近年では、特に中学校・高校での校内暴力の頻発から、厳格な対応をとる傾向があり、法令改訂もおこなわれた。

就学前の保育学校においては、懲罰そのものが許されていない。ただ集団生活に適応できるように、自分の行為を回復させていくに必要な短時間で、教員の監督の下において、一時的に問題のある児童を隔離することだけが認められている。

小学校では、体罰そのものは禁止されているが、課業の追加や雑役をさせることは認められている。法令上は、子どもの行動に大きな問題がある時には、一時的な出校停止を受けることもありえる。この場合は親と協議して、その管轄区域担当の視学官(教育行政当局)の同意を得て、校長が行うが、できるだけすみやかに学校に戻すことができるように、教職員と親が連携協力をするようになっていく。

校則への重大な違反や繰り返しなどの深刻な場合は、教職員と校医や学校心理士などの協力のもとに、1カ月以上の経過観察をおこない、改善がみられない場合は「転校」の措置が、校長の提案に基づき、親からの聴聞、合議制の学校委員会での審議検討を経て、その管轄区域担当の視学官によって決定される。この措置がなされた場合にその親は、新しい学校の選択についての相談をすることもできるし、上級行政機関である県の大学区視学官に対して、転校処分決定の異議申し立てをすることもできる。

コレッジとリセでは、懲罰の種類も増加し、宿題の追加、叱責、親の呼び出し、戒告、停学および退学などである。出席停止・出校停止に相当するようなものは、法令レベルでは特に見当たらず、各学校ごとの校則に盛り込むかどうかの判断が委ねられているといえる。もっともこの校則も、生徒の学校生活を円滑にすすめるための一種の契約であり憲章

であるにとらえられており、関係者の間で十分に論議し、必要に応じていつでも修正していくものと位置づけられている。したがって校則の制定は、生徒代表も親代表も委員として出席する「学校管理委員会」(Q14-9を参照)で策定され票決される。

校則には、生徒の権利・義務のほか、安全、健康、保険、情報・文化活動などの教育活動と学校共同生活から生じる事項についても規定されていることが特徴的であり、自律と責任感を育成していくために、新学期には各学級ごとで、生徒指導専門員を中心として校則についての学習をおこなうことが推奨されている。

さて、校則違反に関する軽い処分については校長がおこなうが、9日間以上にわたる停学処分および退学処分については、校長の提案に基づき、生徒代表も委員となっている「生徒懲戒委員会」(Q14-9を参照)が決定を下すことになっている。その手続き過程では、弁護権・弁明権の保障と慎重な審議手続きのほか、当該生徒をめぐる多くの関係者による審議、そして親代表のみならず生徒の代表が処分決定に参加することが制度化されている。この処分に不服の場合は、8日以内に不服申し立てをすることができ、その審査機関の決定に納得できないのであれば、越権訴訟として行政裁判所に上訴することができる。もっとも実際には、いくつかの学校においてこの委員会への手続きをとらずに校長が退学処分を下したケースも存在し、1983年にはそれに注意を促す国の通知文書も出されている。なお、義務教育期間中(満16歳まで)の生徒に対しての退学処分は極めて慎重になされるが、それが下された場合は、すみやかに他の学校または通信教育機関(主として国立遠隔教育センター)への転校手続きがとられる。(O)

[キーワード] 体罰、生徒懲戒、校則、学校管理委員会 (conseil d'administration)、生徒懲戒委員会 (conseil de discipline)

Q16-3. 日本では生徒が家出や非行をした時に、教職員がすぐにかかけつけますが、フランスではどうですか。

学校は知識を教える場であり、教員は生徒指導はおこなわずに学習指導しか担当しないという分業体制は、これまで長くフランスの教員と学校の特質となってきたことは確かである。パリの街町中にある小学校の前では、朝8時過ぎ頃と4時過ぎ頃に、親たちがわが子の送迎をしている場面をよく見かける。それは学校の門の中は教育の専門家たる教員の任務であり、その門の外の出来事は家庭の責任領域であるという明確な役割分担を意味している。そして子ども(生徒)の年齢が高くなればなるほど、親よりも子ども自身の主体的判断と行動をつちかうような扱いをしている。それは校則の中に、校外生活に関する規程が盛り込まれていないことや、制服・頭髪その他の規制がないことからもうかがい知るこ

とができる。

したがって授業時間中に学校の外で起きた事件にせよ、登下校の際の安全や治安などについては、基本的に学校の役割ではないという認識(保護者や世間も一般的に認識)であり、そこに学校関係者がかけつけることはほとんどない。もちろん、学校の門の近くや周辺での出来事については、門番の役割も果たしている通学生監督者や生徒指導専門員(Q14-2を参照)などが対応することもあるが、基本的には学校の塀の中での治安と秩序の維持が中心である。ましてや家出の場合に、教職員が捜索に走ったりすることはありえないし、また保護者もそれを学校に求めることはない。

教員は、基本的に自分が担当する授業の中において、学習態度の注意や点検、遅刻や早退の防止、学級の秩序維持などの責任を負い、その中では当然のことながら生徒指導をおこなっている。教室の外や授業時間外については、教員とは別の専門職である生徒指導専門員などが指導や助言にあたる。

もっとも学校は家庭との協働関係の構築に冷淡というわけではない。1970年代以降において、教職員・生徒・親は「学校共同体」(communauté scolaire)あるいは「教育共同体」(communauté éducative)ということが政策的にも強調され、知育の場であった学校は、道徳や市民精神を育成する機能を保持するようになってきている。前述の生徒指導専門員は、このための重要な役割を期待されているし、教員も協力して学校内のクラブ活動を支援したり、様々な共同事業を担ってきている。また最近では、家庭の経済的な事情でバカンスに行けない生徒を、教職員・保護者そして地域の有志が、その学校に招き入れて、勉強を教えたりスポーツ・文化・芸術活動を提供する「学校開放」(école ouverte)の運動も盛んになってきている。その意味では、教科指導も生徒指導も担う日本モデルに近くなってきているといえよう。 (O)

[キーワード] 生徒指導、生徒指導専門員 (conseiller principal d'éducation)、学校と家庭の連携、教員の職務

Q16-4. 授業参観や個人面談などはあるのですか。

就学期の子どもをもつ親が学校との接触をもつ機会は、大きくとらえると次の3つがある。1つは「連絡帳」や「学習記録簿」(Q16-1を参照)といった、ある程度定期的に出される学業状況や成績に関する類いのものであり、2つめは通常年度初めにおこなわれる連絡集会や対話集会への参加(それほど出席率は高くない)であり、3つめは親あるいは教員側からの申し出による個人面談である。

1980年代以降になって、国民教育省は盛んに各種の通達文書を出し、学校と保護者との関係を密にすること、対話や出会いの場を多くするように、学校側の配慮を求めてきてい

る。特に、小学校やコレージュへの入学の時には、親自身の不安は大きいため、校長をはじめとして教員や生徒指導専門員などとの懇談の場を積極的に開催したり、小学校や職業高校では「学校公開日」(journées porte ouverte)を設定して、児童生徒の学校生活や授業の様子を参観したりする工夫をこらすことが奨励されている。ただ日本の小学校では各学期ごとに授業参観がおこなわれることが多いが、フランスでは新学期早々におこなわれる上記の特定週間を除けば、あまりおこなわれていない。

個人懇談は、定期的におこなわれることは少なく、むしろ必要が生じた時に、親または教員からの申し出によっておこなわれる。非行問題や学習上の困難を抱えている場合、あるいは進路決定の悩みなどが中心であるが、親からの面談の申し出があった時には、教員は当然それに応ずることが義務づけられており、生徒の保護者との関係を良好なものとして築くことは、教員の仕事の一部としてとらえられている。なお、学校の教職員が生徒の各家庭に出向くなどの家庭訪問は、重大かつ緊急の事態を除けば、ほとんどおこなわれることはない。

またフランス的特質として挙げておかなければいけないのが、親の学校運営への参加の保障である。フランスでは20世紀の初頭から、親の団体(父母団体—日本のPTAのように教員は入っておらず保護者のみの団体)が作られることが進み、公立学校にも私立学校にも多種多様な団体が組織され、これらが主義主張や傾向が異なるいくつかの全国団体組織を構成している。これを前提として、親の代表委員を決める選挙が毎年秋に実施され、名簿投票による比例代表選挙で選ばれた委員が、学校の管理運営の基本事項を協議する「学校委員会」や「学校管理委員会」「学級委員会」(Q14-9を参照)などに出席する制度が確立している。さらにこの親代表から選出された代表委員が、中央段階や地方行政段階に設けられている各種の教育審議会にも保護者の意見を代弁するものとして出席している。(O)

[キーワード] 個人懇談、授業参観、学校開放、親の団体、PTA、学校と家庭の連携

[資料]

- ・ 小野田正利「悪化の中でもケアとインフォームド・コンセントの追求—フランスの『出席停止』と『停学・退学処分』」『季刊教育法』第129号、エイデル研究所、2001年。
- ・ 小野田正利「フランスにおける教育評価：20点満点の到達度評価と簡単な所見—生徒の学習評価」『週刊教育資料』第694号、日本教育新聞社、2000年。
- ・ 小野田正利「フランスにおける親の学校参加—親団体を中心とした学校運営参加」国立教育政策研究所(研究代表：一見真理子)『親の学校参加に関する国際比較研究—学校と親のパートナーシップ関係形成を中心として』2002年。
- ・ Fédération des parents d'élèves de l'enseignement public(PEEP), Parents d'élèves: tous vos droits, tous vos devoirs, Hachette, 1996(小野田正利訳・公教育の生徒の父母連盟『生徒の親：あなたの権利のすべて、あなたの義務のすべて』大阪大学人間科学部(非売品)。

17. 教職員組合

Q17-1. 教職員組合への加入率は高いのですか。

フランスの労働組合運動は、OECD加盟国の中では、最も組合加入率の低い国の一つであり、1990年代後半からは10%を下回っている。代表的なナショナル・センターとしては、CFDT(フランス民主主義労働総同盟)、CGT(労働総同盟)、CFTC(フランスキリスト教労働組合)、CGT-FO(労働総同盟-労働者の力)などがある。

このような労働界にあって、一般的に官公労働部門は結集率が高く、同時に教職員はかなり組合加入率が高い。そしてこれら教職員組合は、待遇と身分保障の重要な機関である「人事同数委員会」(CAP)の教職員代表の選挙に積極的に取り組み、そこでの投票率はかなり高い(Q13-3)。

なお、フランスでは欧米各国と同様に、労働三権(団結権、団体交渉権、ストライキ権)は、基本的にすべての官公労働にも認められており(Q13-2)、その職務形態から部分的に権利の一部の行使が制限されるだけである(例えば警察官はスト権は認められないが組合結成権は承認)。(O)

[キーワード] 教職員組合、労働三権

Q17-2. 主な教職員組合にはどのような団体がありますか。

戦後のフランス教職員組合は、最大の全国組織であったFEN(全国教職員連盟-約48の全国組合が結集)を中心としてリードされてきた。しかし1980年代中頃から、元々内部にあった潮流の違い(革命的潮流と改良主義的潮流)が次第に鮮明なものとなり、直接的にはFENがSNES(中等教員組合)とSNEP(体育教員組合)を除名したことが契機となり1992年~93年に分裂した。その結果、現在の教職員組合は大きくは次の2つを中心とした全国組織とその他の幾つかの組織が存在している状態にある。

まず排除されたSNESとSNEPは、新たな全国連盟組織として、FSU(統一労働組合連合)を結成し、新たな初等学校教員を中心としたSNUipp(統一初等学校教員組合)、Snesup(高等教育教員組合)、Unatos(職員組合)などが加盟している。政治的傾向は多様であるが、ややフランス共産党との関係が強いといわれる。分裂後のFENは、初等学校教員と一部の中

等学校教員を中心とした組合である SNI-PEGC がその主要勢力であったが、すべての教育段階の教員の結集を目指して名称を SE(全教員組合)と変えた。FEN には、このほか職員系の組合として Agir-FEN が加わっている。なお FEN は 2000 年に、UNSA-Education と改称している。傾向としては社会党寄りであるといわれる。

現時点でフランスにおける 2 大教職員組合は FSU と UNSA-Education であり、前者は約 160,000 人、後者は 80,000 人の加盟数であり、両方をあわせて全組合員数の 7 割を占めている。この他の代表的な組合としては、SGEN-CFDT、FNEC-FO、CSEN などがある。 (O)

[キーワード] 教職員組合、労働組合

[資料]

- ・ 片山政造「現代フランスの教職員組合運動－F E Nの分裂と組合運動の現状・当面する諸課題」『フランス教育学会紀要』第 9 号、1997 年。
- ・ J.-L.Auduc,L'école en France,Nathan,1999.
- ・ Le guide des profs, Un hors-série de L'étudiant,2002.

18. 学校現場の諸問題への対応

Q18-1. いま、日本では若者による犯罪が社会問題化していますが、フランスの状況はどのようになっているのでしょうか。

1997年に有罪判決を受けた者の約半数は、16～29歳の若者であった。(この年齢層は全人口の約5分の1である。)このうち22%は16～19歳の者で占められている。

若者による犯罪でもっとも多いのは、窃盗犯である。16～19歳の近在の約半数は、この罪によっている。次に多い犯罪は、麻薬にかかわるものとなっている。男女別にみれば、圧倒的に男性に多く、女性は、若者の犯罪者のうち8%にすぎない。

このような犯罪につながる現象として、若年層からのアルコールやタバコ、大麻等の違法ドラッグの使用・常習化が心配されている。

全体としてみると、タバコよりも前にアルコールを経験する率が高く、14～18歳の者を対象とした調査によれば(1999年)、性別を問わず、また、どの年齢においても、80%以上がアルコールを経験している。(酩酊の経験は男性に多い。)アルコール経験がある者は、同時にタバコも経験している場合が多い。タバコを一度でも吸った経験のある者は、93年の調査に比べて、約20ポイント上昇している。(たとえば、14歳男性では39%から58%に、15歳になると47%が73%へと上昇している。)タバコについては、どの年齢においても、女性のほうが男性よりも喫煙経験が多く、また、常習している者も女性に多い。(18歳女性の41%。なお、アルコールの常習は、男性に圧倒的に多い。)このようなタバコの常習化は、大麻の使用と強く結びついており、18歳男性でタバコ常習者の15%、女性で10%の者は大麻も使用しているとの調査結果が出ている。

なお、禁煙への動きは世界的な流れでもあり、フランスにおいても、コレージュやリセの建物の中を全面禁煙にする措置が広まってきている。しかし、タバコは、単にニコチンへの依存といった問題ばかりではなく、その「効用」として、たとえば成績の不安から逃れたり、人間関係を促進したりといった心理的な作用も伴っており、また、とくにリセでは、タバコは生徒間での通過儀礼としての要素ももっていると主張する論者もいる。(I)

[キーワード] 犯罪、アルコール、たばこ、ドラッグ

Q18-2. 学校内での暴力行為に対しては、具体的にどのような対策がとられているのでしょうか。

学校内での暴力問題は、無視できない大きな教育問題となっている。生徒への体罰という意味での暴力問題は、ほぼ無くなっていると言われているが、生徒間での、そして生徒から教員等への暴力的行為が問題化してきている。2001年の9月から10月の2か月間に16,392件の暴力事件が中・高校で発生している。(特に中学に集中)暴力の被害者の4人に1人は教職員となっている。

しかし、生徒指導の観点からは、暴力行為と生徒の無礼な態度・行為といったものとは区別されなければならないとされる。たとえば、教員に対して粗野な態度で口答えするといった行為は暴力とは見なさず、わざとののしるような行為や、自分よりも弱い者を叩くといった行為、新入生へのいじめや金銭のゆすりなどは、暴力行為として問題となる。これらは、校内で処理される場合もあるだろうが、裁判に訴えられることもある。

このような暴力への対策として、大きく、次の4点が指摘されている。

- ①とくに暴力事件の多い地域では、警察の協力を得て、学校内の安全を確保する。
- ②校内への武器持ち込みの疑いのある場合には、校長は、生徒のカバンの中やロッカーの中を、さらにはその服装についても調べる。
- ③教育共同体の組織を基盤として、生徒達の話聞く組織をつくる。生徒が気軽にその悩みや不安等について相談に行ける体制を整えること(学校におけるカウンセリング機能の充実)、そして、その機能を生徒が有効に利用できるように、どのようにすれば相談員(可能であれば、相談員の氏名を顔写真付きで公表しておく。)と会うことができるのか、丁寧に指導する。
- ④青年の家、社会福祉センター、スポーツクラブ等、地域社会の諸機関・施設との連携の下、保健・健康教育や市民教育を、学校全体の教育活動の中に特別に位置づける。 (1)

[キーワード] 暴力、生徒指導、カウンセリング、地域社会

Q18-3. 若者の余暇時間の過ごし方はどのような特徴があるのでしょうか。

若者の余暇時間の過ごし方は、家の外での友人とのつきあいで占められている。15~29歳の約3分の2は、夜間に、友人グループで外出している。ディスコやカラオケ、映画に出かける例がその典型であり、20~24歳でその割合はピークとなる。15~19歳の場合でも、親による禁止でやや少なくなっているものの、約6割の者は、週に少なくとも1度は夜間

に出かけている。一方で、家庭菜園や家の修繕等の作業を行う者は半数に満たない。また、日本と同様、パソコンでのゲームに熱中する若者は多い。(男性の約4割、女性の約3割)

以上から、若者の人間関係の特徴についても、一定の傾向が見えてくる。つまり、同年齢、しかも同じ学級の友人との中でそれは構築されている。しかし、女性についてみると、男性よりも、親戚関係に深くかかわる傾向がある。

ところで、フランスでは、地域のさまざまな団体におけるスポーツ・文化活動が盛んであると言われているが、ここ10年ほどは、とくに若者の間では、その参加率(約45%)はほとんど増えず、代わりに50歳以上の者の活動が活発化(35%から46%に上昇)してきている。若者の犯罪や暴力行為の防止という意味で、地域での活動が注目されてきている中で、実際の活動への参加は、停滞している。犯罪や暴力行為と地域活動とが、因果関係として安易に結びつけられることに対しては警戒しなければならないが、しかし、幅広い人間関係の構築と地域社会への参加が、若者の犯罪や暴力行為の防止の方法として有力視されていることは確かである。そして、これを有効に機能させる施策のひとつとして、学校を軸とした市民的活動の展開が期待されている。とくに、「市民教育」における寛容の態度等の育成が、教育課程の中で、民主主義社会のあり方として、重要事項としてあげられている。これは、社会科関連の教科においてばかりではなく、学校教育活動全体を通じて行われることが期待されており、すべての教員がこの教育に携わることになる。したがって、教員には、教科専門の能力ばかりではなく、市民形成にかかわる指導力も求められることになる。(I)

[キーワード] 余暇、友人、犯罪、市民教育

Q18-4. 世界的に人の交流が盛んになっていますが、比較的古くから外国人を受け入れてきたフランスでは、多文化な社会状況はどのように考えられているのでしょうか。

フランスの全人口に占める外国人の比率は、6%強であり、そのおよそ3分の1はEU域外から移住してきた者である。外国人とは外国籍である者を指すが、フランスで現実的に問題視されているのは「移民」である。移民とは、外国で(外国人として)生まれ、現在フランスに住んでいる者を指す。したがって、その中には、フランス国籍を取得した者(つまり、国籍上はフランス人)も含まれている。その中核をなすのは、フランスの旧植民地(アルジェリアがその代表)からの男性単身労働者であり、フランス政府によって計画的に導入されたという側面もあった。しかし、1974年の移民導入の停止措置を契機に、祖国からの家族呼び寄せにより、「移民(の問題)」として語られる者の中に、女性や子どもの占める位置が大きくなっていった。

移民の多くは、不安定な職業、あるいは低賃金の労働に従事しており、失業率も高い。(女性についてみると、モロッコ出身の者の就業率が低くなっている。)彼らはパリやマルセイユといった大都市およびその近郊に集住している。そして、近年、民族的・宗教的なマイノリティとの共存の困難性に伴うストレスあるいはトラブルが、都市住民の不安をかき立てるものとして指摘されている。2000年のある調査によると、フランス人の61%は、フランスには外国人、とくにアラブ地域からの者が多すぎると感じており、52%は、外国人ないし移民の存在は治安の面で問題があると考えている。したがって、32%の者は、外国人の受け入れはやめるべきであると答えている。(この数字は、増加傾向にある。)

外国人(移民)への非難の多くは、フランスの生活習慣・価値観への不適応に向けられている。なかでも北アフリカ諸国からの者に対する宗教(イスラム教)に基づく習慣の違いが、非難の対象となっている。しかし、このような外国人排斥につながる傾向と同時に、また、他の調査によれば、とくに若者の間においては、外国人への寛容の傾向もみられる。つまり、フランスには、異文化問題に対する考え方が大きく2つに分離して存在しているのである。一方では、社会の変化を拒否する方向で外国人に同化を迫る発想があり、他方で、新たな現実への適応が不可避であるとする考え方が存在している。(I)

[キーワード] 外国人、失業率、イスラム、異文化問題

Q18-5. 外国人(移民)生徒への教育に関して、フランスは、どのような対策をしているのでしょうか。

フランスには約300万人の移民の子どもがおり、そのうち約110万人は15~29歳であり、その約7割はフランスで生まれている。移民の子ども約40%は、両親のうち少なくとも一方がアフリカ大陸出身者(アルジェリア、モロッコが多い。)である。移民としての歴史も古く、子どもも多くはフランスで生まれているということから、フランス文化への不適応という点で言えば、彼らはフランスにおいて「問題視」される対象の中核というわけではない。(ただし、これは、彼らへの偏見や差別がないという意味ではない。)逆に、比較的最近になって増えてきたトルコや東南アジア地域出身の者に対しては、その子ども約8割は、外国で生まれ、親自身もフランス滞在歴が浅いこともあって、文化的不適応という点で問題視されることが多い。

外国人ないし移民の労働条件を考えれば、その子どもたちの教育がいかに平等なものとして保障されるかは、民主主義社会にとっては大きな問題である。つまり、その家庭環境が学習を支援するものとして不十分であること、フランス社会からの同化要求も強いこと、これらを踏まえた上での、教育指導が不可欠となっている。

移民の子どもの教育問題への解決は、まず、そのことばの問題から始められた。フランス語をできる限り速やかに修得させることで、彼らの学業を保障しようとしたのである。「入門学級」という特別学級がつけられ、そこでフランス語の集中学習が行われた。70年代を通じて発展したこのような対策に加えて、移民の子どもの母語学習も保障する措置がとられた。しかし、フランスで生まれる子どもの増加により、その言語ないし文化的な問題を、彼ら自身に特有なものとしてとらえる発想ではなく、その「環境」の中で、つまり、フランス社会とのかかわりの中でとらえようとする見方が出てくることとなった。1981年に創設された「教育優先地域(zone d' éducation prioritaire : ZEP)」は、このような発想の下に、社会的不平等や排除と闘う制度として位置づけられた。(I)

[キーワード] 移民、入門学級、母語、教育優先地域

Q18-6. フランスには、外国人生徒への教育的な対策として「教育優先地域」という政策がありますが、どのようなものなのでしょうか。

外国人・移民の生徒たちの、そして、より一般的に、学業に困難を感じている生徒へのサポートとして、各学校内では、さまざまな形態による学習補習活動が行われているが、その困難性と対応策を「地域」という視点からとらえようとする点で、「教育優先地域」と呼ばれる政策は注目に値しよう。逆に言えば、そのような困難をかかえる者が、一定の地域に集中しているというフランスの社会的特徴がある。

教育優先地域は、教育におけるさまざまな課題の集中している「地域」に着目し、地域社会の諸機関・施設との連携の強化によって、社会的に「不利な」条件を克服していこうとする措置である。したがって、必ずしも、外国人や移民をターゲットとした制度というわけではなく、フランス人も含めて、地域として教育計画や指導を重点化していくものである。(実質上、外国人・移民の多い地域が指定されることは多い。)

ところで、注意しなければならないのは、教育優先地域の学校が、他の学校とは異なった特別な教育課程で運営されるということではない、という点である。それは、その地域の教育的・社会的な要求や必要性に応え、家庭・学校・地域の連携を強め、学業遂行上の困難を抱えている生徒を援助していくための協力体制を意味している。これを実質化するために、90年に、「地域会議」が創設され、少なくとも年に1回(一般的には2～3回)学校長を議長に、地域のさまざまな協力者の協議の下に、さまざまな計画が練られることになった。さらに、98年には、教育優先地域内で、学校間、とくに小・中学校の連携を強め、教育活動の一貫性を保つことで、より効果的な教育を実現しようとする「教育優先網(réseau d' éducation prioritaire)」という活動のネットワーク化が始まっている。

以上のような政策は、個別の地域を舞台として、一人ひとりの生徒に着目する計画であるだけに、成果を一般論として述べることは困難である。それでも、暴力行為の沈静化や青少年と大人との関係における「礼儀正しさ」において効果がみられ、そのことが学習活動のための良い環境づくりに貢献しているといわれている。もちろん、生徒の成績が目に見えて向上したとはいえない場合もあるが、「不利な」あるいは「荒れている」と言われる環境にあって、一定の成績が維持されていることは、評価されている。(1)

[キーワード] 外国人、移民、教育優先地域、教育優先網

Q18-7. 暴力などへの対策として、市民教育が注目されているようですが、どのように実践されているのでしょうか。また、そのときに教員に求められる能力とはどのようなものなのでしょうか。

暴力問題や異文化問題等、人間関係の希薄化や文化・宗教の違いを背景とした生活スタイルの多様化から引き起こされるさまざまな問題への対策として、寛容、共生、連帯、責任といったキーワードを軸とした市民教育が求められている。これは、フランスに限ったことではなく、現代にあっては、おそらくどの国でも必要とされている教育であろう。

フランスでは、学校教育の初期の段階から(つまり幼稚園から)、「共生」を学ぶことに重点が置かれるようになっている。具体的には、他者の存在を知り、同時に自己の立場をも知り、相互尊重や責任の下に協力して活動すること、となる。たとえば、合唱や協働で大きな絵を描くという活動を通して、自分の役割と責任、他者との協力の仕方など、市民としての基礎的な能力の獲得が期待されている。

市民教育については、2002年度から実施されているフランスにおける新しい学習指導要領の中でも、近年問題となっている若者の暴力行為に対する抑止策として、大いに注目されている。この教育は、単に知識としてではなく、行動や態度に結びつくことを特徴とするものである。具体的方法として、学級での討論の時間を通して、コミュニケーション能力の育成を図ることがあげられる。他者との出会いを大切に、討論を通して他者の意見を聞き、尊重すること、そして、自分をも大切にしようとする気持ちを育てることが、市民としての自覚と自律にとって大切なこととされている。このような目的のために、学校でのあらゆる教科が、それぞれの特性を活かしながら一致して市民形成にかかわっていくことが求められる。たとえば、美術や音楽においては、偉大な作品の鑑賞を通して、生徒に、自分が経験できる時間や空間から遠く離れた文化・文明を理解し、また、静かに観る・聞くという時間を保障することになる。同様に、論理的思考を実践する数学、集団行動やルール的重要性に気づかせる体育といったように、すべての教科が市民の育成にかかわっ

ていくことが、学習指導要領の中で示されている。

このような教育は、その性質上、学校の中だけでは不十分であり、学校外での活動との連携が不可欠となる。とくに親と学校との密接な連携が基盤となる。学業失敗や怠業を防止する意味でも、子どもについて詳しい情報をもっている親と連携して教育を行うことは、今後、教員に求められるもっとも重要な能力となろう。教員には、自分の専門教科の内容を市民形成に結びつけ、親との交流の中から生徒一人ひとりに対応し、そして、地域社会でのさまざまな活動と学校教育とをつなげていく能力が求められることになる。 (I)

[キーワード] 市民教育、共生、コミュニケーション能力、親

[参考資料]

- ・ INSEE, Contours et caractères Les Jeunes, Insee, 2000
- ・ INSEE, France, Portrait social, Insee, 2000
- ・ M.E.N., Repères et références statistiques sur les enseignements, la formation et la recherche, édition 2000
- ・ DORIAN M., ZANONI M., Ecole primaire mode d'emploi, Marabout, 2002
- ・ WOYCIKOWSKA C., Collèges et lycées mode d'emploi, Marabout, 2002
- ・ INRP, RECHERCHE et FORMATION pour les professions de L'éducation, No32, 1999, <Formation continue des enseignants: les MAFPEN et après... >

19. 教員の社会的地位・教員文化

Q19-1. フランスは階級社会的色彩が強いと聞きますが、どういう階層出身の人が教員になるのですか。

教師の出身社会階層の分布割合を見ることによって、フランスの学校制度がいかなる階層によって支えられているか、垣間見ることができる。

まず、将来教師となる IUFM の学生(大学院生)のうち、中等教員資格取得課程に在学する学生の出身階層を調査した表があるので、それを紹介しよう(シャルル、クレマン『教師になる方法：IUFM とその利用者』：42 頁)。これは、アルザス地方の中心地であるストラスブルールにある IUFM の在学学生を調査したものである。

学生の保護者(父母) の属する社会階層		中等教員資格				社会階層の分布割合		
		男		女		フランス全体		アルザス
		1970	1993	1970	1993	1968	1990	1990
			IUFM		IUFM			
上流層	上級管理職・工業関係経営者・卸売商・自由業	4.1	13.6	7.4	9.1	0.9	2	2.3
	中等教育・高等教育教員	20.3	14.4	34.2	24.1	7.4	12.5	11.1
	計	24.4	28	41.6	33.2	8.3	14.5	13.4
中間層	初等教育教員	9.6	13.6	10.8	4.7	1.6	1.9	1.6
	中間管理職・事務職員	28.8	35.8	24.1	33.6	17.4	28	27.1
	手工業者・小商業経営者	11.3	5.4	10.1	7.3	8.6	7.8	4.9
	自営農民・農業労働者	11.1	1.8	3.3	3	14.6	4.6	2
	計	60.8	56.6	48.3	48.6	42.2	42.3	35.6
民衆層	工場労働者・サービス業従業員	14.8	15.4	10.2	17.6	46.9	43.2	51
	その他の職業					2.6		
総計		100	100	100	100	100	100	100

フランスの社会階層を3分割すると、上流階層が15%弱、中間階層は4割強を占め、民衆層も4割強を占めている。未来の中等教育を担当することになる学生の8割は、上層・中間層出身の学生によって占められ、フランス全階層の半数近くを占める民衆層出身の学生は、学生の中で20%にも満たない。

ベルトラン・ジェ著『職業：小学校教員』によると、「小学校教員は社会空間において、中間的位置を占めている」(21 頁)、「男性・女性を含めて、49%の小学校教員はプティッ

トゥ・ブルジョワジー [(プチ・ブル階級)小ブルジョワジー] 出身である」(22 頁)であると言っている。以下のような表が紹介されている。

父親の職業	男性教員			女性教員			男女合計		
	初等教員	その他	合計	初等教員	その他	合計	初等教員	その他	合計
企業主	1.2	1.4	0.9	1.1	1.1	1.0	1.1	1.3	0.8
管理職・自由業	17.3	7.3	2.4	14.6	6.6	2.2	15.5	7.0	2.2
支配階級	18.5	8.7	2.1	15.7	7.7	2.0	16.6	8.3	2.0
手工業・商業	14.8	16.4	0.9	16.9	15.2	1.1	16.3	15.8	1.0
中間職業	19.3	11.3	1.7	21.2	11.0	1.9	20.6	11.1	1.9
サラリーマン	12.7	9.4	1.4	11.8	8.4	1.4	12.1	8.9	1.4
小ブルジョワ	46.8	37.1	1.3	49.9	34.6	1.4	49.0	35.8	1.4
小農民	8.3	15.0	0.6	14.6	14.8	1.0	12.6	14.9	0.8
労働者	26.4	39.2	0.7	19.5	42.8	0.5	21.8	41.0	0.5
民衆階級	34.7	54.2	0.6	34.1	57.6	0.6	34.4	55.9	0.6
人数(千人)	252	10,286		515	10,603		767	20,890	
合計	100	100		100	100		100	100	

これは、1933 年の国立統計経済研究所 [Institut national de la statistique et des études économiques] の調査によるものであるが、シャルル、クレマンの表と同様な傾向を示している。

ブルデューは、大学教育は支配者層の師弟に有利に機能し、彼らの階層の再生産に、ひいては、階級社会の再生産＝階級社会の永続化に大いに寄与していると指摘した。初等・中等教育の担い手たる教師たちもこの構図(階級社会がいかにかに再生産されているか)に気づかないとき、彼らは無意識のうちに、同様な社会的「貢献」を実践することとなる。(F)

[キーワード] ブルデュー、教員の社会階層

[参考文献]

- ・ ブルデュー『ディスタンクシオン I・II』藤原書店
- ・ N. Gauthier, C. Guigon, M.-A. Guillot : Les Instits, 1986, Seuil.
- ・ F. Charles et J.-P. Clément : Comment devient-on Enseignant ?, 1997, P.U. de Strasbourg
- ・ B.Geay : Profession : Instituteurs, 1999, Seuil.

Q19-2. 教師たちは、その仕事にどのような生き甲斐を見いだしているのですか。

いささか古いですが、1991年春に809人の教師を対象に行なったアンケートの結果がフランスの教師志望者向けの案内書(ONISEP, R. Dang : Guide des métiers de l'enseignement, Hachette, 1991, p. 91)に掲載されている。ここに紹介する。

		若者との交流	天職としての教職への魅力	仕事上の自主・自立	知的向上の可能性	労働時間	休暇
	全体	60	52	41	26	21	20
年齢別	35歳以上	64	56	41	29	33	25
	35 - 44歳	62	54	42	23	20	20
	45歳以上	55	54	39	29	14	16
教育段階別	初等教育	59	55	37	14	22	19
	中等教育	64	51	42	29	22	23
	高等教育	40	42	52	81	13	6
教育機関別	幼稚園	56	57	42	14	30	17
	小学校	62	54	35	14	19	19
	コレージュ	66	53	35	26	22	22
	リセ	60	49	47	37	22	21
	職業リセ	66	44	61	23	22	34
中等教育の免許資格別	上級中等教育教員	49	43	50	38	27	17
	中等教育教員資格教員	63	54	44	29	20	22
	コレージュ普通教育資格・職業リセ資格教員	65	50	40	29	22	24
中等教育での担当教科	現代語	63	60	40	28	20	24
	文学	60	51	44	43	26	22
	自然科学	61	52	41	15	17	20

多くの教師が「若者との交流」があり、また「天職としての教職」に魅力を感じて、教師となっていることがここから読みとれる。教員に夏期休暇に代表されるような長期休暇があることは、必ずしも若者を教職に引きつける魅力としては働いていないことも読みとれる。

(F)

[キーワード] 天職、休暇、知的向上

Q19-3. 教師たちは、自分たちの仕事をどのように見ているのですか。
—フランスの教師の「教職観」—

フランスの教師たちが、自分の選んだ教師の仕事について如何に感じているか。平均的な教師像を描く資料はないが、以下、中学校の教員、高校の教員を歴任した男性教師の教職についての感慨を紹介しよう。

この教師は、多分ベビーブームの1950年頃生まれた人で、中学・師範学校・大学・大学院に進んで、中等学校教員免許状を取得したまじめな人物のようである。以下の文章は40歳頃の気持ちを記したものである。この当時は、師範学校には、中学校を卒業して入学し、師範学校で高校卒業資格兼大学入学資格であるバカロレア資格を取得し、さらに1年在学し教職課程を履修するのが一般的なコースとなっていた。ブルジェは、パリ・シャルルドゴール空港が完成する以前のパリの空港として知られ、バティニオルもパリの近郊である。

「私は15歳の時には医師になりたいと思っていた。1968年に私はブルジェ師範学校に入学し、高校最終学年に理系のバカロレア(bac D)を取得した。その後、バティニオル師範学校の物理—化学の中等学校一般教育教員免許コースの生徒となり、中等教育教員養成所の入学試験に合格した。私は学士号・上級学士号資格を準備し、ついに理科の中等教員免許状を取得した。1年間の浪人の後、1977年から1986年まで中学校で理科を教えた。教師の仕事に夢中になり、とても幸せだった。これは私の最良の思い出であった。というのも、私は積極的に中学校生活—学校運営委員会、生徒会室の運営—に参加したからである。私は教育活動計画や遠足・旅行、等々の企画を計画し、実施した。生徒たちは私に近づき、私は生徒たちの抱える困難な状況に注意を払い、彼等の問題が解決するよう試みた。私は、人間関係の教育学の関連についてとても強く考えるようになった。

その後、私は高校に転勤するよう要求した。その高校は、家から近く、新設であった。最初の年は大変だった。なぜなら経済を教えるよう言われたからである。私はこの問題から立ち直った。教師の仕事には意欲的でなければならない。いつも先輩に助けてもらえるわけではない。私は孤立無援であった。そこから抜け出る術を持っていなかった。

教育局で文化活動企画を担当するパートタイムの仕事に就いて2年をすぎ、今は、専任になって、私の初心—共同で仕事をする事、計画を練ること—に返った。教師の仕事は、困難だが情熱をかき立て、多くの個人投資、厳しく入念な授業準備が必要である。私は自分から大学で再教育を始めた。現職教育(研修)は不十分であり、義務でもない。本来なら、何ヶ月間か、実際に教育制度の外に出て〔教育現場を離れて〕大学で教育を受ける自己教育できるような仕組みが望まれる。教育学の自己教育も同様である。かくして、国立教育

研究所に私を引きつけた研究が、私を外の世界に連れだしたのである。現職教育を目差していかなければいけない。

私たちの仕事は根本的なものである。私は私の仕事を擁護する準備ができています。そうするために、私たちの仕事について明瞭に定義し、教師の行っていることを示し、私たちのプロフェッショナリズムを示さなければいけない。……

私は私の歩んだ道を悔やんではない。私は高校に転勤する前の中学校での教師生活を悔やんではない。私は別の若者を見つけ、チームを組んだ授業を好むダイナミックな同僚と一緒に彼らの教育に取り組んだ。以上が、教職という公的な仕事に対して鋭い感覚を持った極めてまじめで厳しい私という人間なのである。」

これは、教員としての一種のサクセスストーリーであるが、まじめで、教職に真剣に取り組んできた人間の「教師生活」の総括である。 (F)

[キーワード] プロフェッショナリズム

[参考文献]

- ・ ONISEP et René Dang : Guide des métiers de l'enseignement, Hachette, 1991, p. 88.
- ・ 梅根悟監修『世界教育史大系 30 教員史』講談社、1976.
- ・ 平塚益徳編『世界の教師』帝国地方行政学会、1972.

Q19-4. 教師たちは、どのような日常生活を送っているのですか。

以下は、資料としては古いものであるが、教師たちの生活を垣間見てみよう。

1950年代、67%の女性初等教師が結婚しており、29%が独身で、4%が未亡人・離婚者であった。1970年代には、それが、65%、20%、9%になった。女子教員の4%が「自由な結合」(同棲・内縁、union libre)で、2%が「独身の母親」(mères célibataires)であるという。80年代になっても、農村地域では、男女交際は、開放・解放的ではなかった。スペイン国境に近いバスク地方で25歳の教員になったばかりの女性は「ここでは、男友達を連れてくるなんて、問題外である。もし私が一晩でも外泊しようものなら、このことを隣近の人々がぺちやくちゃしゃべる話題になる」とこぼしている。その20年後の今日の状況は資料が無く、不明である。

先頃亡くなった著名な社会学研究者ピエール・ブルデューは、小学校教師の嗜好・生活様式等を調査・分析し、文化による階級の差異化の問題を告発した(『ディスタクシオン I・II』藤原書店)が、そこに小学校教師の嗜好を紹介している。彼らは、絵画においては平均的フランス人と同じようにルノワール、ゴッホからワットー、カンディンスキーにいたる画家を好み、人気のある音楽がリストの「ハンガリア狂詩曲」、ヴィヴァルディーの「四季」、モーツァルトの「小夜曲」で、流行歌ではブラッサンスやジャック・ブレルの歌(いわゆるシャンソン)に教師からぬ「節度に欠けた恋」をしているという。

フランス＝ロワジール出版社の調査によると、男女教員の最大の情熱、趣味中の趣味は、読書であり、フランス人全体と比較すると、テレビには興味を引かず、本に夢中だという。教師の62%はよく現代小説を読んでおり、53%は歴史書を読み、44%は古典文学を、24%は探偵小説の愛好者、および漫画の愛好者で、教師の中で、政治論や哲学書・心理学書の読者は22%にすぎない。また、51%の教師はよく図書館を利用しているという。教師の悩みは、54%が読書時間がないこと、43%が本代の高価なこと、27%が本の置き場の無いこととのことである。

宅配制度のないフランスでは、新聞はキオスクに買いに行かねばならないが、フランス文化省の調査では、新聞は2人に1人の教師が毎日呼んでおり、地方紙・週刊誌・雑誌も2人に1人の教師は読んでいるという(ということは、2人に1人の教師はこれらを読んでいないことになる)。(F)

[キーワード] ブルデュール、教員の社会階層、教師の嗜好

[参考文献]

- ・ ブルデュール『ディスタクシオンⅠ・Ⅱ』藤原書店
- ・ N. Gauthier, C. Guigon, M.-A. Guillot : Les Instits, 1986, Seuil.

Q19-5. 教師たちは、どのように夏休みを過ごしているのですか。

フランスの小学校は、授業日が週4日で、週3日が休日である。土日休暇であわてふためいている日本、学力低下を意図的に問題にされている日本とは比べられない。週3日が休みでもフランスでは、低学力問題など起こっていない。

2002年の夏休みは、小学校の生徒の場合は、6月29日(土)から9月5日(木)まで、中学・高校の生徒の場合は、6月29日(土)から9月4日(水)までである。

2003年の夏休みは、小学校・中学校・高校全ての生徒とも、6月28日(土)から9月2日(火)までである。教員は生徒より1日だけ早く学校に行き、翌日の準備をするだけである。教師は、夏期休暇中はいっさい登校して、仕事(雑用)をすることはない。夏休み中に、生活指導のために教員が生徒の家庭訪問や、街頭補導に駆り出されることもない。自主的な研究会はあるが、官製研修もない。全くのヴァカンス(休暇)である。暇を自分で潰せばよいのである。

夏休みも二ヶ月を越えるフランスの教師のヴァカンスはゆうに年間百日を越える。

中等教員は、初等教員よりも収入が多いので、夏期休暇の旅行にかかる費用も多いとの調査があるが、初等教員も中等教員も多く海外旅行に出かけ、多くの金額を出費している。中国周遊旅行15日間17,900フラン、22日間21,600フラン。エジプトのナイル川周遊12日間8,800フラン、イタリアのシシリー島滞在旅行5,400フラン、休暇村での2部屋付きの家の1週間の賃貸料1,700フラン。〔註：この当時1フラン=50円。ユーロ化直前の2001年11月は1フラン=17円〕

(F)

[キーワード] 夏期休暇、ヴァカンス

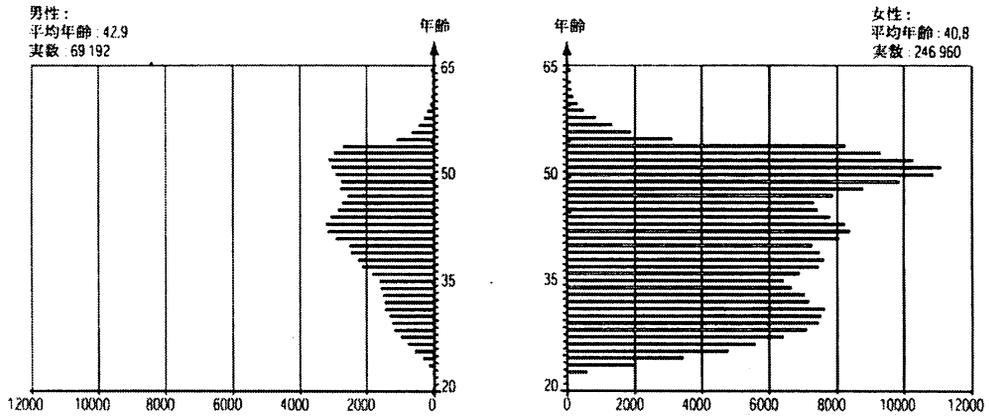
[参考文献]

- N. Gauthier, C. Guigon, M.-A. Guillot : Les Instits, 1986, Seuil.

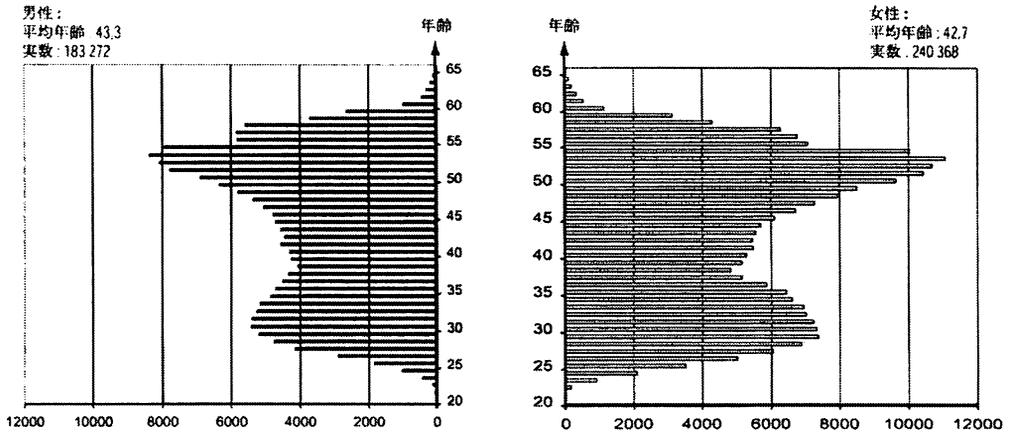
資料編

1. 公立教員における人口構成

(1) 初等教育教員（公立）2001年1月31日現在（フランス本土+海外県）



(2) 中等教育教員（公立）2001年1月31日現在（フランス本土+海外県）



2. 初等教育教員（公立）

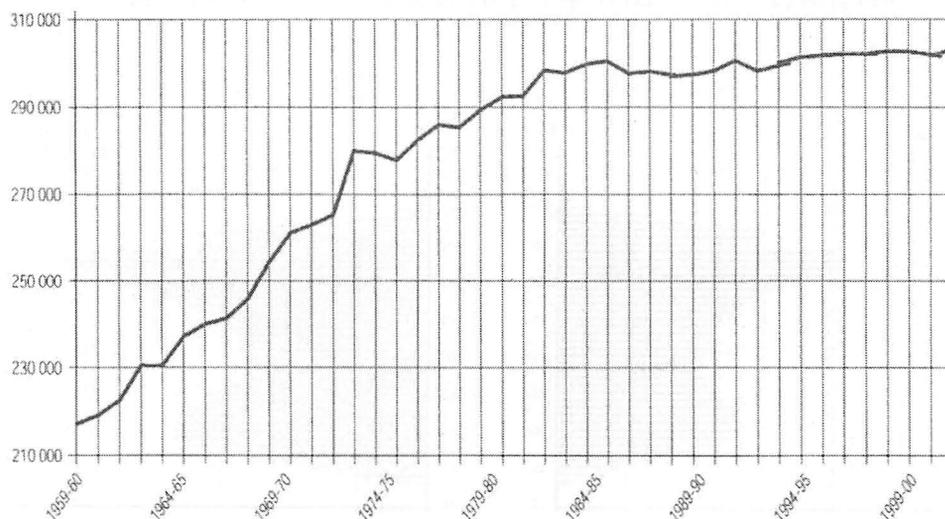
(1) 初等教育における教諭(instituteur)と教授(professeur)人口の推移（公立）

	フランス本土										フランス本土 +海外県	
	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2000	2001	
現職教員数:												
初等（就学前含む）	275 823	277 903	279 891	280 919	281 517	281 906	282 506	282 888	282 527	294 944	296 821	
特殊教育 と適応教育	22 470	22 200	21 509	21 043	20 605	20 223	20 245	19 788	19 164	19 983	19 317	
小計	298 293	300 103	301 400	301 962	302 122	302 129	302 751	302 676	301 691	314 927	316 138	
初期養成者数 (1)	15 655	11 487	12 393	13 043	13 599	12 330	10 608	10 597	12 250	13 085	15 949	
国立遠隔教育センター	339	336	338	321	315	328	340	366	367	367	357	
合計	314 287	311 926	314 131	315 326	316 036	314 787	313 699	313 639	314 308	328 379	332 444	

(1) これらの数は、ほとんどが教員養成大学(IUFM)に在籍するものである。

注) 1991年に、最後の教諭の任官試験が行われ、1992年度より初の教授試験合格者となる。1992-1994年度の間は移行期のため2つの異なる養成機関(ENI et IUFM)を経た合格者を含む。また、1997年からは、学級担任をしていない校長は含んでいない。

(2) 初等教育（公立）：1960年1月1日から2001年1月31日まで（フランス本土）



1991年度より教諭と教授の合計数を表す。ただし、それ以前まで含まれていた初等教員は含まれていない

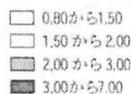
3. 初等教育教員（県／大学区別）

(1) 2001年1月31日現在の教諭(instituteur)と教授(professeur)の地域別人口(公立)

県／ 大学区	数	県／ 大学区	数	県／ 大学区	数
Alpes-de-		Ardeche	1 294	Paris	7 622
-Haute-Provence	829	Drôme	2 407	Charente	1 651
Hautes-Alpes	762	Isère	5 930	Charente-Maritime	2 696
Bouches-du-Rhône	9 349	Savoie	2 037	Deux-Sèvres	1 574
Vaucluse	2 760	Haute-Savoie	3 351	Vienna	1 922
Aix-Marseille	13 700	Grenoble	15 019	Poitiers	7 843
Aisne	3 217	Nord	13 621	Ardenne	1 803
Oise	4 666	Pas-de-Calais	8 167	Aube	1 658
Somme	3 015	Lille	21 788	Marne	3 174
Amiens	10 898	Corrèze	1 170	Haute-Marne	1 278
Doubs	2 931	Creuse	641	Reims	7 913
Jura	1 469	Haute-Vienne	1 580	Côtes-d'Armor	2 240
Haute-Saône	1 368	Limoges	3 391	Finistère	3 091
Territoire		Ain	2 888	Ille-et-Vilaine	3 237
de Belfort	774	Loire	3 383	Morbihan	2 001
Besançon	6 542	Rhône	7 908	Rennes	10 569
Dordogne	1 819	Lyon	14 179	Eure	3 171
Gironde	6 101	Aude	1 619	Seine-Maritime	6 935
Landes	1 515	Gard	3 174	Rouen	10 106
Lot-et-Garonne	1 505	Hérault	4 513	Bas-Rhin	5 592
Pyrenées-		Lozère	449	Haut-Rhin	4 072
-Atlantiques	2 731	Pyrenées-Orientales	2 129	Strasbourg	9 664
Bordeaux	13 671	Montpellier	11 884	Ariège	768
Calvados	3 288	Meurthe-et-Moselle	3 985	Aveyron	1 211
Manche	2 409	Meuse	1 240	Haute-Garonne	5 352
Orne	1 429	Moselle	5 987	Gers	899
Caen	7 126	Vosges	2 260	Lot	836
Allier	1 816	Nancy-Metz	13 472	Hautes-Pyrenées	1 119
Cantal	832	Loire-Atlantique	4 298	Tarn	1 620
Haute-Loire	961	Maine-et-Loire	2 777	Tarn-et-Garonne	1 079
Puy-de-Dôme	2 927	Mayenne	1 199	Toulouse	12 884
Clermont-Ferrand	6 536	Sarthe	2 656	Yvelines	8 261
Corse-du-Sud	683	Vendée	1 465	Essonne	6 792
Haute-Corse	776	Nantes	12 395	Hauts-de-Seine	7 102
Corse	1 459	Alpes-Maritimes	4 941	Val-d'Oise	7 302
Seine-et-Marne	7 534	Var	4 822	Versailles	29 457
Seine-Saint-Denis	9 706	Nice	9 763	フランス本土	303 096
Val-de-Marne	6 821	Cher	1 608	Guadeloupe	2 983
Créteil	24 061	Eure-et-Loir	2 366	Martinique	2 515
Côte-d'Or	2 782	Indre	1 193	Guyane	1 639
Nièvre	1 164	Indre-et-Loire	2 650	La Réunion	5 905
Saône-et-Loire	2 799	Loir-et-Cher	1 611	Total DOM	13 042
Yonne	1 800	Loiret	3 181	フランス本土	
Dijon	8 545	Orléans-Tours	12 609	+ 海外県	316 138

(2) 年齢比率 50歳以上/30歳以下

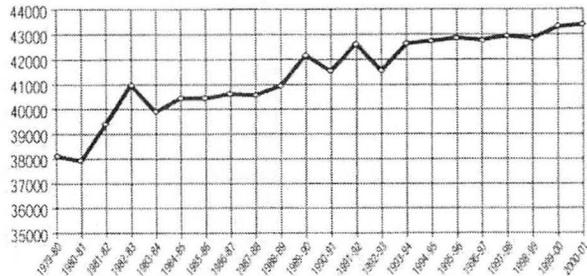
フランス平均 : 1.9



出所：2001年1月31日付給与表より

4. 契約学校初等教育教員（私立）

(1) 1979年度から2000年度までの契約学校にみる推移（初等）（フランス本土）



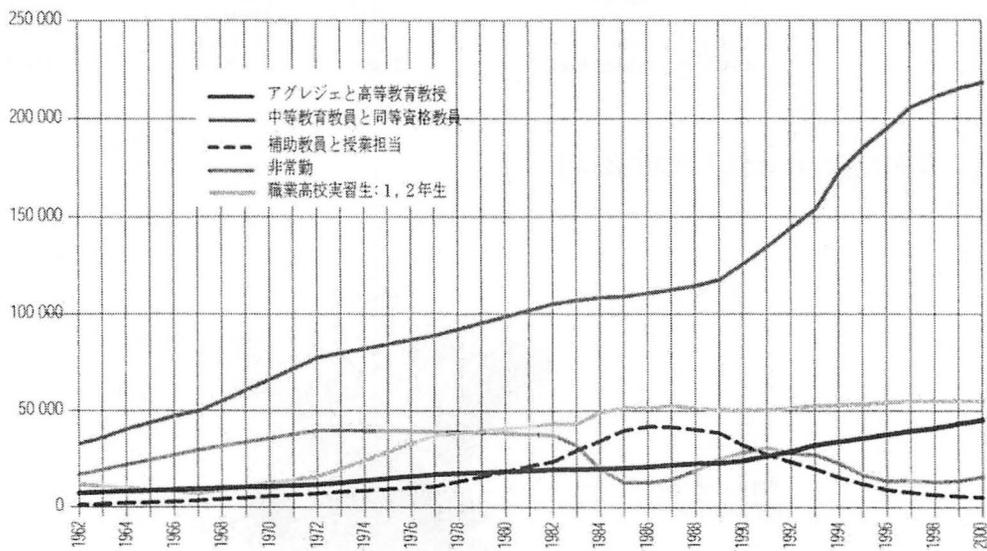
5. 中等教育教員（公立）

(1) 中等教育教員（公立）1991年度～2000年度まで

	フランス本フランス本土										フランス本土 +海外県	
	1991- 1992	1992- 1993	1993- 1994	1994- 1995	1995- 1996	1996- 1997	1997- 1998	1998- 1999	1999- 2000	2000- 2001	1999- 2000	2000- 2001
アグレジエと高等教育教授(2)	27 978	30 375	32 641	35 427	37 743	39 578	41 063	42 546	44 748	45 697	45 717	46 723
中等教育教員と同等資格教員	146 597	157 100	168 394	183 035	194 841	203 790	214 618	219 886	223 995	227 078	232 013	235 697
補助教員と 授業担当者	27 608	23 923	20 214	15 895	12 349	9 265	7 798	6 660	5 878	5 265	6 257	5 605
中学校教授	59 706	56 487	53 576	48 233	43 504	39 021	33 101	28 209	24 380	21 375	26 317	23 091
IUFM学生1年生	39 319	32 993	27 649	22 384	17 204	12 624	8 106	3 689	374	179	413	179
IUFM学生2年生	13 317	20 227	25 182	31 359	37 605	43 490	48 027	52 529	56 192	56 294	59 049	59 217
小計(常勤)	314 525	321 105	327 656	336 333	343 246	347 771	352 713	353 519	355 567	355 882	369 766	370 512
小計(非常勤)	31 206	28 509	27 659	23 344	17 087	14 066	14 367	13 506	13 935	16 355	15 087	17 483
合計	34 731	349 614	355 315	359 677	360 333	361 837	367 080	367 025	369 502	372 237	384 953	387 995

(1) 実習生含む。(2) 主にグランゼコール準備級担当者。

(2) 中等教育教員の変遷（1962年度～2000年度）（実習生を除いたフランス本土）



6. 中等教育教員 (大学区、校種別)

(1) 中等教育教員数 (公立、2000年度)

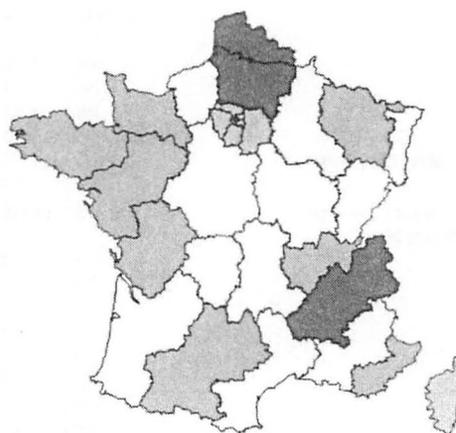
大学区	コレッジ と普通、職業適応コース	職業高校	普通技術高校	合計 (1)	女性比率
Aix-Marseille	8 463	2 355	6 057	16 875	58.6
Amiens	6 563	2 396	4 415	13 374	55.3
Besançon	3 783	1 446	3 200	8 429	54.5
Bordeaux	8 156	2 655	6 098	16 909	57.4
Caen	4 416	1 261	3 277	8 954	53.1
Clermont-Ferrand	3 692	1 116	2 800	7 608	56.2
Corse	1 010	293	609	1 912	57.0
Créteil	13 775	2 339	11 213	27 327	59.2
Dijon	5 308	904	4 484	10 696	55.9
Grenoble	8 838	2 037	6 637	17 512	58.9
Lille	13 383	5 880	9 303	28 566	52.1
Limoges	2 178	826	1 756	4 760	54.8
Lyon	8 286	2 564	6 175	17 025	60.2
Montpellier	7 177	1 831	4 874	13 882	56.2
Nancy-Metz	8 221	3 014	6 104	17 339	54.1
Nantes	7 499	2 553	5 554	15 606	52.9
Nice	5 849	1 357	3 786	10 992	58.2
Orléans-Tours	7 837	2 176	5 509	15 522	57.0
Paris	4 087	1 367	6 204	11 658	62.3
Poitiers	4 920	1 664	3 652	10 236	55.1
Reims	4 757	1 546	3 149	9 452	54.7
Rennes	6 629	2 248	5 568	14 445	53.8
Rouen	6 435	1 416	4 795	12 646	56.5
Strasbourg	5 704	1 099	4 909	11 712	54.8
Toulouse	7 337	2 705	5 487	15 529	57.8
Versailles	16 609	2 711	13 951	33 271	63.7
フランス本土	180 912	51 759	139 566	372 237	57.0
La Réunion	3 539	1 234	2 199	6 972	45.0
Martinique	1 813	561	1 233	3 607	53.2
Guadeloupe	1 954	477	1 347	3 778	50.1
Guyane	876	119	406	1 401	44.2
海外県 小計	8 182	2 391	5 185	15 758	48.0
フランス本土 + 海外県 合計	189 094	54 150	144 751	387 995	56.6

(1) 初等教員を含んだ数値

(2) 中等教育教員 (公立) : 非常勤の割合

パリ大学区: 5.5 %
 海外県 : 7.1 %
 レユニオン : 3.8 %
 グアドループ: 6.6 %
 マルチニック : 8.7 %
 仏領ギアナ: 21.1 %

□ 1.9 - 3.0 %
 □ 3.0 - 4.0 %
 □ 4.0 - 5.0 %
 ■ 5.0 - 6.0 %
 □ 6.0 % 以上



7. 中等教育教員（免許、校種別）

(1) 中等教育教員（免許、校種別）：2000年度

	コレッジ(1)	職業高校	普通・技術高校	合計
高等教育教授職	0,0	0,0	1,5	0,6
アグレジエ 教授	5,0	0,5	24,6	11,7
中等教育教員、体育教授	75,6	6,1	62,6	61,0
補助教員	2,0	1,0	0,8	1,4
コレッジ	11,8	0,1	0,0	5,7
職業高校教授	1,9	81,8	7,7	15,1
常勤とILFM学生	96,2	89,5	97,1	95,6
非常勤	3,8	10,5	2,9	4,4
合計	100,0	100,0	100,0	100,0

(1) 初等教授は含まない。

8. 中等教育教員（教科別）

(1) 教科別中等教育教員数：2000年度（フランス本土+海外県）

	中学校教員 とSEGPA	職業高校	普通技術	合計	%		合計 本土+ 海外県
					女性	常勤	
各教科：							
哲学	1	13	4 115	4 129	39,6	1,2	4 276
文学	40 479	10 357	15 243	66 079	75,7	2,6	69 220
外国語	30 372	101	23 325	53 798	80,5	3,8	55 670
歴史・地理	17 786	23	9 726	27 535	54,2	1,8	28 586
経済社会	3	8	3 603	3 614	44,2	2,5	3 765
数学	24 861	5 879	17 211	47 951	47,1	2,0	50 081
物理・化学	6 731	45	13 624	20 400	42,6	2,8	21 085
生物・地学	11 406	13	6 245	17 664	65,2	5,9	18 434
バイオテクノロジー・遺伝子・生物化学	149	51	1 321	1 521	64,2	11,4	5 778
音楽	5 436	1	170	5 607	59,3	7,7	6 023
美術	5 337	11	457	5 805	60,2	3,4	3 086
装飾美術	2	1 743	1 216	2 961	55,8	12,4	1 584
基本教科 小計	142 563	18 245	96 256	257 064	63,7	3,2	267 588
生産業における職業技術分野：							
テクノロジー	13 264	21	8	13 293	37,5	1,6	14 037
工業系	8	10	18	36	0,0	0,0	18
工学	1 445	3 974	1 397	6 816	34,2	21,0	7 179
化学	116	60	176	352	22,7	21,0	176
工本工学	808	1 560	1 186	3 554	6,8	18,0	3 839
熱学	296	594	367	1 257	4,3	21,0	1 344
機械工学	150	6 065	8 881	15 096	3,0	9,5	15 565
電気	19	3 391	4 650	8 060	4,0	5,5	8 402
バイオテクノロジー、健康、環境、生物	375	2 912	890	4 177	94,2	10,4	4 368
ホテル業：料理	54	774	524	1 352	6,9	15,8	1 414
生産業における職業技術分野 小計	16 413	19 415	17 973	53 801	23,1	9,5	56 342
サービス業における職業技術分野：							
サービス系	4	4	25,0	33,4	0,0	4	33,4
コンピュータ	3	162	165	170	4,9	0,0	175
グラフィック	7	138	107	252	20,6	39,3	256
ナビゲーション	-	431	34	465	4,7	36,8	470
工芸	14	251	154	419	29,8	40,8	433
家族経済と集団社会	961	314	38	1 313	97,3	34,3	1 388
医療、社会福祉	-	988	1 344	2 332	88,7	20,9	2 453
経済と経営	66	8 457	16 295	24 818	71,7	4,0	25 888
ホテル業：サービス、観光	28	643	641	1 312	40,2	11,5	1 349
サービス業における職業技術分野	1 076	11 225	18 779	31 080	70,4	8,1	32 416
非専門的教育(2)	85	19	3	107	68,2	89,7	111
体育	20 774	2 857	6 554	30 185	46,7	1,6	31 538
フランス本土	180 911	51 761	139 565	372 237	57,0	4,4	387 995
フランス本土+海外県	180 994	54 150	144 751	387 995	56,6	3,9	387 995

(1) 演習形式：授業責任者のうち最低1時間授業をした者のみ数える。(2) 初等教員、補助教諭、点字、手話の教師によるもの。

9. 公立中等学校教員の職務

(1) 中等教育教員の授業時間数：2000年度（フランス本土＋海外県）

	実数	報酬時数			
		授業時数	課外	合計	内超過時数
アグレジエと高等教育教授	45 691	14,0	1,3	15,7	1,8
中等教育教員と同等資格教員	227 078	16,7	1,2	18,1	1,0
補助	5 265	16,5	2,8	19,3	0,8
中学校	21 375	16,7	0,5	17,1	0,7
職業高校	56 473	18,0	0,6	18,6	1,2
常勤	355 882	16,6	1,1	17,8	1,1
非常勤	16 355	17,1	0,4	17,8	1,1
全体	372 237	16,6	1,0	17,8	1,1

(2) 生徒数、生徒一人当たりの授業時間及び生徒一教員比率（2000年度）

	コレッジ(1)	職業高校	普通・技術高校	合計
生徒数	2 572 964	440 309	1 474 253	4 487 526
生徒一人当たりの授業時間	1,20	2,08	1,48	1,38

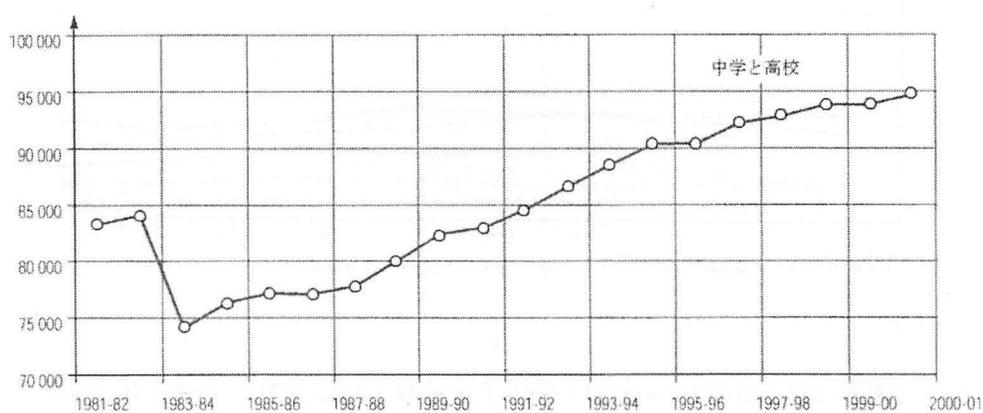
(1) 初等教員による担当授業数も含む。

校種別にみた一教員当たりの生徒数：

	コレッジ	職業高校	普通・技術高校	全体
教師一人当たりの生徒数	22,7	15,7	23,4	21,0

10. 私立契約学校にみる中等教育教員数の変遷

(1) 私立中等学校教員数の変遷：1981年度～2000年度まで（フランス本土）



1.1. 教員採用者数

(1) 採用者数の推移 (1992年度～2001年度) (フランス本土+海外県)

		1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001
公立:											
アグレガシオン	採用予定者数	5 000	5 000	5 000	5 000	5 000	4 100	3 710	3 364	2 850	2 900
	採用者数	4 102	4 025	4 131	4 120	3 940	3 554	3 399	3 246	2 835	2 878
CAPES (externe + interne + réserve + spécifique)	採用予定者数	19 375	19 520	18 800	18 040	16 200	13 774	12 409	10 755	9 265	9 550
	採用者数	11 848	11 993	11 920	11 547	10 603	11 246	10 429	10 007	9 059	9 541
CAPES (externe + interne + réserve) (1)	採用予定者数	1 415	1 380	1 380	1 400	1 330	1 668	1 675	1 545	1 370	1 425
	採用者数	1 415	1 380	1 380	1 328	1 307	1 546	1 554	1 466	1 337	1 419
CAPET (externe + interne + réserve)	採用予定者数	2 980	3 100	3 820	3 960	3 530	2 857	2 147	1 828	1 325	1 250
	採用者数	2 429	2 736	3 151	3 131	2 853	2 371	1 962	1 658	1 246	1 234
CAPLP (externe + interne + réserve)	採用予定者数	3 700	4 000	4 000	4 600	4 600	4 903	4 409	3 957	3 960	
	採用者数	3 287	3 709	3 774	4 153	4 112	4 390	3 880	3 578	3 424	
初等教授 (2)	採用予定者数	5 240	10 576	10 077	10 430	9 813	9 195	9 214	10 050	10 324	11 245
	採用者数	5 180	10 546	10 091	10 426	9 727	9 195	9 214	10 044	10 324	11 229
私学教員:											
CAFEP (3)	採用予定者数			700	1 400	2 100	1 920	1 920	1 850	1 850	1 850
	採用者数			300	672	825	868	852	778	896	1 140
CAER + spécifique	採用予定者数	2 162	2 742	3 047	3 252	3 252	2 666	2 650	2 650	2 500	2 500
	採用者数	1 528	1 488	1 914	2 505	2 486	2 418	2 482	2 379	2 248	2 093

(1) 内部試験は1989年より開始

(2) 1992年より開始

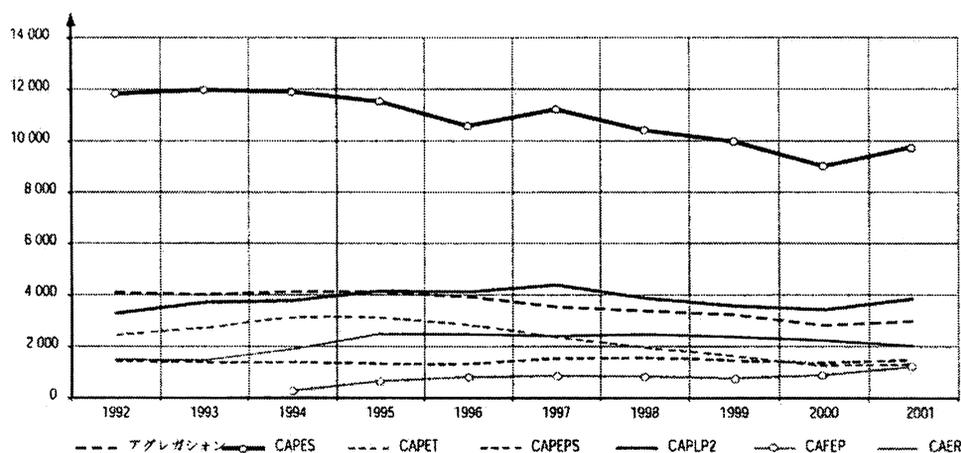
(3) 1994年より開始

CAPES: 中等教授 (普通科)、CAPET: 中等教授 (技術科)

CAPEPS: 中等教授 (体育)、CAPLP: 職業高校教授、CAFEP: 各種免許 (アグレガシオン、CAPES、CAPEPS、CAPET、CAPLP) 毎の外務試験採用者の給与体系。契約学校のみ。

CAER: 各種免許 (アグレガシオン、CAPES、CAPEPS、CAPET、CAPLP) 毎の内部試験採用者の給与体系。

(2) 中等教育教員の採用者数の変遷 (フランス本土+海外県)



(3) 初等教育教員(professeurs): 採用予定者数、登録者数、受験者数、採用者数、合格率、追加採用者数: 2001年度 (フランス本土+海外県)

	採用予定者数	登録者数	受験者数	採用者数	合格率	Inscrits sur liste complémentaire
外部試験	11 000	59 742	47 244	11 000	23,3	7 310
内部試験	245	1 468	1 066	229	21,5	84
合計	11 245	61 210	48 310	11 229	23,2	7 394

1.2. 教科別教員採用者数

(1) アグレガシオン：2001年度試験結果（教科別）

	外部試験					内部試験				
	採用予定者数	応募者	受験者	合格者	%合格者/ 受験者	採用 予定者数	応募者	受験者	合格者	%合格者/ 受験者
理数科系:	744	8 339	5 568	744	13.4	235	3 783	3 264	231	7.1
数学	310	2 663	1 796	310	17.3	129	1 944	1 944	125	6.4
物理、化学	269	2 752	1 697	269	15.9	61	1 173	827	61	7.4
生命地球科学	165	2 924	2 075	165	8.0	45	666	493	45	9.1
文・社会系:	480	9 771	6 103	480	7.9	277	4 343	2 906	278	9.6
現代文	136	2 043	1 324	136	10.3	112	1 598	1 088	112	10.3
歴史（外部）、地歴（内部）	120	3 992	2 437	120	4.9	97	1 474	938	98	
哲学	80	1 901	1 291	80	6.2	18	655	455	18	4.0
言語:	320	3 862	2 289	307	13.4	146	2 393	1 612	142	8.8
英語	150	1 959	1 170	150	12.8	62	1 290	842	62	7.4
スペイン語	77	877	530	77	14.5	36	674	463	36	7.8
ドイツ語	53	528	338	53	15.7	31	282	207	31	15.0
技術系:	341	4 389	2 113	339	16.0	90	2 644	1 690	90	5.3
経済・経営	130	2 220	895	131	14.6	44	1 453	868	44	5.1
機械工学	61	584	376	61	16.2	10	223	157	10	6.4
電気学	47	595	341	47	13.8	14	565	387	14	3.6
芸術系	73	1 023	581	73	12.6	39	755	550	39	7.1
体育	42	1 458	758	42	5.5	113	2 011	1 289	113	8.8
合計	2 000	28 842	17 412	1 985	11.4	900	15 929	11 311	893	7.9

(2) 中等教育教員：2001年度試験結果（教科別）

	外部試験					内部試験									
	採用予定者数	応募者	受験者	合格者	%合格者/ 受験者	採用予定者数		応募者		受験者		合格者		%合格者/ 受験者	
						(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	受験者	
CAPES:															
理系	2 465	16 586	13 392	3 041	22.7	409	214	3 149	1 293	2 303	930	434	214	18.8	
数学	990	6 975	5 773	1 231	21.3	180	85	1 171	511	811	343	181	85	22.3	
物理・化学、物理-電気	750	4 818	3 677	866	23.6	79	51	885	304	642	226	90	51	14.0	
地球・生命科学	725	4 793	3 942	944	23.9	150	78	1 093	478	850	361	163	78	19.2	
文・社会科学系	2 649	23 787	18 196	3 106	17.1	592	261	4 459	1 608	3 112	994	594	261	19.1	
現代語	1 160	6 976	5 520	1 359	24.6	293	118	1 658	714	1 166	438	293	118	25.1	
歴史・地理	865	9 229	7 265	1 043	14.4	130	69	1 049	417	684	237	130	69	19.0	
古典語	335	947	844	344	40.8	11	5	85	34	59	21	13	5	22.0	
外国語	2 181	13 452	10 539	2 221	21.1	578	293	3 925	1 717	3 111	1 266	577	293	18.5	
英語	1 170	6 289	4 914	1 200	24.4	305	140	1 922	868	1 501	654	305	140	20.3	
スペイン語	725	4 202	3 449	725	21.0	143	75	1 062	414	854	276	141	72	16.5	
ドイツ語	175	1 326	1 051	175	16.7	59	34	447	205	351	148	59	34	16.8	
芸術系	385	2 782	2 138	445	20.8	100	56	691	317	484	234	114	57	23.6	
宗教						28	28	174	174	174	174	28	28	16.1	
工学						163	163	1 268	1 268	1 154	1 154	196	196	17.0	
合計	7 680	56 607	44 265	8 813	19.9	1 870	1 015	13 666	6 377	10 338	4 752	1 943	1 049	18.8	
CAPET	890	8 262	4 847	1 023	21.1	360	230	3 750	1 377	2 687	932	400	246	14.9	
CAPEPS	1 155	8 034	7 280	1 311	18.0	270	90	1 474	470	1 185	309	268	84	22.6	
CAPLP:															
普通科目	1 128	13 703	9 362	1 709	18.3	237	156	2 618	1 020	1 725	644	276	189	16.0	
数学・理学	390	3 757	2 489	556	22.3	86	55	887	349	575	232	101	65	17.6	
文学・歴史	372	5 242	3 411	577	16.9	83	55	876	366	613	248	96	68	15.7	
英語-文学	303	3 092	2 285	463	20.3	52	35	603	233	370	127	60	43	16.2	
テクノロジーと															
職業教育科目	1 482	9 310	5 959	1 463	24.6	938	619	7 471	3 735	5 836	2 709	1 205	792	20.6	
経済・経営	335	4 172	2 504	424	16.9	158	109	1 600	810	1 153	573	214	147	18.6	
土木工学	125	304	221	71	32.1	94	63	673	356	562	272	124	77	22.1	
電気学															
電気工学	110	426	286	110	38.5	43	23	337	143	225	80	57	30	25.3	
バイオテクノロジー															
健康・環境	110	732	391	97	24.8	111	70	997	502	762	347	138	97	18.1	
工学						90	90	747	747	624	624	120	120	19.2	
合計	2 610	23 013	15 321	3 172	20.7	1 265	865	10 836	5 502	8 185	3 977	1 601	1 101	19.6	

(1) 合計、(2) 留保者数 n° 96-1093法に基づいた数値

Sommaire

Première partie : Le système éducatif et l'organisation administrative de l'éducation

1. Le système éducatif

Q1-1. De quelle façon est organisé le système scolaire français ? Quelles sont ses particularités ?

Q 1-2. De quelle façon est organisé l'école maternelle et l'école élémentaire ?

Q1-3. De quelle façon est organisé le collège ?

Q1-4. De quelle façon est organisé le lycée ?

Q1-5. Pourriez-vous nous présenter la semaine du 4 jours et le rythme scolaire ?

Q1-6. Y-a-t-il des cours interdisciplinaires en France ?

Q1-7. Pourriez-vous nous donner des chiffres présentant l'éducation en France ?

2. L'organisation administrative de l'éducation

Q2-1. Existe-t-il des comités éducatifs chargés de l'administration éducative ?

Q2-2. Quel est le rôle de ces « inspecteurs » chargés de l'administration éducative ?

Q2-3. Il semblerait que l'influence d'une centralisation du pouvoir soit très présente en France mais cela concerne-t-il également la législation concernant les enseignants ?

Q2-4. Qui est chargé de la gestion des installations éducatives et de leur entretien ?

Q2-5. Existe-t-il un modèle de cursus ou une inspection des manuels scolaires basés sur des directives du Ministère de l'Éducation Nationale ?

Deuxième partie : La formation des enseignants

3. Avant les IUFM

Q3-1. En France, quand a commencé le système de formation des maîtres ?

Q3-2. Quand a été créée l'école normale ?

Q3-3. Comment était effectuée la formation des maîtres avant la création des IUFM ?

4. Le système de formation de maîtres et la qualification des enseignants

Q4-1. Pourriez-vous nous présenter brièvement l'organisation de la formation des maîtres en France ?

Q4-2. Pourquoi les IUFM ont-ils été créés ?

Q4-3. Quelles sont les différentes sortes de diplômes des enseignants à l'école primaire ?

Q4-4. Quelles sont les différentes sortes de diplômes des enseignants dans le secondaire ?

5. Les concours externes et internes de personnel d'enseignant

Q5-1. De quelle façon obtient-t-on son diplôme d'enseignant ?

Q5-2. Quelles sont les conditions de base pour se présenter à un concours d'admission d'enseignant ?

Q5-3. Quelles sont les formalités administratives pour se présenter à un concours externe et interne ?

Q5-4. Dans le cas d'une présentation à un concours externe et interne d'enseignant, existe-t-il une limite d'âge ou du nombre de fois possibles ? A quelle période de l'année sont organisés les concours externe et interne des enseignants ?

Q5-5. Quelles institutions organisent les concours externe et interne des enseignants et quelles sont les étapes de l'organisation ?

Q5-6. Quel est le contenu des concours externe et interne des enseignants ?

Q5-7. Pourriez-vous nous donner plus de précisions concernant le contenu des concours externe de professeur d'école ?

Q5-8. Les annales et les résultats des concours externe et interne des enseignants sont-ils publiés ?

Q5-9. Existe-t-il des différences prévues dans la méthode d'obtention du diplôme entre les différentes personnes s'y présentant notamment entre les étudiants universitaires et les professeurs non-titulaires ou fonctionnaires publics ?

6. La formation dans les IUFM

Q6-1. Pourriez-vous nous présenter brièvement le cursus et les particularités des IUFM ?

Q6-2. Lors de l'organisation du cursus dans les IUFM, que définissent les directives de l'Education nationale ?

Q6-3. Pourriez-vous nous présenter l'entrée à l'IUFM et le cursus préliminaire suivi à l'université ?

Q6-4. Quel est le contenu éducatif de la première année d'IUFM ?

Q6-5. Après la qualification comme enseignant, quel est le contenu éducatif de la deuxième année d'IUFM ?

Q6-6. La France a visiblement des critères concernant les compétences des enseignants. Que définissent exactement ces critères ?

Q6-7. De quelle façon est déterminée la fin des études dans les IUFM ?

7. Les stages de formation.

Q7-1. Quelle est la signification des stages ?

Q7-2. De quelle façon sont organisés les stages de formation ?

Q7-3. De quelle façon et par qui est déterminé le lieu du stage ?

Q7-4. Quel est le type d'encadrement pendant le stage ?

Q7-5. Dans le cas des enseignants du domaine technique et professionnel, quels types de stages sont effectués ?

8. La gestion et l'administration des IUFM

Q8-1. Quels sont les rapports entre les universités et les IUFM ?

Q8-2. Quel est le système de gestion et d'administration des IUFM ?

Q8-3. Quels sont les différents types de personnels travaillant dans les IUFM ?

Q8-4. Les IUFM sont-ils l'objet d'une évaluation de la part du CNE (Comité national d'évaluation) ?

9. Nomination et salaire des enseignants.

Q9-1. Où et de quelle façon sont affectés les enseignants nouvellement nommés ayant quitté les bancs de l'IUFM ?

Q9-2. Au Japon, il est fréquent que les enseignants soient l'objet d'une mutation après 5 ans d'exercice dans un établissement. Des mutations et des déplacements de personnels sont-ils effectués en France ?

Q9-3. De quelle façon est organisé le système des salaires et des augmentations de salaire des enseignants ?

Q9-4. Quels sont les horaires de travail et les types d'emplois ?

Q9-5. Existe-t-il un âge de la retraite pour les enseignants ?

Q9-6. Est-t-il possible qu'un enseignant passe à une position administrative comme celle de directeur d'école ou devienne inspecteur ?

Q9-7. Existe-t-il des enseignants non-certifiés ou non-titularisés ?

Q9-8. La France a visiblement lancé un système d'emploi-jeunes travaillant comme assistants et appelés « aide-éducateurs ». De quoi s'agit-t-il exactement ?

10. Formation continue

Q10-1. Pourriez-vous nous présenter les différents types de stages de formation continue et leur contenu ?

Q10-2. Quelle signification ont les stages des enseignants en France ?

Q10-3. Existe-t-il des stages pour les professeurs récemment nommés en France ?

Q10-4. Pourquoi l'IUFM se charge-t-elle également des stages de formation continue ?

11. La formation des enseignants et des personnels des établissements privés

Q11-1. Quelles sont les qualifications nécessaires pour devenir enseignant dans un établissement privé ? Est-ce que ces qualifications sont différentes de celles des établissements publics ?

12. Les directives du gouvernement concernant les enseignants

Q12-1. Dans le cadre de la formation, quel type d'enseignants veut former le gouvernement ?

Q12-2. Quelle est la situation concernant l'offre et la demande en terme d'enseignants et quelles sont les prévisions d'avenir ?

Q12-3. Quels sont les rapports disponibles concernant le système de formation des enseignants et les IUFM ? Quels en sont les contenus principaux ?

Q12-4. De quelle façon sont gérés les rapports entre les directives des autorités en terme d'éducation et les besoins des régions ? Est-ce que les directives des autorités en terme d'éducation tiennent compte des besoins particuliers des régions ?

Troisième partie : Les enseignants et les établissements scolaires

13. Les garanties de statut et les mesures disciplinaires concernant les enseignants.

Q13-1. Jusqu'à quel niveau la « liberté de l'enseignement » est-elle reconnue pour les enseignants en tant que profession spécialisée ?

Q13-2. Les enseignants disposent-ils du droit de grève ?

Q13-3. De quelle façon sont mises en place les sanctions disciplinaires à l'égard des enseignants ?

Q13-4. Au Japon, les thèmes de l'évaluation des enseignants ou de l'évaluation de la capacité professionnelle des enseignants sont beaucoup discutés. Une évaluation de la capacité professionnelle est-elle mise en place en France ?

Q13-5. De quelle façon sont traités les cas de professeurs incompetents ou dont l'équilibre psychologique est déficient ?

14. Enseignants, personnels et établissements scolaires

Q14-1. De quelle façon ont lieu les affectations d'enseignants et de personnels, notamment des chefs d'établissements ?

Q14-2. Pourriez-vous nous présenter les différents types de personnels non-enseignants travaillant dans les établissements scolaires et leurs fonctions ?

Q14-3. Quels sont les horaires de travail et l'organisation du travail des enseignants et des personnels ?

Q14-4. Est-ce que comme au Japon, les enseignants travaillent de 8 heures et demi du matin à 5 heures de l'après midi ?

Q14-5. Dans les écoles primaires en France également, un professeur unique est-il chargé de toutes les matières ?

Q14-6. Au Japon, à chaque heure de cours, le professeur se rend dans la salle de cours de la classe dont il est chargé. Est-ce la même chose en France ?

Q14-7. Quelles salles occupent les enseignants ?

Q14-8. Une réunion des personnels a-t-elle lieu toutes les semaines ?

Q14-9. Récemment, un système de conseillers des écoles pour « la création d'écoles ouvertes » a été introduit et des actions pour l'évaluation des écoles sont entreprises. Qu'en est-il pour la France ?

15. Les postes administratifs dans les établissements

Q15-1. Quels sont les postes administratifs notamment celui du chef d'établissement ?

Q15-2. Comment devient-on chef d'établissement ?

Q15-3. Quels sont les pouvoirs d'un chef d'établissement ?

Q15-4. Est-ce que les enseignants espèrent un jour devenir chef d'établissement ?

16. Les relations entre les professeurs / personnels et les parents / élèves

Q16-1. De quelle façon sont notés les élèves ? Comment s'organisent les bulletins de notes et les dossiers des élèves ?

Q16-2. Les punitions corporelles de la part des enseignants sont-elles interdites ?

Quelles sont les punitions qui sont permises ?

Q16-3. Au Japon, lorsque les élèves ont fait une fugue ou se sont livrés à des actes répréhensibles, les enseignants et personnels des établissements interviennent aussitôt mais est-ce la même chose en France ?

Q16-4. Des visites de classes de la part des parents ou des entretiens privés existent-ils ?

17. Syndicats d'enseignants et de personnels

Q17-1. Est-ce que beaucoup d'enseignants et de membres du personnel font partie de syndicats ?

Q17-2. Quels types d'associations forment les principaux syndicats ?

18. Les réponses aux problèmes de terrain posés par l'école

Q18-1. Actuellement au Japon, la délinquance (les crimes) des jeunes devient (deviennent) un problème social. Quelle est la situation en France ?

Q18-2. Concernant les problèmes de violence à l'école, quelles sont les mesures qui sont prises ?

Q18-3. Quelles sont les particularités de la façon dont les jeunes occupent leur temps libre ?

Q18-4. Les rapports humains se développent de plus en plus au niveau mondial. Quelle est la position de la France, pays qui a comparativement une longue tradition d'accueil des populations étrangères, en terme de pluralité culturelle ?

Q18-5. Concernant l'éducation des élèves étrangers (immigrés, issus d'immigration), quelles sont les mesures prises par la France ?

Q18-6. En France, parmi les mesures éducatives pour les élèves étrangers existe la politique des « ZEP ». De quoi s'agit-il exactement ?

Q18-7. En tant que mesure face à la violence, l'éducation civique est considérée comme très importante. De quelle façon est-elle mise en place ? En outre, quelles sont les compétences exigées pour les enseignants en étant chargés ?

19. La position sociale des enseignants dans la société et la culture des enseignants

Q19-1. Il semblerait que l'influence des classes sociales soit très présente en France. De quelle classe sociale sont donc issus ceux et celles qui deviennent enseignants ?

Q19-2. De quelle façon les professeurs peuvent trouver à travers leur travail un but dans l'existence ?

Q19-3. Comment les professeurs considèrent-ils leur travail ?

Q19-4. Quelle est la vie courante des professeurs ?

Q19-5. De quelle façon les professeurs passent-ils leurs vacances d'été ?

Quatrième partie : Documents statistiques

(traduit de Repères et références statistiques –édition 2002)

1. La Structure par âge du personnel enseignant du secteur public
2. Les enseignants du premier degré public : évolution
3. Les enseignants du premier degré public par département
4. Les enseignants du premier degré privé sous contrats
5. Les enseignants du second degré public : évolution
6. Les enseignants du second degré public par académie
7. Les enseignants du second degré public par corps ou grade
8. Les enseignants du second degré public par discipline
9. Le service des enseignants du second degré public
10. Les enseignants du second degré privé sous contrat
11. Les concours de recrutement d'enseignants : évolution
12. Les concours de recrutement d'enseignants du second degré par discipline(2001)

『フランスの教員と教員養成制度—Q&A』

2004年3月31日

フランス教師教育研究会
研究代表者 古沢常雄
(法政大学文学部)